

第百七十七回国
会

参議院農林水産委員会會議録第五号

平成二十三年四月十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十三日

辞任

補欠選任

長谷川 岳君

熊谷 大君

四月十四日

辞任

補欠選任

熊谷 大君

長谷川 岳君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

主濱 了君

岩本 司君

大河原雅子君

野村 哲郎君

山田 俊男君

委員

一川 保夫君

金子 恵美君

郡司 彰君

外山 斎君

徳永 エリ君

松浦 大悟君

青木 一彦君

加治屋義人君

熊谷 大君

鶴保 庸介君

長谷川 岳君

福岡 資麿君

横山 信一君

渡辺 孝男君

柴田 巧君

紙 智子君

衆議院議員

農林水産委員長

修正案提出者

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

文部科学副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

海上保安庁長官 鈴木 久泰君

環境大臣官房庶務
・リサイク
ル対策部長

伊藤 哲夫君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○お茶の振興に関する法律案(衆議院提出)

○農林水産に関する調査

(東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件)

(福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件)

○委員長(主濱了君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、長谷川岳君が委員を辞任され、その補欠として熊谷大君が選任されました。

○委員長(主濱了君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

森林法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、林野庁長官皆川芳嗣君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(主濱了君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(主濱了君) 森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松浦大悟君 おはようございます。参議院議員の松浦大悟です。

大震災から一か月が過ぎました。まずは、今回の東日本大震災でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表します。そして、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

私の地元秋田県は、東北の中では比較的被害の少なかった地域だと言われておりますが、それでも親戚や御友人を亡くされた方々がたくさんいらっしゃいます。例えば、秋田市に新屋地区というところがございますけれども、ここはかつて十條製紙という製紙会社の企業城下町でした。当時、新屋の日新小学校は秋田県で一番のマンモス校と言われておりました、二千人の生徒のうち、その半分が十條製紙関連の家庭の子供だったと言われております。ところが、その十條製紙が工場の縮小に伴って秋田工場が閉鎖されて、多くの皆様が宮城県の石巻工場に移された。その石巻工場は今回大津波で大打撃を受けてまして、たくさんの方がお亡くなりになりました。現地で火葬をすることができなくて、泥の付いた御遺体を秋田に運んできてだびに付したという方もいらっしゃいます。

私は、今回の大震災、復興にはかなりの時間が掛かるのではないかと感じております。しかし、何としてもやらなくてはならない。私は、今日我が国がこんなにも豊かさを享受できているのは、東北の皆さんの頑張りがあったからだと思います。井沢八郎さんの歌った「あ、上野駅」ではありせんけれども、金の卵と呼ばれた農家の次男、三男の皆さんが集団就職で上京して、働いて働いて今日の日本を築いてきた。私は、もう一

○松浦大悟君 続いて、農水省に伺います。
東日本大震災からの復興に当たりまして仮設住宅などの資材をどう確保していくか。報道によりますと、合板などの資材が逼迫しているとも言われております。被災地以外の都道府県からの供給

体制、これについて聞かせてください。

○政府参考人(皆川芳嗣君) お答え申し上げます。

震災に伴います仮設住宅、さらには復興住宅と
いうものについての資材供給ということで、特に
合板等の資材供給が非常に大事になってございま
す。私どもは、被災後、即、関係業界を集めまし
て、特に被災していない地域での増産ということ
を要請をしたところでございます。

現状でございますけれども、まず六万戸と申し
ます仮設住宅につきましても合板がどのぐらい要
るのかということでございますが、大体四万立米
要るということでございます。実は被災していな
いところでの月間の生産能力が十六万立米あると
いうことでございますので、震災前の合板需要に
もこたえた上で、なおかつ仮設住宅への需要とい
うことにも十分こたえ得るというふうに、可能で

最近の生産状況を聞いておりまして、三月中は非常にやつぱり震災の影響が残っておりまして、四月に入ってからには休日返上、また稼

働日数を増やすといったような操業体制を組んでいるということで、かなりフル生産に近づいているといったような状況ではないかというふうに思っております。

農林水産省といたしましては、こういった安定的な合板の生産が引き続き行われるように原木の安定供給ということも山側に求めていますし、また被災工場の復旧ということにつきまして

も、第一次補正予算という中でもそういった復旧に対する支援といったようなことについてもできるのではないかとということで今詰めを行っているというところでございます。

○松浦大悟君 秋田県にも大きな合板会社がございます。

今後の復興を考えますと、中長期的な国産材の供給体制が必要であろうと思います。例えば、震災で仕事を失われた方の雇用への受皿として林業を考えることもできるのではないかと。国有林野事業を含めた地域林業への就労機会の拡大に向けた施策を検討すべきではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

ただ一方で、林業というのは残念ながら労働災害が多い職種ということも事実だと思っております。新規就労者を危険から守らなくてはなりません。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今政府としてやるべきことは、被災に遭われた方々にきちつと食料供給をし、そしてその方々の健康を守っていく、あるいはまたこれらの仕事の雇用というものに対してしっかりとその雇用の確保に取り組んでいく、あるいは将来に向けての生活というふうなものを

しかしながら、現行の規定のままでは、例えば森林施業の集約化ですとか路網の整備が不十分というところであるために林業の採算性の悪化を招いている、また林業の生産に対する意欲を低下させてきているということです。また戦後

植林した人工林資源を活用するという観点でもなかなか今の規定のままでは十分ではないという認識に立ったところでございます。

このため、今回の森林法改正におきましては、森林の多面的機能の持続的発揮と林業、木材産業の再生を目指す森林・林業再生プランというものを法制面で裏付けするというのを念頭に置きまして、森林計画制度を見直して施業の集約化などを通じて持続的な森林経営を確立するとともに、所有者が不明な場合も含めまして森林所有者のいかに問わず適切な森林施業が確保できるように、一部私権制限的な部分も強化するといったようなことを通じて各般の施策を積極的に推進できるようにしたいということでございます。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

今もお話にありましたとおり、戦後植林した人工林がちょうど伐採時期を迎えていると。これまでは木を幾ら切っても採算が合わないで、林家の皆さんの山への関心が薄くなり、森林所有者の把握も難しかったと。しかし、これからはしっかりと路網を造ってコストの掛からない形で材を搬出できるようにしていく、業としての林業が成り立つていくようにしていくことだと思えます。森林所有者が不明の場合でも、行政の裁定により施業代行者が間伐を行えるようにしていくんだということだと思えます。森林管理を行うためには、森林所有者の情報管理をしっかりとしていくことが大事だというふうに認識をしております。

そこで、森林所有者等に関する情報の共有について伺います。

今回、衆議院での修正案は、森林行政以外が保有している森林所有者等に関する情報を地方公共団体の内部で利用することができること、また他の公共団体やその他の者に対して必要な情報の提供を求めることができる旨、新たに条文が盛り込まれました。

林野庁に伺いますけれども、林野行政以外の行

政が持つ森林所有者に関する情報としてどのようなものがあるのか、またこれから農林水産省としての他の行政が持つ所有者情報とどのような連携を図るべきと考えているのでしょうか。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 森林・林業行政以外で森林所有者情報が把握できるものといったしましては、不動産登記法に基づく不動産登記簿がございます。また、地方税法におきましては固定資産税の課税台帳がございます。また、国土交通省の国土利用計画法に基づきます土地売買に関する届出といったようなものがあるのではないかと。ふうに思っております。

こういった他の行政機関の情報の活用に向けては、これまでも活用できるものについては連携を強化してきたところでございます。例えば、昨年十月には、国土利用計画法を所管する国土交通省と連携をいたしまして通知を発出して、都道府県段階での土地部局と林務部局の森林の土地売買に関する届出に関して情報共有を進めたところでございます。

これに基づきまして、外国人の土地所有ということについての状況がある程度明らかになったということかと思っております。

今回の森林法の改正審議におきまして、衆議院での修正ということで、他の行政機関が持ちます森林所有者情報の利用に関する規定ということで設けられたところでございます。本法案の可決をいただいた場合には、この規定を十分に活用させていただきます。関係省と連携した取組を一層促進しまして森林所有者に関する情報のより的確な把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

現在、国土交通省の国土利用計画法に基づく届出情報との連携が図られているということでございますが、この届出は、森林については一ヘクタール以上の土地の売買のみが対象となっている、一ヘクタール未満の土地については対象になつてないということですね。より所有者を確

実に把握するためには不動産登記の情報それから固定資産税課税台帳の情報を林野行政が利用できることが望ましいというふうに思います。

そこで、法務省に確認の質問をさせていただければと思います。

不動産登記情報は開示情報のため当然林野行政も入手はできるんですけども、その際に、一般国民が登記事項証明書の交付を申請する場合と同様に一件一件地番を特定しなければならぬ、多大な労力を要していると言われております。行政コストの無駄を省くという面からも、地方公共団体からの求めがあれば、データベースで不動産登記情報を提供すべきではないかと思いますが、その点に伺っていかうかがいします。

○政府参考人(原優君) お答えいたします。

不動産登記における所有者情報について、関係行政機関から法令上の根拠に基づきましてデータの提供を求められた場合には、法務省としましては関係行政機関に対して必要とされる情報をデータで提供していただいております。

現在御審議中のこの森林法改正法案には森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる旨の条項がございますので、この改正法案が成立し、法務省に對しまして情報の提供を求められた場合には、関係行政機関と必要とされる情報の提供の仕方等について検討してまいりたいと考えております。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

データでいただけるというふうに認識をさせていただいてよろしいですね。

○政府参考人(原優君) はい、そういう方向で協議をさせていただいております。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

続いて、総務省にも確認をさせていただきたいと思ひます。

修正案では、森林所有者の情報共有規定のほか、新たに森林の土地の所有者となつた者は市町村長に届け出なければならないという届出義務規定が盛り込まれました。第十条の七の二でござい

ます。この趣旨に沿って考えた場合に、固定資産税課税台帳には課税庁が独自に調査して知り得た不動産登記簿には記載されていない情報も記載されておりまして、所有者情報を最も正確にとらえていると言われております。

しかし、地方税法の二十二条の秘密に当たるといふことなんです。届出義務規定の趣旨を踏まえてこれを確実に施行していくためには、固定資産税課税台帳にしか記されていない情報も含めて林野行政が利用することが有効だと考えますが、こちらは開示をしていただけるのかどうか、改めて確認をしたいと思ひます。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、今も土地課税台帳に記載されている事項のうち登記簿に記載されている情報については一般に公開されておりますので、所有者の把握等のために活用することは可能でございます。

今、森林法の改正で御議論されておる点でございますが、登記簿に記載されておらずに課税庁が調査した結果知り得た情報につきましては、まず当該情報を活用することについて本人の同意がある場合、それから、今回の改正に関連しますが、所有者がその情報を行政機関に報告する義務があり、かつその行政機関が税務当局へその情報の提供を求めることができる旨の法律が定められている場合には活用可能でございます。

したがいまして、今回修正で、御指摘のような市町村への届出義務が課され、かつ市町村が課税当局にその情報の開示を求めることができるという規定を置いていただければ、今後の新たな所有権の移転につきましては課税当局から情報提供が可能となります。その点では御指摘のとおりだと思います。

○松浦大悟君 是非、今回の森林法改正の趣旨をお酌み取りいただきまして、速やかな運用を図っていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。本日にこれが可能になれば、大きな進歩

だと思っております。地方公共団体に通知を出して、周知徹底をしていただければというふうに思います。

法案提出者の佐々木議員に質問させていただきたいと思います。

自民党から衆議院に提出された森林法改正案には、現に森林の所有者である者は、法律施行から三か月以内に市町村長に届け出なければならぬ旨、記されておりました。これを実施すると市町村の事務がパンクするのではないかと、実効性が確保できないのではないかとといった議論が民主党内でもありまして、代わりとして、行政内部での情報の共有によって所有者を把握すべきだという考え方にまとまったと認識をしております。

私は、現森林所有者を把握するためにも、やはり固定資産課税台帳にしか記載されていない情報を利用すべきだというふうに考えます。修正案には、所有者情報共有規定と併せて、森林に関するデータベースの整備に必要な措置を講じることが追加されました。百九十一條の四でございます。ここに記された規定を確実に施行するためにも、固定資産税、課税台帳のみにしか記載されていない情報を利用すべきと考えますが、この点についてはいかがお考えになっておられるでしょうか。

○衆議院議員(佐々木隆博君) お答えさせていただきます。

衆議院において修正をさせていただきましたが、その中で新たに、森林の土地所有者の把握のための届出制ということが一つ、もう一つは森林所有者の把握のための情報共有に関する規定、この二つが新たに追加をされたところでございます。

これは与党、野党問わず論議になっていたというふうに住じておりますし、今回の森林法の中で、森林の施業そのものについてはかなり記載が充実をされていたわけですが、森林の、林地の所有についてはほとんど記載がされていなかったというふうな、閣法の中ではですね、そういうようなことがあって、この森林の土地の所有

の把握の必要性に着目をして我々としては論議をさせていただいてまいりました。この点について踏み込んだ規定が置かれたという意味は大変大きいというふうに思っております。

本来、先ほども総務省の方からお答えがございましたが、そもそも森林の土地の所有者はほとんどが本来の姿であります。先ほどもお話ありましたが、登記はあくまでも任意でなされるものでありますので、限られたケースではあります。所有者が登記簿と一致していないという場合がござい

ます。このような場合の森林の所有者の把握のために、先ほど来お話がありますように、国土利用計画法の届出に関する情報、それから固定資産台帳の情報の共有というふうな協力をいただくという必要があるということについての問題意識は与野党とも共有をさせていただいていたところでございます。その意味で、今回、登記簿で森林の土地の所有を把握できない場合の備えとして情報共有の規定が置かれたということは非常に重要なことだというふうに思っております。

今委員からも御指摘がございましたデータベース化についてでございますが、固定資産課税台帳の情報については、地方税法上、守秘義務との関係が問題となるのは確かでございます。今回、届出制が導入されることにより、届出の対象となる情報については利用可能になるということ、それから本人の同意を得ることとその他についても利用可能になるといった工夫をいただくことで、情報の共有のための道をできる限り幅広く開いていくことになるのではないかとというふうな期待をいたしております。

一つ追加でございますが、地方公共団体の皆さん方からは、とりわけ実務担当者からですが、情報の共有について何らかの規定を法律に置いていただければ情報提供のお願いがしやすくなる、と、実務上極めて有益であるというふうな御意見もいただいておりますので、こうした期待にもこたえられるものではないかというふうに思っている

ところでございます。

○松浦大悟君 今回これが成立した暁には、立法府の意思として新たに盛り込まれた条文の理念を踏まえて、関係各省の連携を深め、法律の確実な施行に取り組んでいただければと思います。

さて、林業の再生を成し遂げるには、やはり安定供給体制の確立が必要だと思っております。材の供給拡大には施業集約化の具体的な計画作りを担うプランナーが不可欠でございますけれども、全国的に必要な人員が確保できているのか、またどのように育成していくのか聞かせてください。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 委員御指摘のとおり、安定供給ということをするためには、集約化ということがどうしても必要でございます。そのための森林の施業プランナーということについては、何としてもこれを各地域でしっかりとした人員を含め確保していかなくばいかぬというふうに思っております。

私どもといたしましては、平成二十三年度末に二千百人といったような育成目標を掲げてござい

ますけれども、これに向けては、今までの十九年度からの研修ということで育成をしてきてござい

ますが、これに向けて大体その方向で進んでいる

のではないかとこのように考えております。今後とも、この森林施業プランナーの育成という

ことがしっかりと図られて、また二十四年度から

のか聞かせてください。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 私ども路網整備としては、特に森林の中で濃密に走っていないかきやいかぬ森林作業道と、さらには林業専用道といった形で、それを早期に路網整備を進めていくということが大事だと思っております。これに向けての予算ということでは、実績というよりもこの延長を、平成二十三年には、今までも約二倍のスピードで掲げていこうということで森林作業道それから林業専用道の予算を確保しているところでございます。二十三年度予算でございます。

また、こういった路網を整備するという

つきましては、どうしても今までは違って簡易ではあるけれども丈夫な路網を造っていくということでございますので、そういった観点でのいわゆる技術者ということの育成ということについてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えて

でございます。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

路網整備をしつかりと行って、そこに高性能林業機械を入れていくということだと思

います。ハーベスタですとかフォワーダといった機械、雪深い秋田県でも大変重宝しております。やはりこれを使うと作業時間がぐっと縮まるということ

が言われております。これを担う人の育成も併せて行

っていただければというふうに思います。さて、被災地の復興に関して、新たな町づくりを進める中で林野庁の役割というのも非常に大きなものがあると思っております。例えばバイオマスエネルギーなどの利用を図るべきではないかと思

います。菅総理は、エコタウン構想の中で、山を削って高台に住むところを置いて漁港まで通勤するだとか、植物やバイオマスを使った地域暖房を完備したエコタウンを造り、福祉都市としての性格も持たせるとい

うようなことをおっしゃっています。林野庁として積極的にビジョンを示していくべきだと思

いますが、その点についてはいかがで

しようか。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 私どもも、今までの集中的な例え電力によるエネルギー供給ということではなくて分散型のエネルギー供給ということの中で、特に木質バイオマスの活用ということが非常に大事だということに思っております。また、今回の復興ということに向けての構想を作る中でも、私どももそういった木質バイオマスを活用した町づくりとか、そういったことについても積極的に提言していきたいというふうに思っております。

また、今回震災で生じた木質系の廃棄物が多数ございます。こういったものにつきましても、例えばこれをただ埋却するというのではなくて、これをバイオマス発電等に有効活用する、またその処理終了後は、未利用の間伐材がございますので、そういったものを活用した木質バイオマスの発電等ということで施設を活用するといったような構想もありますので、そういった木質バイオマスの推進を今回、震災を機に図っていくということが非常に大事ではないかというふうに考えているところでございます。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

最後に、今回の森林法の改正、直接支払制度などにより、業としての森林・林業政策の充実は図られたというふうに思います。

ただ一方で、森林自体がナラ枯れなどの原因で元気がなくなっているというようなことも指摘をされていると。酸性雨の影響による土壌の酸性化なども指摘をされております。私は、業としての林業だけではなく、持続可能な森をつくっていく対策も必要だと感じておりますが、現在、ナラ枯れに対してはどのような検討や対策が進められているのでしょうか。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 委員御指摘のとおり、ナラ枯れが最近非常に被害材積も増えているという状況にあることは事実でございます。このため農林水産省では、特に防除を行う事業ということについての予算を確保するということだけで

はなくて、特に都道府県が行います新たな防除技術の実証といったものの支援ということについても取り組んでいるところでございます。

特にナラ枯れにつきましては、その直接の発生機構自体は、カシノナガキタイムシ自体が集中的にナラに集まって、それによって枯損が生ずるということは分かっておりますが、それ以外の、例えばどういう環境でそういったものが促進されるのかといったようなことについても、これは様々な関係する研究機関等とも連携しながら、また民間の方々のお知恵も拝借しながら、そういった技術開発ですとか研究の推進ということについても取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

今回の森林法の改正は大変関係者の皆様から期待が寄せられております。是非とも積極的な運用をよろしくお願い申し上げます。質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○加治屋義人君 自由民主党の加治屋でございます。

今回の地震、津波がもたらした被害地の現状を見るたびに、国政に身を置く一人として復旧復興を願いながら万全の対策を講じていかねればならない、そう思います。政党間の枠を超えての取組がされておりますが、このような深刻な事態に農林水産大臣として我が国の第一次産業の再生と復興に向けてどのように取り組み、対処するか、このことは大変急務であります。

今、松浦委員からの質問の答弁でございましたけれども、ただ一つ申し上げたいことは、早急に復興計画を策定して、予算、金融など措置することが大事だと思います。農、林、水の復興は、大臣、あなたの双肩に懸かっている、そう思っておりますので、どうぞ健康にも十分留意していただきたいと思います。一言コメントいた

○国務大臣(鹿野道彦君) 先生からだいたい大変な心ある御激励をいただきました、心から感謝を

申し上げます。

私は今、被災された方々、まず、漁業に戻りたい、また農業をやりたいというふうな人たちが、その人たちに何とかたえていくという意味におきまして、この第一次補正に、一刻も早く漁業をやっていたために、また作付けをしていたためにと、こういうようなことの気持ちの中で、そのような予算をやはり確保しなきゃならない、こういうことで今取り組んでおるところでございます。

そして、当然のことながら、その後におきましては、この被災地をどういう形で復旧復興していくかというそのプランを作っていくかなきゃなりません。復興構想会議というふうなものも十一日の日に立ち上げて、政府全体としても取り組んでいくということでございますけれども、そういう中で、被災に遭われた方々、地域の方々のお声というふうなものも十二分にお聞きをしながら新しい一つのプランというふうなものを打ち立てていく中で、やはり、ああ、この復興のモデル的な一つの形をつくるのができたんだと、こんなことが後世において評価されるようなことも、私も私としては、何としてもそのためにも新しい農業の形を、林業の形を、そして水産業の形をこの東日本に位置付けていきたい、形付けていきたい、こんな思いの中で取組をいたしてまいりたいと思いたいと思うところでございます。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

今回の森林法の改正がいかにこの再生プランの実効あるものになるのか、そういう角度で二、三質問をさせていただきます。

先ほど話がありましたけれども、衆議院での修正、一つには市町村への届出の義務や情報の共有化、二つ目には届出の義務に違反して立ち木を伐採した者に伐採の中止命令など修正をされまして参議院に送付されたわけですが、このことは大いに歓迎をすべきことだと、そのように思っております。

そこで、一つには、外国資本による山林の買収問題は、外国資本による投機的な買収にもある程度の抑止力が掛かるのではないかと、そういう期待もいたします。そこで、外国資本による森林買収が森林整備や水源の確保等に及ぼす影響、このことを懸念しておりますが、このような外国資本による森林買収の動きに対してどのように認識をされておられますか、一つは伺いたいと思

それから、議院修正によって付け加えられた所有者からの届けの仕組みについて、政府としてどのような事項を想定されるのか、このことも伺いたいと思います。

外国資本による森林買収の動きを受けまして、自治体が森林等の土地の取引や水源地域の保全にかかわる条例を制定するなどの動きが見られます。このことは、自治体が安全措置を講ずるとい、地域住民の水源確保への不安を解消する方法であると高く評価をしております。一方、国の制度である保安林について見ますと、現在、保安林の面積は森林面積の五割弱、保安林の約七割は水源涵養を目的とした保安林となっておりますが、国として更に保安林を拡大する意向はあるのか。私はすべきだと思いますが、いかが考えでしょう

○副大臣(篠原孝君) 加治屋委員、今四点の質問があったかと思

まず、外国人の土地所有の関係でございますけれども、農林水産省は、国土交通省と連携いたしまして平成十八年度から二十一年度までの四年間の実情を調査いたしました。その四年間で三十三件、北海道が二十九件、兵庫県が一件で、五百七十四ヘクタール、民有林の千七百万ヘクタールのうちの〇・〇三%でございます。二十二年度の分につきましてはただいま集計中でございまして、近々発表できると思

二番目でございますけれども、外国人の土地所有がいろいろなところに影響を及ぼすんじゃないかという御質問でございますけれども、我々は、所

有者のいかに問わず森林の整備というのは非常に大事だと思っております。公益的機能もござい
ますので。ですから、今回でございました制度は、後
でお答えいたします制度等によりまして所有者を
きちんと把握するとともに、森林を全体として整
備できるような森林法の改正、今お願いしている
ところでございます。

三点目でございますけれども、衆議院の修正、
追加されたけれども、そのものはどうなっている
のかということでございますけれども、例えば届
出の内容でございまして、氏名、会社の名前、所有
者がどういふ人かということ、それから所在地、
面積、それから、そういったことは省令できちん
と規定していかなければいけません。施行は一年後で
ございますので、関係市町村に周知を徹底して万
全を期してまいりたいと思っております。

それから保安林でございますけれども、保安林
は我が国の森林面積の半分ほど、千二百万ヘク
タールを指定してきております。これは昭和二十
九年以来ずっと指定してまいりまして、相当増え
てきております。平成十六年三月に保安林整備臨
時措置法は失効しておりますけれども、保安林の
指定、拡大については我々は一定の成果を上げて
きたのではないかと考えております。

最近、外国資本による森林の買収というのがあ
りまして、森林の持つております公益的機能、例
えば水源林についてなど、非常に関心が持たれて
おります。こうした状況を踏まえまして、我々は
今度森林計画の中で保安林の指定というのが大
大しければいいんじゃないかと思っております。保
安林の指定は今後とも推進してまいる所存
でございます。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

保安林としての水源林というのは今おっしゃ
たとおり大変大切だということに思っております。
で、水源林の造成事業が大切だと思います。この
事業は森林総合研究所が全て担っておるわけであ

りますけれども、やはりここ辺りの予算の拡充と
いうのが私は必要だねと、そう思っておりますの
で、そのこともひとつ要望をさせていただきたい
と思っております。

今回の改正案は、一昨年政府が取りまとめた
たいた森林・林業再生プランを法制面でどう具
体化していくのか、こういうことだろうと思つて
おりますが、本プラン、このプランの一つは、今
後十年内に外材に打ち勝つ国内林業を確立する。
二つ目は、山元へ利益を還元するシステムを構築
し、やる気のある森林所有者、林業事業体を育成
するとともに、林業・木材産業を地場産業として
再生をする。三つ目は、外材からの需要を取り返
して、強い木材産業を確立する。四つ目に、我が
国の社会構造をコンクリート社会から木の社会に
転換を目指しながら、もうかる林業と木材自給率
五〇%の実現のために打ち出されたプランである
と承知をいたしております。

計画達成により、十年後、自給率五〇%として
おりますけれども、十年間の予算をどう見込んで
おられますか。ある専門家によりますと、毎年二
千億円、単純に計算しても十年で二兆円の予算規
模になるわけでありまして。再生プランを確実な
ものにするためにはやはり財源の裏付けが必要だと
私は思います。

そこで、提案申し上げたいのは、この再生プ
ランと環境税の導入と一体的に進めるべきではあ
りませんか、このことを考えておりますけれども
も、この環境税導入の考え方はいかがか。あわせ
て、こうした施策を確実に実施していくために、
平成二十三年度の予算にどう反映をされているの
か、大臣の御答弁をいただきたいと思つていま
す。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生から御指摘の点
は非常に重要なポイントだと思っております。
そういう中で、農林水産省といたしまして、
地球温暖化対策税、いわゆる環境税、こういうこ
とにつきまして、その創設と、その税収の使途
につきましてやはり森林吸収源対策として位置
付けるべきであるということ税制改正の

議論の際に要望をいたしてきたところでございま
す。残念ながら、今回、二十三年度におきまして
その実現等には至らなかったわけでございませ
けれども、しかし、平成二十三年度の税制改正大綱
におきましては、温室効果ガスの削減に係る国際
公約、国際的な約束というふうなものを達成する
というふうな観点から、森林吸収源を含めた諸
施策の着実な推進に資するよう国全体としての財
源確保を引き続き検討すると、このように明記さ
れたところでございます。

これを踏まえまして、私も今、先生からの
御指摘のとおり、森林吸収源対策というふう
なもので、これはどうしても財源が必要でござい
ますので、その財源は確保されるよう引き続き懸命
に取り組んでまいりたいと思つてるところでござ
います。

そういう中で、平成二十三年度におきまして
は、施業の集約化というふうなものを進め、路網
整備を、何としてもこれを行っていかなくやなら
ない。そしてまた、搬出間伐を、これをやはりど
うするかというふうなことは路網整備と一体的に
取り組んでいかなきゃならないわけでありまして
で、そういう意味で、森林管理・環境保全直接支
払制度というものを創設をいたすとともに、フォ
レストなどの人材育成や木材需要の拡大等、そ
して森林・林業再生プランを推進するための必要
な予算というふうなものも計上いたしてるところ
でございます。

○加治屋義人君 ありがとうございます。
再生プランと環境税というのは切り離せられな
い私は問題だと思っておりますので、やはり林業
目的の環境税導入というものを考えていく必要が
あるのではないかと、そのように思っています。

次に、林業版直接支払創設について伺います。
制度上から考えますと、一定の面積の施業集約
化、森林経営計画の樹立、搬出間伐の実施、林業
作業道の開設までの一連の作業が直接支払の支援
の対象とされております。これまでの補助事業に
比較をしまして大変ハードルが高いと、支払まで

の相当の期間が掛かるのではないかと私は危惧し
ております。また、施業集約化促進対策において
は、森林の現状調査、境界確認、施業提案書の作
成、集約化施業の合意形成等を交付金対象の活動
としているものの、集約化実施計画を策定した森
林施業計画の認定森林で集約化施業を実施する森
林とされております。搬出間伐など、実際に施業
をしないと交付金の対象とならないものと私は受
け止めておりますけれども、現場に即した運用で
柔軟に対応すべきだと、そのように思っております
ので、これは私の文章からのただ判断でございま
すので、どうかしっかりと御答弁いただければ有
難いと思つております。

○大臣政務官(田名部匡代君) 今先生のお話しな
された施業集約化促進対策事業でありますけれ
ども、先生のお話しになったそのとおりなんです
が、集約化に必要な活動に対して支援をしてい
くわけでありまして。

ただ、この事業でありますけれども、最終的に
はしっかりと間伐等の施業を行っていただくわけ
なんです。その施業実施前の森林経営計画の作
成であるとか、そして集約化施業実施の合意形成
がなされた時点で交付金が支払われるということ
でありまして、できるだけ、先生が御指摘のとお
り、施業を実施する方々の負担が軽減されるよう
にこれからも取組を進めてまいりたいと考えてい
ます。

○加治屋義人君 この件については現場が混乱し
ないようしっかりと説明をしていく必要があると
思っておりますので、どうぞよろしくお願いをし
たいと思つております。

次に、林業施業に必要な土地利用権の認定手続
について伺いたいと思つております。

第一点は、他人の土地の使用権の設定に関する
協議の申請があつた場合、土地所有者等が出頭
に本当に当たるのかどうか、たとえ応じたとしても
土地使用権を認める判断をするのか否か、具体的
には、林業専用道若しくは森林作業道としての使
用権になると思いますが、使用権を認める気がな

ければまずはお頭を拒むケースが多いと思われる。この結果として、省令等において、手続を終結し得るとの規定によって強制的な使用権の認可がされることとなるとありますが、個人の財産権との兼ね合いで強制的に認可することが本当に可能なのか、民法上などの整合性もどうかとやっておかなければ強制的認可には無理があるのではあるまいかと、このように私は考えますが、実質的に強制的な土地使用権の認可が本当に可能かどうか、疑問であります。

こうした事実等によつて対処されていかれようとしているのか、見解を伺いたいと思います。それから二点目、続けてしたいと思いますが、申し訳ありません。早急な間伐が必要な森林の施業代行制度の見直しについてであります。

要間伐森林発生の原因は、所有者不明若しくは境界不明確、又は間伐を実施しても不採算の林分などであつて、市町村長が期限を定めて勧告してもなかなか応じてもらえないのではないかと考えてなりません。また、このような森林については施業代行希望者もなかなかいないのではないかと、たとえ施業代行者がいたとしても、森林法の改正のみで要間伐森林の間伐木の所有権の移転及び当該要間伐森林についての間伐を実施するための土地を使用する権利の設定が強制的に執行が可能かなどの疑問を払拭できないのであります。

この制度がうまく活用できたとしても、間伐の手法や間伐木に係る売上高の取扱いの問題が更に浮上してくることなど、本制度の運用も非常に難しいものと思われるけれども、こうした事態にどう対処されようとしているのか、伺いたいと思います。

○副大臣 篠原孝君 ただいまの加治屋委員の御質問、御指摘は、まさに今回の森林法の改正の核心に迫る重要な御質問、御指摘ではないかと思ひます。

森林施業を集約化して、効率化して全体の整備をしようとする、しかし所有者が分からないと、

これが一点です。で、いるけれども、嫌だと言つて応じない方がおられると。

私が遭遇したのでちよつと例で申し上げますと、五百ヘクタールぐらい一気にやろうとしたと、一軒だけどうしても嫌だと言ふ人がいたと。

その理由も聞きますとなかなか泣ける話なんですけれども、お父さんがその施業中に亡くなつてしまつたと、その山で。ですから余りいじくりたくない。また誰かがけがするんじゃないかと。非常に急な坂で、だからもうほうつておいていいんで、やつてもらいたくないという方がおられたそうです。ですけれども、それ、結構広い所有面積を持つておられる方で、どうしてもその部分が欠けると駄目なので、どうしてもということ説得していただきました。

そういったようなことがありましたので、我々は検討いたしました。まず、行政手続法で不利益処分を行うわけですが、そういうたときに不明な人がいます。あるいは、応じない人がいるわけですから。そういうたときに手続が進められるという規定がありました。それから、鉱業法にありまして、かねへの鉱業ですけれども、これを国が許可するときに、他人の土地を使用したりする場合があるわけですが、不明の場合にもちゃんと手続が進められるような規定がありました。それに倣つて、今回、我々、森林法でも、不明な場合あるいは手続に応じない場合でも手続を進められるようにということで法律改正をしております。これが、ですから今回の改正の眼目でございます。

それで、次の御指摘が、いや、そんなことを言つたつて、元々今まではつたらかしになつていのはお金にならないからで、希望者がいないんじゃないかということ。それから、そもそもそれが民法上あるいは憲法二十九条の私的財産権をきちんと認めている我が国の法体系に合わないんじゃないかという二つの御指摘でございますけれども、まずお金の面でございますけれども、土地の使用料とか立木がお金になるわけですから、それは

ちゃんと所有者に行くことになっております。所有者が不明の場合はどうするのかと。法務局に供託いたしまして、出てきた場合はその方に行くということになっております。ですから、その辺のところでは私的財産権をきちんと認めている我が国の法体系にはちゃんと合つていのではないかと私は少なくとも思つております。

それから、採算が合わないということなんですけれども、ですから、採算が合わないからこそ、今まで一ヘクタールとか二ヘクタール、そのぐらゐの森林所有者がちよぼちよぼ施業をしていたんではとても採算が合わない。だから、大ぐりにして、例えば、ある町で一萬ヘクタールの民間所有森があると。みんな薪炭林として利用していたけれども、もう利用しないと。我々の祖父父母の世代にちゃんと植林してくれたと。だけれども、ほつたらかしくなつていふ。これはもつたないといふこと。だけれども、木がでかくなつていふ。五十年、六十年たつていふ。だからコストを下げればいいんじゃないかといふことを誰も考えるわけでは。ですから、集約化と路網の整備、高性能機械の導入によりましてコスト低減をします。それだけじゃ賄えないだろうといふことで、先ほど大臣がお答えになりましたけれども、森林管理・環境保全直接支払制度の支援対象にします。こういうことによつて、私は収益が確保できるんじゃないかと思ひます。こういうた制度をもろもろ兼ね合わせましてやつていくと、我が国の森林も整備が進み採算が合うようになっていくんじゃないかと思ひます。

いずれにしても、これは市町村、それから都道府県、森林所有者の皆さんの御協力を得なければならぬ。なかなか進まないことなんだろうと思ひますけれども、この法律改正がなされた暁には、皆さんの協力を得まして我が国の森林をきちんと整備し、自給率、十年後五〇％に持つていきたいと思ひております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。私がいろいろ申し上げましたけれども、余計なことだつたねと、そう言われたといふことを期待をしまして、是非御努力をいただきたいと思ひております。

次に、無届け伐採が行われた場合の行政命令の新設について伺いたいと思ひます。

届出をせず立ち木を伐採し、伐採後の造林がされず、災害を発生、誘発させるおそれがある森林について、市町村長が伐採後の造林をすべき旨を命ずる、このことは妥当なことと思つておりますが、今の国産材価格では到底伐採後の造林の費用まで賄うことは不可能だと、放置されるケースが多々出てくるものと思ひます。

そこで、この制度を確実に実行するためには、やはりせめて再造林に必要な経費に見合う補助制度を併せて構築する必要があるのではないかと私は思つておりますが、いかがお考えか伺いたいと思ひます。

次に、森林所有者が作成する森林施業計画の見直しについてであります。

計画の認定要件の追加として、一つには、計画を作成した者により当該計画に従つた森林の施業及び保護が適切かつ確実に実施されると認められること、二つ目には、周辺の森林所有者の申出に依つて計画を作成した者が森林の経営の委託を受けることが確実にであると見込まれることが挙げられておりますけれども、いかなる手段、方法をもつて確認しようとしていふのか、いま一つ不明確でありません。現場が混乱しないよう措置を講じていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

次に、行政が作成する森林計画の見直しについて伺ひます。

市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとされておりますが、今回の市町村森林整備計画は以前にも増して高度化、精密化した内容となつていふことから、現在の市町村の職員の体制、まあ地方に行きますと、職員一人、二人、しかも兼務と

いう状況の中で林務担当者の配置しかされておらず、その上、林業技術者のほとんどがいらないのが現実であります。そうした中であって、市町村を取り巻く林業事業者や森林組合などの協力なくしてこの計画はできない、困難だと、そのように思っております。

市町村の財政の厳しさを踏まえ、国において制度的にも予算的にもいまだ充実したものと必要があるのではないかと思います。市町村における起債発行等々も考えられますが、本計画の樹立が確実に実効性のあるものになるよう検討すべきと思いますが、いかがでございますか。

○副大臣(篠原孝君) 第一点のまず御心配でございますけれども、採算が合わなくて、木は切ったけれども再造林なんてとてもする意欲が湧かないのではないかと御指摘でございます。

これは、今現に再造林が行われていない森林が、あちこちにあります。それは我々も十分承知しております。ですから、そのために、鶏が先か卵が先かという感じの議論になってしまうかもしれませんけれども、森林管理・環境保全直接支払制度を導入する、路網整備をする、高性能機械を導入する、そして施業を集約化すると、コストが合うようにして、なるべく再造林の余裕が出るようにしてまいりたいと思っております。これしかないんじゃないかと思えます。

幸いにいたしまして、二十年前や三十年前だったらなかなかそれはうまくいかなかったかもしれませんが、今ちょうど戦後の一生懸命造林した木が伐採期を迎えておりますので、それから木材需要もだんだん、ちょっとひとところよりは少なくなりましただけでも、例えば今の震災の復興に関連してもいっぱい木材が必要になるわけですし、こういったことに地域材を、国産材を活用していただければ採算が取れるようになるのではないかと思っております。

それから次に、二番目は、市町村の森林所有者が作成する計画の認定要件、いろいろござい

ちゃ書いてあるけれどもどうやって認定するんだと、抽象的に過ぎるんじゃないかというような御指摘かと思えます。それからもう一つ、市町村役場に行きますと、森林の担当者、林業の担当者などというのは一名か二名、数名しかない、それでどうやって認定するんだという御質問だったかと思えます。

これは、やっぱり市町村役場におきましては、都道府県と違いまして身近にありますので、これは本場にちゃんと森林の施業、保護がきちんと行われるかどうか、あるいは作業受託がきちんと行われるかどうかというの、少なくとも市町村の役場の人たちがだいたいわかるに一番身近なので認定できるのではないかと思っております。

実行段階におきましては、これからまだ一年ほどありますので、きちんと政令、省令整備して実を上げられるようにしてまいりたいと思っております。

○大臣政務官(田名部匡代君) もう一つ、市町村の森林整備計画についてありますが、先生が御指摘なされたように、今の県や市町村の体制で大丈夫なのかというその御心配であります。

今まではこの計画というものは国であったり、また都道府県が作ると、それを市町村が受けてやってきたわけですが、今回、市町村自体がその計画を作れるということで、まさに実情に見合ったプランが立てられるということになります。

その中で、先生からいろいろ御心配がありました。市町村の森林整備計画の策定に当たって学識経験者の意見を聴取するであるとか、都道府県の林業普及指導員の事務、市町村森林整備計画の作成達成のための技術的援助等をしてもらうような、そういったことを明記したところであり

す。体制として予算もという話でありましたけれども、二十三年度の予算においては、森林の情報整備等を図るため四億円、そして市町村への技術的援助等に当たる林業の普及指導員等を対象とし

た研修の実施に対して五億円を措置したところであり

ます。市町村を支援して市町村森林整備計画がきつちりと実効性のあるものとなるようにこれからもしっかりと努めてまいりたいと考えています。

○加治屋義人君 副大臣、まさに将来についてはそのとおりで納得するんですけど、最近の話ですけど、ある山の所有者から電話がありまして、い立派な木を間伐材として出したら、そうしたらお金が返ってこないんだと、事業体に頼んだんだけれども、森林組合に頼んだんだけれども金が返ってこない、という電話なんです。そうしたら、森林組合に私は聞いてみましたら、森林組合も持ち出したと言っています。

この再生プランが軌道に乗るまでは何年か掛かります、コストダウンまでは。その間をどうするかということも是非検討していただきたいと思っております。それと、市町村のやはり充実ということが今度の再生プランで必要です。どうぞお願いしておきたいと思えます。

大変この法改正に伴う再生プランについて細かい質問に終始してきましたけれども、要は再生プランの成功は人材育成に懸かっていると思えます。これに懸かっていると思えます。

フォレストは都道府県で、プランナーは森林事業者、森林組合が担うことになりましたけれども、現場を知らないフォレストはまさにペーパードライバーですよ。市町村もそのとおりですよ。やはりこういうことを考えますと、フォレスター、プランナーの育成にしっかりと予算も掛けて教育をしていくと、このことが必要だと思いますし、徹底した講習を積極的に進めていただきたいと、そのことを思っておりますが、いかがでございますか。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生の御指摘、大変重要な点だと思っております。今後のこの集約化、そして間伐、それを搬出、そしてそれを利用していくと、一体的な事業をしつかりと実行して

いくためには人材の育成が大変重要であると私たちも認識しております。

それで、農林水産省内に設置した有識者の皆さんの会議においても、人材育成検討委員会、この中で取りまとめをいただきまして、まさに現場を知っているということは大変重要でありまして、その現場を知った上で全体像を描くフォレスター、そして集約化施業を提案する森林施業のプランナー、さらには現場で技術を指導する技術者の育成、こういったことが必要だとその委員会の中でも御提案をいただいたところであります。

それで、フォレストについてでありますけれども、例えば国有林の職員であるとか、民間も含めてであります、専門知識や技術また実務経験など一定の資質を有する者を育成し、市町村森林整備計画の策定等、市町村行政を支援する仕組みを創設することとしたところであります。今年度からその育成を開始するところであります。

これは、具体的に申し上げますと、実務経験のある都道府県職員などを対象に、国有林のフィールドを活用した、まさに先生が御指摘のとおり現地での実習を取り入れた研修をこれから行ってまいりたいと考えております。これに関しては二十三年度の予算でも措置しておりますけれども、まさに先生の御指摘を踏まえて、しっかりと現場を知ったそういった専門知識を持った人材育成に今後努めてまいりたいと思えます。

それで、ちょっとお時間をいただいて、先ほどの答弁の中で、これまで市町村計画、森林計画について国や県が作ってきたものを市町村がという言い方をしたんですが、計画そのものは市町村が作ってきました。ただ、これまで国や県が作った計画を踏まえて市町村が計画を作ってきたので、言ってみますと、独自の、実情を踏まえた独自のということではなくて、県や国のものを踏まえていたという意味で申し上げたので、その点だけ訂正をさせていただきますと思えます。

○加治屋義人君 ありがとうございます。現場を知らないフォレストというのとは仕事に

ならないと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

昨年は、川下対策ともいえるべき公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が成立をいたしました。私もそのとき質問させていただきましたが、より一層の木材の利用促進を図る観点から現行の建築基準法の必要な見直しに取り組むべきだと、こういうことを指摘を申し上げて政府の答弁をいただいておりますけれども、建築基準法の見直しに向けた取組は現在どうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(井上俊之君) お答え申し上げます。

建築基準法では、火災に対する安全性の観点から、建築物の立地、規模、用途、これらに応じまして防火規制を行っております。当該規制の見直しには安全性の確保に関する検証が必要だといふふうに考えております。木材利用促進法三条五項の規定にもございますが、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえ検討を加え、その結果に基づき必要な法制上の措置等をとることというふうにされているところでございます。

特に多く御指摘をいただきましたのが現在建てることのできません木造の三階建ての学校、これについてこれまでも御指摘をちょうだいしてきたところでございます。この法律の施行を踏まえまして、この木造三階建てを建てられるようにするための検証はどうあるべきかということで、過去、三階建ての共同住宅を認める際にも実大火災実験というのを行っております。こういう実大火災実験が不可欠だろうというふうに考えております。

昨年度、既にこの実験のための基礎的な調査を開始をいたしております。今年度は予算をちょうだいいたしまして実大火災に取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

○加治屋義人君 なかなか建築基準法の見直しと

いうのはいろんな難しい問題あるんでしょうけれども、急いでいただいて、見直しをさせていただいて、国産材利用拡大の原点だと思っておりますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

最後の質問にさせていただきますが、森林の土地の境界確定のための措置について伺います。

森林の土地の境界確定について、相続等により不在村の森林所有者が増加し境界未確定のケースが多いという現状があります。森林施業の集約化を進める上で障害となるおそれがあることから、地籍調査を進めなければならないと思っております。

一方、これまで国土交通省が行ってきた地籍調査の森林における進捗状況は、平成二十一年度末現在で四二％にすぎないのであります。

森林において地籍調査が進んでいない理由についてどのように分析をされているのか。また、地籍調査の促進とともに森林の境界確定についてどのように取り組み、どのように進められているのか、具体策を伺いたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生が御指摘のとおり、地籍調査はこれまで四二％しか進んでいないということでもあります。まさに、これから森林施業の集約化をしていくに当たって、この路網整備を促進して、そしてその適切な森林整備をしていくためには境界の明確化をしっかりと行っていくかなければならないというように認識をいたしております。

それで、地籍調査がなぜ四二％だったのかというの私の方からちょっとなかなかお答えできませんけれども、そういったことを踏まえて、やはり施業の集約化の徹底に向けて、境界や所有者が不明で整備が進まない森林において市町村や地域住民等が行う境界の明確化の活動に対して支援を行っているところであります。そして、二十三年度からでありますけれども、森林管理・環境保全直接支払制度の中で、境界の確認も含めた施業集約化に不可欠な活動に対する支援を行う考えであります。

ります。

これから各省庁、関係省庁と連携をしながら調査の結果を共有してまいりたいというふうに考えております。

○加治屋義人君 この調査については再生プランとの整合性が出てきますからね、しっかりと進めていただきたいと思います。

少し時間ありますので、もう一点だけ質問したいと思っております。

地球温暖化防止策についてでありますけれども、森林の役割についてはもう御承知のとおりであります。地球温暖化防止の観点から森林に対する期待が高まっております。閣議決定された京都議定書目標達成計画において六％の義務、そして森林で三・八％を占めるこの対策は確実に達成する必要があります。

第一次約束期間の二〇一二年も近づきつつありますが、鳩山前総理は我が国の温室効果ガス削減、二五％まで削減すると明言をされておられます。京都議定書に代わる新たな枠組みづくりの交渉も行われておりますが、先週の新聞報道によりまして、福島での原子力発電所の事故を受けて、二五％の削減目標の見直しや第一約束期間の削減目標の未達成国への罰則適用から日本を除外を求めているとの記述がありましたけれども、電力不足を補うため火力発電所への転換措置など、温暖化ガスを多く排出するために今以上に森林の持つ多面的機能が求められていると。そういうことを考えますときに、今後、森林政策をどうこのエネルギーとの問題でCO₂の関係で進められようとしているのか、一言だけコメントいただきたいと思っております。

○副大臣(篠原孝君) これまた国策、エネルギー政策全般にかかわる御指摘、御質問だと思っております。

今の福島第一原子力発電所の問題、これは非常に重大問題でありまして、我が国の将来のいろいろな政策に大きな影響を及ぼしているんじゃないかと、特に地球温暖化防止対策としてどうい

とをやっていくかということ、いろいろ大きな転換が求められているんじゃないかと思っております。

しかし、森林に関していえば、厳然とした方針があり、私は微動だにしないものがあるのではないかと思います。完全にカーボンニュートラルなエネルギーでございますし、もう何人かの方から御質問、御指摘いただいておりますけれども、木質エネルギーによる発電、これは量としては微量でございますけれども、これをきちんと考えていくべきではないかと思っております。

それから、三・八％、我が国のCO₂削減のうちの、六％のうちの三・八％を森林吸収量で賄っていくということ、これを決めてあります。ですから、我々は、十九年度から二十四年度の六年間に三百三十万ヘクタールの間伐に取り組んで、そして森林できちんと吸収してもらおうということに全力を挙げてきております。今までも、皆さん御承知のとおりでございますけれども、まずは当初予算で組み、かつ補正予算で上乗せしてこのことを推進してまいりましたが、今後ともこれを地道に続けていくことが我々にとっては一番大事なことでないかと思っております。

○加治屋義人君 いろいろ質問をしまいたけけれども、私は、この森林・林業再生プラン、すばらしい計画だと思っておりますので、これがどう果たしているのか、そのことについて今後とも努力をいただきますようお願いして、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。

まず、昨年の五月に成立をしました木材利用促進法と、それから今回の森林法改正によりまして、森林・林業の再生に向けては川上から川下までの法整備が、総合的な法整備が成るということで、私も期待をしている一人でございますが、その内容について幾つか質問をさせていただきます。

まず、自公政権時代のときに実施をいたしました新生産システムについてであります。

新生産システムは、全国十一のモデル地域におきまして、平成十八年から五年間実施をされました。モデル地域では年々生産性が向上し、また加工コストも低減されたというふうに承知をしておりますが、この成果についてはまずどのように評価をしておられるのか、そしてまたモデル地域の林業を活性化する上で効果があつたと言えるかどうか、この点について伺います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今、先生からのお話の新生産システムというのは、平成十八年から二十二年まで取られた政策でございます。小規模化からできるだけ大規模化していく、規模を大きくしていく、こういうことで、いわゆる加工施設等々も規模を大きくしていく、そういうことを一つの契機として大規模化していくというふうなことでありまして、これは当然取つてなければならなかった政策であるものと私どもは評価をさせていただいております。

○横山信一君 この新生産システムは平成二十二年で終了しましたけれども、農水省の、平成二十一年十二月に、我が国の森林・林業政策の指針となる森林・林業再生プラン、まあこれは政権交代後ですけれども、策定をいたしました。このプランは、施業の集約化あるいは生産コストの低減を図るということで、この新生産システムと共通した目標を持っております。

そこで、これまでの新生産システムで得られた成果を森林・林業再生プランの実施にどのように生かしていくのか。また、森林・林業再生プランでは平成三十二年までに木材自給率五〇%以上というのを掲げております。この目標を実現するためにどのような課題を考えておられるのか、伺います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今お話しいただいた件につきましては、まさに新生産システムによりまして川上と川下の一体化というふうな取組が行われてまいりました。その結果、原木の安定供給に関する協定に基づく取引割合や、あるいは地域材利用量が非常に大きくなって増えてきたと、こ

ういうようなことでございまして、これからこの森林・林業再生プランを実行していく上におきましても新生産システムのこの考え方というふうなものを生かしていかなければならない、こういうふうに考えておるところでございまして。

そして、十年後の木材自給率五〇%以上というふうなものを、この目標を実現していく上におきましては、施業集約化というものを基本といたしまして、できるだけ低コスト作業システムを確立をしていくと、そして効率的な加工流通体制をつくっていくというふうなことが必要ではないかと、このように考えているところでございます。

○横山信一君 次に、要間伐森林制度についてであります。

これまで、要間伐森林の所有者が不明の場合、間伐代行の手續を進めることができないなどの都合が相当数あつたと思っておりますけれども、どの程度の指定がなされたのか、まず伺います。

○政府参考人(皆川芳嗣君) これまでの要間伐森林制度の適用状況でございますけれども、平成二十一年度におきまして要間伐森林の指定状況でございます。二万六千ヘクタールというふうになってございます。これは五年前から比べますと、京都議定書の森林吸収源対策の達成に向けた間伐の促進によりまして、五年前から比べますと、五年前が五万三千ヘクタールあつたわけでございまして、二万七千ヘクタールということに減少しております。

以上でございます。

○横山信一君 減少しているということでありまして、この要間伐森林の施業代行の方法というのは分収育林契約の仕組みになっております。このため、施業を代行する第三者の申請がなされにくいなどの問題点が指摘をされてまいりました。

今回の改正案では、間伐木の所有権の移転あるいは間伐実施の土地使用権に関する裁定を申請できるようにするという制度の拡充がなされております。しかし、分収育林契約のスキームはそのまま残っているわけでありまして、変更はされてい

ないということと、これで制度の拡充というのは何が優れているのかということをお聞きしたいということと、それから、森林所有者が不明の間伐木の特定所有権並びに特定使用権を取得申請する場合には補償金の供託が必要になってまいります。この補償金は、立木販売の収入からその伐採販売費を控除したもののいうふうになるわけなんですけれども、そもそもこの補償金が払えるほどの利益が上がるのかどうかということでもあります。特に今、丸太価格が低迷をしているという現状で、この仕組みが果たして機能すると言えるのかどうか、この点について伺います。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 要間伐森林制度の制度の拡充についての御指摘でございますけれども、やはり今までの分収育林契約の締結ということになりますと、かなり長期にわたる契約ということで、その施業代行をされる方が非常に長期間拘束をされるということで、どうしてもそういうことを選択することをおこなうというてしまうといったような点があつたんだと思います。

今回は間伐木の所有権を移転するというところでございますので、間伐の行為をする時点で、その時点ごとに関係が切れていくということでございますので、そういった意味での運用の便宜といえますか、そういった面では格段に向上するということに私どもは考えてございます。そういった点が制度の概要でございます。

それからもう一点、こういった施業代行ということをしたとしても、最終的に収益の面でマイナスになってしまいますと、どうしても代行施業者もやらなくなるんじゃないかといった御指摘かと思っております。

これにつきましては、先ほどの篠原副大臣からの御答弁にもありましたけれども、やはり今回の集約化ということ、さらに、それによりまして生産性の向上ということと同時に並行でこのことを進めていくということがどうしても不可欠だろうと思っております。我々、先ほども、路網整備をし、またそこに高性能林業機械が入った場合の労

働生産性というのは格段に上がります。そういった形で、その施業代行をされる方々、そういった方々が主に周辺の間伐を担っていただくというところでありますれば、当然に収益も見込めるという形でこれが進み得るというふうに考えているところでございます。

○横山信一君 分かりました。総合的に後でまたもう少し議論させていただきますけれども、まあ余り心配はしなくてもいいということなんでしょうかね。

ちよつと質問を離れますけれども、外国資本の森林買収について私からもお尋ねをしたいと思います。

昨年来、この外国資本の森林買収で問題になってきているのは、いわゆる水源涵養林であります。外国資本の買収がこの水源林をめぐって活発化しているという、そういった問題が出てくるわけですが、こうした事態に対して北海道は非常に危機感を持っておりまして、北海道独自の調査で明らかにした森林買収というのは、まあこれは北海道だけですけれども、件数にして三十三件、森林面積にして八百二十ヘクタールという、そういう報告が出ております。

なぜ売られてしまうのかという、その背景というのは、言ってみれば林業経営の採算性の悪化というのが背景にあるというふうに言われているわけですが、もちろんこの森林法だけでこうした外国資本の森林買収というのを制度上縛るといふことは難しいわけでありまして、多方面の法整備が必要になってくるわけなんです、ただ今後このような森林買収が続けば国土保全上大きな問題が出てくるというのは懸念をされるわけであります。

今回、衆法の方でこの新たな森林土地所有者は市町村長にその旨を届け出るといふことが義務付けをされるということになりました。

そもそも、北海道を始め各団体から、この森林法の制度改正、外国資本の森林買収にかかわるこの制度改正の要請というのはずっとあつたわけで

あります。あつたにもかかわらず、政府提出の森林法改正案にはこの届出義務を設けなかったというところで、それはなぜなのかということ伺います。

○大臣政務官(田名部匡代君) まず、この森林法においては、所有者が誰であってもその森林の利用の段階で適正な利用が確保されるように、例えば保安林の伐採であるとか転用の制限がなされてきましたし、普通林のその林地の開発の行為に対する許可というような措置が講じられてきました。加えて、先ほどもお話がありましたけれども、所有者を把握するために関係省庁とも連携をしながらその把握に努めてきたところであります。

そして、今回の改正案では、許可を得ずに行つた林地の開発に対する罰則を大幅に強化をするのであつたか、先ほど篠原副大臣からもありました、所有者が誰であつてもきちんとした集約施設が行われるような、集約化が行われるような、そういった措置もとられていくと改正案の中には盛り込まれたところであります。

こうした措置によって、まさに森林所有者のいかんを問わず、所有者が不明の場合であつても森林の適正な整備保全を図るための制度が整備されることと考えて、私どもといたしましてはそのことを盛り込まなかったわけですが、衆議院の修正によって追加をされました所有者となつた場合の届出の規定によりまして、森林の適正な整備に不可欠な所有者の情報が今まで以上にしっかりと把握できるようになるものと考えています。

○横山信一君 林野庁からすると、まあ森林行政からすれば、確かにその所有者が誰であれ森をしつかり守つて森づくりをしてくれればという、そういうところに行き着くのは分かるんですけども、ただこの問題というのは、森林買取というその背景にあるのが水資源というところにまで行つてしまうわけでありまして、そうしたその視点で、森づくりというところだけで収めないで

やつぱり危機感を持つていただきたいというふうな思ふわけです。

そこで、この森林法では、当然のことながらこの買取を明らかにすることはできませんし、また森づくりを進めると、所有者が誰であれ森づくりを進めるといふことはできるわけでありまして、これも、この買取を防止することはできないわけでありまして、こうしたその外国資本による森林買取に對して今後どうしていくのかという、この見解を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 先生からの御指摘は非常に国民の人たちも大変関心の深いものでございまして、やはり危機感を持つて私どもは取り組んでいかなきゃならない重要なテーマだと思つております。そういう意味で、届出制というふうなものが今回修正によって盛り込まれることになつたというところは、情報の把握というふうなものを容易にするということになりましたので、意義のあることだと思つております。そういう中で、この法律が成立をするというふうなところにおきましては、森林売買の実態というものをこれからもしっかりと把握いたしまして、そして問題があるというふうなことがきちつと認識をされるというふうな中におきましては、各関係省庁とも連携を取つていろいろな諸問題に取り組んでいく必要があるものと思つておるわけでございます。

○横山信一君 分かりました。

次、国産材の需要拡大について伺つてまいりますが、東日本大震災によつて公共建築物もその多くが失われました。また、損壊を免れたものでも建て替えが必要になつてゐるものは数多くございまして、これを機に、木材利用促進法に基づいて公共建築物の木材率を高める必要があるというふうな考へております。

これは、東北地方というのは、先ほど来議論にも出ておりましたけれども、合板工場の集積地でありまして、地域復興のためには地材地消で、これはもう地元の木材を使つていただかないとやはりこれは地域復興になつていかないということ

があるわけでありまして。

ところが、仮設住宅を建設するに当たつて、国内の約三割のシェアを持つ合板の大型工場が被災したということで、合板不足というのが取りざたをされたわけでありまして。先ほどの御指摘にもありましたが、大島国交大臣がそれで緊急輸入したけれども、大島国交大臣がそれで緊急輸入したけれども、この復興に必要な国産材の供給量、これは現在どのような状況にあるのか、伺ひます。

○副大臣(篠原孝君) 今、横山委員御指摘のとおりでございます。合板の生産割合は岩手県、宮城県で約三割、ここが壊滅的な打撃を受けたのでショートしているのではないかと御指摘でございます。これ、いろいろこのことを言われております。

我々農林水産省はまず食料の確保というのを一番に取り組みました。大臣の号令一下、毎日百五十万食届けて、これは手前みそになりますけれども、不足というのはガソリンと比べたら全くなかつたのではないかと思つております。

問題は、我が省のもう一つの所管物資である木材について不足がないようにということでございます。実情を見ますと、これも横山委員御指摘のとおりでございますが、大島国土交通大臣が二か月で三万戸、その後三か月で三万戸、六万戸と我々、計算いたしますと、それに必要な木材、合板の資材量は約四万立方メートルというふうな計算しております。それで、被災してない人たちが、企業の生産能力は月間十六万立方メートル、約四倍でございます。ですから、こういふことを考えますと、震災前の合板需要はもろ半減ですけども、仮設住宅への需要にもこたえることは私は十分可能ではないかと思つております。

それに加えて、三月中は震災の影響によりまして一時操業停止とか、計画停電等もございまして、そういうのに追い込まれた企業もあつたわけですが、四月に入りましてから休日返上、それから稼働日数を増やすとかいうことで、ほぼフル生産体制になつておりますので、今

後は供給不足というふうなことはあり得ないんじゃないかと思つております。しかし、油断は大敵でございますので、今後とも関係団体等、連絡を密にしながら、供給不足が生じないように注意してまいりたいと思つております。

○横山信一君 合板業界はやつぱりこの震災を機に輸入が増えるということを相当警戒しておりますので、この点は是非、この懸念の声にはしっかりとこたえていただきたいというふうな思ふわけでございます。

三月三十日の衆議院の農林水産委員会、我が党の質問に對して篠原副大臣の方から、この仮設住宅に對しての地元の木材を使うためのマッチングというお話が答弁されております。これ、どのようなものになるのか伺ひたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) まず需要者と供給者を結び付けなくちゃならないわけでございますけれども、供給側としては全木連、全国木材組合連合会、それから全森連、全国森林組合連合会、こういったところに窓口をつくつていただいております。それから、仮設住宅を建設するプレハブ建築協会、こういったところは需要者、使う方でございます。情報交換を行つていただきまして、地域の木材業者とそれからプレハブ住宅業者のマッチングを行つていこうと思ひます。こういったことが私は働いてくるんじゃないかと思つております。

それから、一番大事なのは何かといひますと、大手のこういうプレハブ業者というのがありますけれども、地域材の活用というのやつぱり地域の工務店の皆さんではないかと思ひます。ですから、地域の工務店の皆さんにこういふたときに地域材を使つていただく、活躍していただく、その地域にお金落ちるわけですから、一番理想的なわけでございます。ですから、我々は一番今力を注いでおりますのは、こういった工務店の皆さんに木材の関係の情報を伝えるということに力を注いでおります。

○横山信一君 もう時間ですので終わりますけれども

ども、木質バイオマスのごとく触れておきたかったんでありますけれども、木質バイオマス、岩手県中心に非常に盛んな地域でもあります。そういう意味では、今後の、震災を機に廃材がたくさん出ているわけでありますから、その廃材の活用という観点から今まで十分に普及していなかったと言えらると思うんですが、こうした木質バイオマス。バイオマス発電のごとも言われておりましたけれども、これもやはり安定供給できないということではあり低減していただくと私はとらえておりますが、こうしたことが息を吹き返すというか、こうしたことが不幸を転じて大きくまた飛躍のときになるというか、そういうチャンスだというふうにも思いますので、是非こうしたことを積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。よろしくお願ひします。

まず最初に、この前の東日本大震災によります林野関係の被害状況についてお聞きをしたいと思います。我が国にとつて大事な森林資源あるいはその関連施設等々も大きな被害を受けたものと思われまます。また、あの大震災、三月十一日以降、余震もかなり御案内のとおりあるところでありまして、恐らくは非常に広範囲にわたつていろんな被害があるのではないかと思っております。

もちろん、これを詳細に現時点で把握するというのは難しい面もあるとは思われますが、今までのところ把握している段階でどのような被害状況が林野関係あるのか、また、今後の対応といひますか復旧に向けた取組どういうふうにご考えておられるのか、まずお尋ねをしたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 今回の東日本大震災、余りにも広範囲に及びました。こんな大きな災害はなかったんじゃないかと思ひます。岩手県、宮城県、福島県を中心に甚大な被害が生じておりまして、正直のところ、全ての被害状況を、鋭意調査中でございますが、特に漁業関係の被害というの

はよく分かつていないところがございます。それで、林業関係については、陸でございますし、見えるものですのでそこそこ分かつておりました、四月十二日時点で千八百三十か所、被害総額が九百六十九億円ということになっておりますが、今後これは相当増える見込みでございます。

このうちの森林関係の被害というのをちよつと見てみますと、飛砂、風害、潮害の防備等の災害防止機能を有しております海岸部の保安林、これが一番壊滅的な打撃を受けております。相当広範囲で被害が生じているんじゃないかと思つております。こうした海岸部の保安林につきましては、可能な限り被害状況を早急に把握いたしまして、これの復旧復興に全力を傾注してまいりたいと思つております。

○柴田巧君 ちよつと確認ですが、この森林法の今の改正案が施行されると、その中に今、改正案の中に立入調査の主体の拡充というのが盛り込まれておりますが、そうすると、これからいろんな詳細な調査等々をやつていく場合に、いわゆる都道府県、市町村の職員のみならず民間の方あるいはNPOなんかの皆さんもそういったいろんな被害調査、確認ということに当たつてもらへることになるんじゃないかと思ふんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○副大臣(篠原孝君) おつしやるとおりでございます。そのとおりでございます。

○柴田巧君 是非、今またすぐというふうにはなかなかいかないと思ひますが、まず被害の正確な状況の把握に努めていただけるようお願いをして、またその復旧に向けて作業を進めていっていただきたいと思ひます。

次に、先ほどからいろんな合板の話も出ておりました。確認ということになると思ひますが、大板もそういふことで、岩手、宮城ですか、主力工場等々が操業停止に追い込まれて品薄状態になつたと。そういうところに仮設住宅を六万戸、七万戸かな、造つていくということ非常にその不足

状態が懸念されていたわけですが、先ほどのお話を聞きをすると、おおよそ増産体制に入つておるといふ認識でいいのかと思つておりますが、本当の意味でこのめどがしっかりと付くというか、本当に安定供給になるというのはいづころになると見通しを持っておられますか。その点だけ確認をさせていただければと思ひます。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先ほど来いろいろ御心配のお声もある中で、答弁にもございまして、また先生の今の質問の中にもありましたけれども、現状としては、今回の地震で大きな被害を受けた岩手と宮城、この工場の生産割合というのが全国の三割と言われております。

ただ、三月二十二日でありまして、農水省と合板関係の団体の皆さんと情報交換をさせていただきました。このときに、今回、震災前の合板の需要であるとか、震災後、仮設住宅等の需要の双方に対して、被害を受けていない国内の工場の増産で対応可能であるということが各関係団体から確認をされたところであります。

また、三月二十八日ですけれども、農水省から全国森林組合連合会等に対して、合板等の原料となる国産材の積極的な利用また供給の推進について要請をしたところであります。

先生が御指摘されたように、余り在庫を持たないといった流通の実態でありますけれども、徐々に混乱は収束に向かうものと考えております。

○柴田巧君 いずれにしても、しっかりとこれからもチェックをしていただくと、注意深くいろいろなことをしていただきたいと思ひます。

次に、今回出されております森林法の一部を改正する法律案において、御案内のように、施業地が分散していた森林施業計画を改めて面的なまとまりのある経営計画にしていこうということで、効率的な林業計画を進めるために有効なものだと思ひます。しかし、この面的なまとまりのある計画を立てていくというためには、一度に多くの土地所有者の皆さんの合意を取り付けていかなきゃならぬということになります。また、その森林情

報の収集などもしなきゃなりませんし、説明会、個別に当たつて訪問していくということになると、いろんな労力と時間を要するものと思われまます、この合意形成には。

したがつて、実効性のある計画制度にするにはこういう合意形成に対する支援措置というものを拡充していくという必要性があるかと思ひますが、そこら辺はどういうふうにご考えておられるでしょうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 我が国の森林の所有形態は農業と同じで、内部ベースで小規模零細でございます。ですから、これをまとめて計画的に整備していく必要があると。森林経営計画をきちんと作つていただかなければなりません。

そのための援助体制というのを二つ考えております。一つは、森林施業プランナーの育成でございます。十九年度から育成を進めておりまして研修をやつておりまして、平成二十年度までに千七百人以上はこのプランナーの研修を受けた方がおられます。二十三年には更に四百人ほど増やしまして、二千百人になる予定でございます。それから、二十四年度に向けましてプランナーの認定制度というのも考えてまいりたいと思つております。これが一つでございます。もう一つは、合意形成のための必要な活動、それに対する経費の補助でございます。施業集約化促進対策費ということで、平成二十三年には七十四億円の予算措置をしております。

これらの取組によりまして森林経営計画がきちんと作成され、着実に森林整備が進むように措置してまいりたいと思つております。

○柴田巧君 今ほどもありましたように、この森林整備地域活動支援交付金、活動に掛つた金額、もろもろ人件費、燃料費等々含まれて使ひ勝手がいいものになってきているとは思ひますが、いろんなこれから進める中で、実情に合わせたもつといふ意味で拡充というものの必要ならば考えていただきたいなと、これは要望としてお願ひをしておきたいと思ひます。今ほどお話あり

ましたように、合意形成を進めていくためにも、先ほども議論がありますように、その実際に当たる人たちの育成確保というのは非常に重要なことだと思っております。

森林・林業再生プランができて、いわゆる欧州を一つのモデルに日本の森林・林業を再生させていくということでもよろしの取組がなされているわけですが、欧州の場合、日本と比べて決定的に違うのは、やっぱり人材の厚みというか、非常に体系的に人材育成システムがしっかりあるということが今欧州林業の一番の強みだと、日本とは違うところだと思っております。

そういう中で、先ほどからフォレストナー、プランナーの話も出ておられますけれども、フォレストナーよりも、大体その専門的な教育というのは徹底的に欧州などでは大学などでもやるわけでありまして、実地をしつかりやらせるということが特徴的なところであるわけで、いざれにしてもこういうフォレストナー、プランナー、先ほどからもありますように、しっかりと育成していかなきゃならぬと思います。特に、ドイツ辺りではフォレストナーになりたいというのが若者、子供の憧れる職業の一つになっていると。制服も格好いいということもあるようですけれども、非常に憧れる。それだけ成長産業だということでもあり、高い評価を得ているということだと思いますけれども。

これからのいろいろな施策を進めていくためにも、森林・林業の再生に向けてこのフォレストナー、プランナーの育成、大変重要だと思いますが、先ほどからいろいろ答弁ありますが、大臣のお考えをここでお聞きをしておきたいと思っております。

○国務大臣(鹿野道彦) 今、柴田先生からの御指摘の点のとおりで私もあるという同じ認識を共有させていただいております。この森林の林業再生プランを推進する上においては、人材に懸かっているのではないかとと言っても決して過言ではないと思っております。

そういう意味で、このフォレストナーなりあるいはプランナーの人たちが各地域におけるところの森林づくりというふうなもの、マスタープランを作る、そしてそれをいかに実行していくかというふうなことを引っ張っていく、あるいはまた、その集約化をしていく上においていろいろと具体的な策を講じていくという大きな役割を担っているわけですので、そういう意味で、フォレストナーなりプランナーというふうなもの、これをこれからいかに育てていくことができるかというふうなことは最も重要なのところだと思っております。

そういう意味で、この研修に力を入れ、そして今、副大臣から話がありましたとおり、これらいわゆる認定の仕組みというものを検討していく。これは、やはりそれぞれのプランナーなりフォレストナーの位置付けを明確にしていくというふうなことによって更に意欲を持って取り組んでいただくことができるんじゃないかと、こんなふうに考えているところでございます。

○柴田巧君 是非よろしくお願いをしたいと思っております。

それと併せて、先ほども議論ありますが、現場の技術者、技能者のレベルアップをどうしていくかというのは非常にこれから重要だと思っております。簡単に言えば、経験と勘から科学とデータに、経験と勘から頼る林業経営からデータと科学に基づく、そういうものに変えていかなきゃならない。その現場の第一線を担う人たちのどう育成していくかというのは非常に重要だと思っております。

今まで行政なんかでの研修で、個別の技術や知識の習得はありましたが、中堅の技術者あるいは現場監督の研修というのは余り、正直言って少なかつたと思いますし、緑の雇用とかありましたが、そういう中間、これから現場を背負っていく、担っていく人たちの研修というのは非常に少なかつたと思いますが、これを機会に、現場の技術者、技能者の研修、訓練の充実というのは非常に

に大事だと思っておりますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 利用期を迎えました我が国の森林を有効活用していくためにはきちんと間伐をしていただく、伐採していただく、で、それに必要な作業道を造っていただく、この技術者が不足しているんじゃないかという御指摘、そのとおりだと思います。そのために、大臣が答弁されましたけれども、フォレストナー、プランナー、そういったものが必要じゃないかと思っております。

それから、それに加えて、現場の作業をする人たちどうしているのかという御指摘だと思います。緑の雇用の現場技能者育成対策、平成二十三年で五十五億円を用意しておりますけれども、これによりまして新規就業者の確保、それから育成、段階的な研修等をやっております。

具体的に申し上げますと、新規就業者に対しては、安全かつ効率的な作業を行うための必要な基礎的な知識、技術を習得させるための研修、これを現場でやっております。

それから、あと、二回、五年以上の人たち対象にいたしまして、担当する現場を効率的に運営するために必要な作業班員への指導、リーダーとしてできるように、指導能力向上、それから作業の工程管理に関する知識、技術を習得させるための研修というのがございます。

それから、就業年数十年以上、こうした人たちの対象にいたしまして、複数の現場を統括管理するために必要な年間計画の進捗管理等の知識を習得させる研修を実施しております。

それから、これに加えて、先ほども言いました作業道、これが大事でございまして、丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーター育成のための研修。

それから、五番目でございますけれども、高性能林業機械の運転、これ安全にやっていたりだかなくちゃいけませんで、林業労働者というのは非常に危険度の高い作業でございますので、この安全講習、それからメンテナンスの研修といったこと

をこの緑の雇用現場技能者育成対策の中でやっております。

こういったことで現場技能者の研修、訓練の充実を図りながら、林業全体の底上げをしてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 時間が来ましたので、これで終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。最初に、震災被害とその対策、対応ということで質問をいたします。

四月十日現在で林野関係被害状況が九百六十九億円ということで報告をされました。林地荒廃、治山施設被害と合わせると、被災地域に拠点のある木材加工・流通施設の被害が七十一か所で五百十三億円ということですよ。

今後、この被害実態を継続的に把握をして、災害復旧事業で迅速に対応できる箇所と、中期的、長期的に対策を講じる必要がある箇所と、それぞれにしっかりと対応をお願いしたいと思います。

この木材加工施設が被害を受けたということで、この間、建設資材が回ってこないということがあちこちで起きています、全国各地でということですから、林野庁としては必要な供給量は確保できるということが今もお話しになつていくわけですから、現場に聞くとまだ供給されていないということなんですね。これ、どこが問題、どこに滞っているのかということ把握されているでしょうか。まず、その点、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 先ほど来も御質問等もありましたけれども、東日本の大震災の以前から建設業界自体に在庫がない状況という中で今回の被災ということでございます。そういうことで、特に途中で材が手元がないという中で合板企業がかなり被災したということを見て、例えば在庫がない中で注文が受けられないといったようなことで、どうしても荷が動かない状況がしばらく続いたのではないかと。また、特に震災後の交通関係の非常に遮断された状況ということ

もあって、それがまたその動きに拍車を掛けまして不安の状況が続いたのかなと。その中で、ややもしますと過剰な反応の部分もあったのかというふうに思っております。

そういう意味で、今、合板はフル生産に近い状況になっております。そういった状況が続けば、当然に流通段階にも荷が徐々に動き始めるという状況になると思いますし、また、四月になりましてからは新規の受注ということについても門戸が開かれ始めているというふうに伺っておりますので、川下の工務店まで届くにはいましばらく時間がかかると思いますけれども、必ずや状況は改善していくというふうに認識しているところでございます。

いずれにしても、正確な情報を業界全体で共有していくということは何よりも大事だというふうに認識しております。

○紙智子君 私の地元、北海道なんですけれども、この北海道のある地域でも、大手の木材業者二か所から発注を受けて下請なんかやっておりますので、どちらかこの合板の供給が止まっております、その資材供給の見通しがぐあいがなかなかまだ見えないという話を聞かされるものから、その作業途中になっていて、請け負っている仕事が進んで止まってしまうと、結局見通しが立たないと、もうそこはやめて違うところというふうになる可能性もあるということで、非常に不安になっているわけですね。

ですから、今、足りるし、ちゃんと待っていれば来るんだということもあるんですけれども、是非、この仮設住宅の資材供給というのはすごく急がれるわけですが、全体が滞らないように監視ということでは強めていただきたいというふうに思います。

それから、次に、復旧土木工事、仮設住宅の建設用の土木くいとか合板生産のための原木の安定供給ということでは、今、全国森林組合連合会も組織を挙げて取り組んでおられるわけですが、これも、これまでは東北の合板の工場に運んでい

たわけですけど、今度は遠隔地まで含めて運ばなきゃいけないというふうになっていて、当初はそのためのガソリンがないという話もあったんですけど、今は運搬費用そのものもかなり掛かると、かさむということで、そこに対する助成も要望されているんですね。

それから、仮設住宅の場合でも、JAS以外の、非JASですか、非JAS製品を使うんではなくて、やっぱりシックハウスという問題も対策もちゃんとなされている国産材の活用をするべきだということで合板工業組合連合会の皆さんが要望されているわけですね。

いずれもこれ大事な問題だということに思っていますし、国産材資材の安定供給に林野庁としてもしっかり対応していただきたいということで、これは大臣にお聞きしたいと思っています。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今の先生からの御指摘は大変重要なところでございまして、仮設住宅等につきましては、シックハウス対策にも適合したJAS国産材針葉樹構造用合板というふうなものを使用していくこと、こういうことが非常に重要であります。ゆえに、このことにつきましては関係省庁にも働きかけをいたしているところでございます。

それから、もう一つ御指摘のいわゆる被災工場の原木等の運搬に対する経費が掛かるわけでございますし、これに対する支援というふうなものも、やはり仮設の住宅等の復旧資材というものを確保する上でもこれは大切なことでありますから、私どもとしては、この運搬経費に対する支援というものについても検討しているところでございます。

○紙智子君 よろしくお願ひしたいと思います。

今、例えば岩手県の住田町というところで、陸前高田とか大船渡から避難されてきた住民向けの仮設住宅をこれ地元産材の、あそこは気仙杉というのがあるんですね、気仙杉でベニヤを使わないで建てている。町独自ではやっぱり負担が大きいということで、今県とも話し合っている

ということなんですけれども、ここも国としてもやっぱり国産材や地元産材の活用を積極的に推進していただきたいと思っています。それも併せてお願いしたいと思っています。

○国務大臣(鹿野道彦君) これは、省内の本部におきましてもできるだけ地域材を、国産材を活用していくというふうなことにしましては私からも指示を出しておりますので、関係省庁にももちろん働きかけをして、また県なり市町村とも連携を取っていききたいと思っております。

○紙智子君 あと、仮設住宅の建設が地域の復興や雇用にも少しでもつながるように、被災各県が施工業者を公募して県内に本店や営業所のあるところの業者に仕事を回すと、それから地元中小企業の活用に取り組んでいるわけですね。

これも非常に重要で、よりこの充実に努めてほしいということで、これ、国土交通省にお聞きしたいと思っています。

○政府参考人(井上俊之君) お答え申し上げます。

仮設住宅にまず求められるのは、できるだけ早く完成させるということかと存じますけれども、御指摘のように、地元の復興支援、雇用創出という観点から、できるだけ地元の業者を活用するということも大変重要であるというふうに考えてございます。

現在進んでおります建設は、いわゆる全国企業によりますものが多くございまして、これにつきましては、地元の事業者を、下請という形になりますけれども、できるだけ活用していただきたいということで要請をさせていただいております。

また、先生が御指摘のように、地元の業者が元請といいますが、頭になって仮設住宅の取組をやっていくということにつきましては、これは各県でそれぞれ要望なり検討なりをいただいているところでございますし、私どもとしても、どのような仕様でどんなものを建てていただいて、そしてアフターサービスはどうしていくのかみたい

な基本的な考え方の整理、これにつきましてお手伝いをさせていただいてきたところでございします。

先ほどもお答えしたかと思いますが、福島県につきましては既に今週になって地元事業者を公募するというところで取組を始めておりますし、岩手県、宮城県におきまして、四月の半ば以降に同じような取組をしたいというふうに伺っておりますので、引き続き全力を挙げてお手伝いをしていきたいと、こういうふうに思っております。

○紙智子君 最後の質問の前に、一言でちょっと答えてほしいんですけども、改正案の、法改正にかかわってなんですけれども、面的に計画を立てて集約化をして路網整備を進める方向性、搬出間伐を増やすということは、これは重要だと思っております。それで、補助金も、今後は一ヘクタール当たり平均十立方メートルの搬出間伐を行うと、搬出を増やすことに引き上げていく方針というふうにございます。

各地で皆さんの声を聞いていますと、やっぱりとにかく地域によつてすごく違いがあると、物すごく急峻のところもあればそうじゃないところもあったりするというところで、集約化それから搬出間伐を進めていくために、地域の実情をよく聞いて事業を進めてほしいというのがありますし、一言でちょっと答えてください。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 当然、地域それぞれ、おのずとその状況も違いますので、そういった状況をよく踏まえて、当然に、そういった助成単価の面ですとかその当てはめという点については、地域の声をよくよく聞いて定めていくということも考えてございます。

○紙智子君 じゃ最後になりますけれども、私も、外資による森林買収の実態把握という問題をお聞きしたいと思うんです。

修正案の中にも新たな森林所有者の届出が盛り込まれましたけれども、今その森林所有者の把握が重要課題になっていると思うんですね。北海道

で他県に先駆けて、国土利用計画法の届出の情報、それから水土保全林を所有する林業以外の事業者二千社以上にアンケートを行うというようなことで、すごい精力的に調査をしているわけです。二〇一〇年末までに四十件で九百五ヘクタールが外資に買収されていることを確認をしたわけですね。

一方、財務省が保有している外為法に基づく非居住者による本邦不動産の取得に関する報告では、北海道で二〇〇七年度から二〇一〇年末までの三年九か月の間に、六百四件で約三千六百八十二ヘクタールが取得されているわけです。この中には道が把握していない外資の森林所有が相当数含まれている可能性があるので、詳しく調査をすることによってこの実態把握が一層進むんじゃないかと。

この点では、財務省に対して情報の提供を求められているでしょうか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今の件につきまして、外為法、外為及び外国貿易法というふうなことに触れられたわけでありまして、けれども、このことによりまして、この非居住者が本邦の不動産を取得するという場合には、氏名及び住所、取引の内容について財務大臣に対して事後報告を義務付けられておることとあります。これは外国人にも届出義務が課せられているわけですが、ただ、その報告につきましては土地が森林であるかどうかの情報は含まれておらないと、このようなことから、なかなか森林売買の特定には使えないというふうな面もございます。そういう意味で、今回修正によって追加された届出制度によりまして取得の状況というふうなものを新たに把握できるようになりましたし、また、一ヘクタール未満の森林売買なども含むということになるわけがございますので、他の省庁とも連携を取って、的確なる実態把握にこれから努めていきたいと思っております。

○紙智子君 外為法の報告は値上りを目的とした土地取得ですとかあるいは投機的な取引と見られ

ていて、この情報も活用して実態把握を進めてほしいと思うんです。篠原副大臣が衆議院の議論の際に、実態把握は非常に重要だという話もされていたと思うんです。市町村や都道府県任せにせず、やっぱり政府が責任を持ってこの問題に取り組んで、それも含めて連携してやっていただきたいと思ひます。

最後に、それについて一言お願いします。

○副大臣(篠原孝君) 衆議院で答弁させていただいたとおりでございます。何よりも政策を実行してまいりますには実態把握が大切でございますので、これに全力を傾注してまいりたいと思っております。

○紙智子君 終わります。

○委員長(主濱了君) 他に御発言もありませんから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、直ちに採決に入ります。

森林法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(主濱了君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

山田君から発言を求められておりますので、これを許します。山田俊男君。

○山田俊男君 私、ただいま可決されました森林法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

未曾有の東日本大震災により、森林・林業・木材産業においても例のない甚大な被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすべきである。

加えて、木材価格の低迷による経営意欲の低

下や不在村森林所有者の増加などを背景として、適正な森林施業が行われていない森林が増加している。

こうした中で、林業を地域産業として再生していくとともに、適正な森林施業の確保と持続的な森林経営の確立を図ることが、森林の有する多面的機能を十分発揮させ、木材自給率の向上を目指す上でも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 被災地における木材産業・治山施設・海岸林などの復旧に向け、特別な財政上の措置を含め迅速かつ万全の措置を講ずること。

二 林産物の流通・消費に無用の混乱が生じないよう適切な対応に努めること。

三 行政による立入調査の主体の拡大や土地の使用権の設定に関する協議の認可等、本法改正の趣旨を十分に踏まえ、震災の復旧に努めること。

四 保安林等の機能を保全するため、地方公共団体が森林所有者等に関する情報を円滑に把握・利用することができるよう、関係省庁は連携して必要な協力を行うこと。

五 無届伐採に対する中止・造林命令や所有者不明森林における路網整備・間伐等の施業代行の制度を活用し適正な森林施業が行われるよう、当該制度の趣旨及び手続について地方公共団体を含めて現場に十分浸透させること。また、制度の適切な運用に努めること。

六 木材自給率五十%以上の目標達成に向け、路網整備や造林・間伐等の促進、森林施業の集約化、木材の安定供給や利用拡大等の施策が確実に行われるよう、森林・林業基本計画及び全国森林計画を見直すこと。また、これらの施策の推進に必要な財政上の措置を講ずること。

七 森林・林業の再生を通じた山村振興や地域経済の活性化を推進するため、森林組合をは

じめ、地域の林業事業体や林業の担い手を将来にわたって確保できるよう人材の育成に努めること。その際、国有林の組織や技術、フィールドの活用により、民有林への指導・サポートや連携等による地域貢献ができるよう、国有林野事業及び組織の在り方について一般会計への移行も含め検討すること。

八 地球温暖化防止のための森林吸収源対策、木材や木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、環境税の使途にこれらの対策を明確に位置付け、必要な安定財源を確保すること。

九 施業集約化による林業経営の継続を確保する観点から、平成二十三年度税制改正大綱及び本法改正の趣旨を踏まえ、平成二十四年度税制において山林相続税・贈与税の納税猶予措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(主濱了君) ただいま山田俊男君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(主濱了君) 全会一致と認めます。よって、山田俊男君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鹿野農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鹿野農林水産大臣。

○国務大臣(鹿野道彦君) ただいま法案を可決いただきました。ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、関係省庁とも連携を図りつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(主濱了君) なお、審査報告書の作成に

つきましては、これを委員長に御一任いただきたく存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（主濱了君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（主濱了君） お茶の振興に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長山田正彦君から趣旨説明を聴取いたします。山田衆議院農林水産委員長。

○衆議院議員（山田正彦君） ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、農林水産大臣は、茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、お茶の需要の長期見通しに即した生産量等の茶業の振興の目標に関する事項、茶業及びお茶の文化の振興のための施策に関する事項等と内容とする茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針を定めることとし、その際、お茶の需給事情を把握するため必要があるときは、都道府県知事、茶業団体等に対し、資料の提出等の必要な協力を求めることができることとしております。

第二に、都道府県は、国の基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととし、その際、お茶の需給事情を把握するため必要があるときは、茶業団体等に対し、資料の提出等の必要な協力を求めることができることとしております。

第三に、国及び地方公共団体は、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植の支援、災害の予防の推進等お茶の生産者の経営の安定のために必要な施策、お茶の加工及び流通の高度化、品質の向上の促進、消費の拡大並びに輸出の促進のために必要な施策、お茶の文化の振興のために必要な施策等を講ずるよう努めることとしております。

第四に、国は、地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置等を講ずるよう努めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が本案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（主濱了君） 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

お茶の振興に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（主濱了君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

午後一時三十分開会

○委員長（主濱了君） ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、総務大臣官房地域力創造審議官門山泰明君外七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（主濱了君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（主濱了君） 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○金子恵美君 民主党・新緑風会の金子恵美でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今日は、東日本大震災の被害、そしてまたその補償、賠償についてお聞きしていきたいというふうに思いますが、まず最初に、三月の十一日に国内観測史上最大の地震そして津波が発生いたしました、多くの方々が亡くなり、そしてまた被災されたわけでございます。いまだに行方不明の方々も多くいらつしやいます。大変悲しいことでありますが、この一か月間、避難所の中でも多くの方々が大変な思いをしてお暮らしをされていたというところを大臣ももちろん御存じのとおりでございます。地震、津波、これによって愛する者を亡くした人たちが、そしてまた家や財産をなくした人たちが、そしてまたこれらの暮らしについての不安を常に持ち続けている人たちが、避難所では本場に同じ思いを持った人たちが肩を寄せ合っているのを今生活しています。改めて、一か月以上が過ぎまして、被災されている方々にお見舞いを申し上げるとともに、そしてまた亡くなられた方々に対しまして哀悼の意を表する次第でございます。

そして、私も福島県という被災地をふろさとして人間といたしまして、全国各地からたくさんのお支援をいただいております。心から御礼を申し上げます。

福島県、私のふるさとの県民の皆様方は、原発の恐怖、これとの闘いも今しております。その闘いの中で、第一次産業、これからどうなっていくんだらう、農業をやりたいけれども戻れるんだらうか、そして浜に戻れるんだらうか、あのときと同じように美しい太陽の下で、美しい空の下で漁ができるんだらうか、美しい山々はどうなっているんだらうか、家族同様の、畜産をなさっている方々の家畜との触れ合い等これからどうなっているんだらうか、それぞれの皆様方が不安感、悩みを持ち続け、そして時には怒りを持ち続け、今に至っております。

私は、本日は、被災地を代表して、そして被災者の一人として質問させていただきますと思っております。よろしくお願いたします。

そして、四月の九日には、大臣自ら福島にも視察にいらしたというのを伺っております。その概要をまず御説明をいただきまして、そしてまた、福島以外にも宮城県や御地元の山形にも入られ、そしてまた視察をなさってきたというのを伺っておりますので、この視察を踏まえまして、農山漁村そして農林水産業の復興への御決意をお伺いさせていただきます。お願いたします。

○国務大臣（鹿野道彦君） 今、金子委員から申されたとおり、今回の大地震で被災に遭われた方々だけではなしに、東日本の関係県の皆様方が大変苦しい日々を送っておられるというふうなことを現地に参りまして私も少しも肌身で感じさせていたいただきたい、こんな気持ちを持って、この目で確かめさせていただき、また、いろいろな方々から御意見なり御要請をいただいております。そういう中で、この被災をお受けになられてお亡くなりになられた方々に対して心から御冥福をお祈り申し上げ、また被災を受けた方々

に対して心からお見舞いを申し上げ、また原発事故で多大な御迷惑をお掛けしていることに對しまして心から県民の皆様方にもおわびを申させていただきます。

そういう中で、私どもがどういう使命を果たしていかなきゃならないかということを考えましたときに、本当に苦しんでおられる農業者、漁業者の方々に一点の光というふうなものを感じ取っていただくことができるようにする、そして農業者、漁業者の人たちをどんなことをしても守っていくんだというこの強い決意というふうなものを私自身が持たなきゃならない、そして新しい東日本、これからの次の時代に誇れるようなモデル的な復興というふうなものを成し遂げていかなきゃならない、こんな思いをいたしながら、農林水産省、政務三役、事務方一九となつて取り組まさせていただきます、こんな思いをいたしまして日々努力をさせていただいております。

そういう意味で、どうぞ参議院の農林水産委員会の先生方からは重ねて格別なる御指導をいただきたいと、心からお願いを申させていただきますと思います。

○金子恵美君 ありがとうございます。

重みのある有り難い言葉だったと思います。復興に向けて全力で私も頑張っていく所存でございます。

そして、その復興に向けての一步にもなかなか踏み出せない、そういう福島という被災地もあります。しかしながら、やはり今我々がここで協議をしていかなければいけないことは、まずは少しでも前向きにということだと思ひますので、改めてそれに向けて確認という意味で、今回の被害の状況を改めてお伺いさせていただきたいと思ひますが、震災及び津波による被害というのは、もう既に被害額としては約一兆四千億円となるのではないかとありますが、これまで農水省が被害額をどの程度まで把握されたのか、農業、林業、そして水産業別にどうなっているのかお伺いさせていただきますと思います。

午前中の森林法の審議の中で、林業についての被害額というのは御答弁の中でありまして、九百六十九億円ということでしたが、確認のためにお伺いさせていただきたいと思ひます。そしてまた、さらに、被災地であります青森県、岩手、そして宮城、福島、茨城、千葉、この六県の農業、林業及び水産業、この産出額というのは、実は平成二十年には約二兆円、まあ二兆一千三百億円、そしてまた二十一年度におきましても二兆四百三十八億円ということで、これは全国の農林漁業の産出額の二割ということでございますので、この産出額への影響というものがどうなっていくのかということを確認させていただきたいと思ひます。現段階では推計ということになります、この辺につきましてもお考えをお持ちだと思いますので、御説明いただければ有り難く存じます。

○大臣政務官(田名部匡代君) 今、金子委員からありましたように、四月の十二日十七時時点で把握されている農林水産関係の被害額というのは一兆四千億であります。過去の震災、中越地震の被害額は一千三百三十億でありました。ですから、本当に大きな被害ということになりますけれども、その少し内訳というか詳細をお話しさせていただきます。農産物、畜産物を含め七千二百三十三億円、林業九百六十九億円、水産五千八百三十三億円、これで合計一兆四千億円ということになります。

しかしながら、これはまだ全体的なものを把握し切れておりません。と申しますのも、岩手、宮城、福島、特にこの大きな被害を受けた三県についてのその水産の被害というものがまだ全体的に把握ができていないということです。今後被害額というのは増大する見込みでございます。

それで、特に水産関係というのは北海道から沖縄まで被害があったわけですが、特にこの北海道から千葉まで、七道県の漁業の生産量の合計というのは全国の漁業生産量の約五割を占めます。

す。また、津波により被害を受けた農地というのは二万四千ヘクタール、こういった今の時点で分かっている農林水産業の被害を考えると、特に東北では一次産業が基幹産業でもありますので、経済的にも大変大きな被害、そして経済的にも大きな落ち込みが今後も続くだろうと思ひます。

しかし、今大臣から御答弁がありましたように、大臣始め私たちみんな、またここにおられる委員の皆さんも皆同じ思いだと思います。被災地の農業、水産業、林業、一次産業の全てを何としても再生していかなければならない、一刻も早くその復興に向けて取り組んでいかなければならない、そんな思いでありますので、今は大きな被害の中でありましても、その思いを持ってこれからも取り組んでいきたいと考えています。

○金子恵美君 ありがとうございます。決意も聞くことができました、ありがとうございます。

それで、今のこの産出額や被害額ということなんですけれども、産出額への影響等なんですけれども、なかなかこれが出てこないということだと思ひますけれども、この被害額等に原発が関連しているその被害というものは入っているのでしょうか。

○大臣政務官(田名部匡代君) 入っております。

○金子恵美君 先ほど政務官が、もう既に、例えば農地についての被害という部分もお答えいただきましたが、確認をさせていただきませんが、農地の被害ということで、私の手元にある数値も先ほど政務官がおっしゃっていた数値も同じなんですけれども、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉のこの六県で二万三千六百ヘクタールの冠水があった。これは冠水だけの数値ですが、地震による地割れとか、あるいは原発の事故による避難区域の農地も含めて作付けができなくなっている農地というのでも出てきています。こういうものがどのぐらいに上っているか、あるいは見込みなりとも御説明いただければと思ひます。お願いします。

○大臣政務官(田名部匡代君) 今、金子委員の方からございましたけれども、農地の被害、また農業用施設の被害、こういったものを含めて七千二百三十三億ということになっております。しかしながら、この中には、これは地震、津波による被害でありまして、福島の原発による被害というものがこの中には含まれていない。また、その土壌の調査であるとか、原発のその状況が収束をしていないので、これが続いている中でこの被害というのは、福島に限って、福島周辺の県もそうだけれども、原発の被害というのはまだこれから広がりを生じていく可能性は否めないというふうに考えております。

現時点で出荷制限が行われている農業者の皆さん、また畜産、酪農の皆さんにおかれましても、いろいろな面で影響を受け被害があるということ、これは認識をいたしておりますけれども、その全体的な被害額というものは現時点ではないということでございます。

○金子恵美君 済みません、作付面積について、繰り返しになりますが、二万三千六百ヘクタールということでの冠水が起こってしまった、その冠水被害によつての農地面積は今の数値でよろしいでしょうか。そしてまた、それ以外のところで作付けができなくなつてしまった農地の合計等が分かれば、そしてまたその中には今申し上げたような形で原発等の影響から作付けができない農地も含まれているということで合計が出るのかどうか、お願いいたします。

○副大臣(篠原孝君) 二万三千六百ヘクタールというのは流失、冠水した水田あるいは畑地の面積でございます。それ以外、例えば液状化によりまして水張りができなくなつたところ、あるいは用水路が破損してしまつて作付けができなくなつてしまつたところ、これはたくさんあるはずでございます。

私、先週の日曜日、菅総理に随行いたしました、石巻、それから東松島市、女川町と、この三首長さんと話をしたりする機会がございました。

そこで出てきた話でございますけれども、一つの
河川のところ、上流の方は何の被害も受けてい
ないと、だからすぐ田植ができると。しかし、そ
れで田植をして下の方に水が流れていくと排水が
ストップしているのでも水浸しになって田んぼや畑
だけじゃなくて住宅地まで危うくなると。こう
いったところがあるので、田植までに排水をちゃ
んとしてくれるんだしたら田植ができるけれど
も、その見込みを早く示してほしいと。そうじゃ
ないで田植をしようにもできないと、できれば下
流の皆さんのことを考えて田植しないでどうか
と思っているという話がありました。全国各地
というか、被害を受けた県ではこういう話が
あちこちにあるのではないかと思います。

ですから、我々が今承知しているのは完全に流
失、あるいは冠水してしまった面積だけでして、
その他の面積はちよつと把握しようがありません
でして、今のところ数字は把握しておりません。
田植の時期が迫っております、田植できるかど
うかということで今至急やっておりますところご
いまして、今申し上げたようなところは早く、ほ
かのところより早く手当てして、できるかできな
いか、きちんと見極めてまいりたいと思ってお
ります。

○金子恵美君 このような数値にこだわる理由と
いうのが、農水省にはしっかりと確認をしてい
たいただきたいところがあるんですが、これから補償の
問題になっていきます。その中で、どの程度の被
害があるかということも、もちろん原発の関係の
部分も含めてきちんとした数値を出していただ
くなり、していただきたいということがあります
ので、是非、これから原賠法の中での賠償の問題等
というの審査会の中でも話がされますが、しか
しながら、そこに向けての正確な情報というもの
も出していただけるような形をお願いしたいと思
います。お考えがあれば、お聞かせいた
だきたいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 原発絡みの関係でございま
すけれども、我が省といたしましては、きちんと

作付け制限すべく、五千ベクレル以上の場合には米
についていえば一〇%の移行の指標が明らかに
なっておりますので作付けできないということ
用意はしておりますけれども、一昨日、官房長
官がいろいろ記者会見されておられました。今の
二十キロ、三十キロだけじゃなくて、避難の準備
するべき地域とかいった、ちよつと我々からする
とややこしくよく分からないような発表がござ
いました。その地域は当然避難をしなければい
けないので作付けできないわけでございます。で
すから、我々は、今のところそういったことで、官
房長官の方からの避難区域のきちんとした確定が
なかったら面積等が、作付け不能面積等が明らか
になりませんで、それを待っているところでござ
います。

待っているだけではいけませんので、今日は簡
井副大臣はおられませんが、簡井副大臣が
福山官房副長官、枝野官房長官のところと折衝し
て早く決めて、なるべく早くきちんとするように
進めているところでございます。

○金子恵美君 自然災害を契機に発生したこの福
島県にある原発の事故なんです、この大震災の
発生後一か月を経過してもいまだに鎮静化しませ
ん。国民の皆さんは毎日、本当に不安の中で暮ら
していらつしやるのではないかと思います。震
災ということは本当に予想することが困難である
けれども、人が造った発電所ですから、この事故
が回避できるものではないのかどうかと多く
の方が本当に考えていらつしやると思えます。

その対応について様々な指摘がされてきたわけ
ですが、とにかく収束に向けて頑張っていたか
なくてはいけなく、その中で、残念ながら、今
回、政府は、国際原子力事象評価尺度でレベル七
と、チェルノブイリと同様の重大災害であるとい
うような位置付けをしました。このことについて大
臣はどのように受け止めておいででしょうか、お
聞かせください。

○国務大臣(鹿野道彦君) チェルノブイリ事故と
同じレベルということと七というふうに政府の方

からそういう発表があったわけでありまして。これ
は、率直に申し上げまして、改めて事態が深刻だ
というふうなことを認識させられたというふうな
面もあるのではないかと思っております。それだ
けに、正確なる情報をやつぱりきちつと提供して
いかなきゃならない、このことが大事だと思つて
います。

そして、不安感に更に募る一方でございますの
で、日々の生活、安心して生活ができるような、
そういう体制を確立することがまず喫緊の課題だ
と、そして、そういう大きな多大な不安感と苦し
みを持つての農業者なりあるいは漁業者の方々が
できるだけ早く漁業に、農業にいそむことがで
きるような、そういう復旧復興に向けて私たちは
あらゆる努力をしていかなきゃならない。そし
て、この原子力事故によって実質的な被害を受け
た方々に対しては、相当な因果関係があると言わ
れる方々も含めて、やはり補償というふうな問題
にもあらゆる私どもとしては取組を、努力をして
いきたいと、こんな思いを致しておるところでござ
います。

○金子恵美君 補償を必要としている人たちの中
で、出荷制限を強いられている人たちがいるわけ
なんですけれども、その中で、四月の四日に原子
力災害対策本部から、検査計画、出荷制限等の品
目・区域の設定・解除の考え方というものが出さ
れました。これまでの県単位での出荷制限を見直
すということとございました。

ただ、もう既に出荷制限がされたその農作物の
多くは、全く異なる地域におけるサンプル調査で
放射能が検出されたことによつて出荷制限される
というふうなことになるってしまつていて、その農
作物自体は安全であるにもかかわらず、その多く
が廃棄され続けてきたという現状もありまして、
次の出荷の時期までにはどうかその出荷制限を
解除してほしいという、そういう農業者の切実な
声があります。

そして、今申し上げた、県単位ではなくて市町
村単位で、あるいは地理的な範囲が明確になる単

位で解除するという、その新たな仕組みというの
はもちろん評価されることだと思いますが、しか
し、一方で、その調査の頻度、週一回ですが、そ
れとまた、その調査自体にかなり時間が掛かり過
ぎるといふ、そういうことについてもいろんな指
摘がございます。

今後、農業者の立場にも立った形で、しっかりと
その検査体制を強化しつつ、そして更に改善し
ていただきたいと願いますが、御見解をいただき
たいと思います。

重ねて、原乳の件も、この今申し上げた考え
の文章の中で、クラスター・シミュレーション又は乳業工
場単位で試料採取を行い、要件を満たす場合には
その単位に属する市町村単位で解除するという考
え方が示されました。農産物と同じように、農作
物と同じように、原乳についてもやはり検査体制
の強化等が必要になってくるのではないかとと思
います。御見解をお聞かせいただきたいと思いま
す。

○副大臣(篠原孝君) 福島第一原子力発電所の事
故が起きたのは三月十一日でございます。
我々が一番真っ先に取り組んだのは、食料と水
の緊急の支援でございます。それと同時に、
ジェー・シー・オーの経験等もございましたの
で、これは体内被曝をまずは防がなければいけな
いと。それと同時に、農林水産省と深くかわつ
てくるわけでございますけれども、風評被害も抑
えなければならぬと。そのためには、出荷され
ているものについては安全だということを皆さん
に承知していただかなければならないということ
で、厚生労働省と全面的に協力いたしまして、暫
定規制値を決定、公表していただきました。それ
から、関係県に農産物の検査をちゃんとしていた
できました。

しかし、問題がございました。金子委員の御指
摘のとおりでございます。各都道府県におおむ
ね一台の検査機器があるわけですから、働いて
いない場合もあります。ですから、厚生労働省
あるいは文部科学省にもお願いいたしました。分

析能力、各県で超えるものについては、本省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省で調査するからということで我々が引き取りまして、独立行政法人や民間検査機関について検査していただきます。

取り急いでやったわけでございまして、出荷制限はすぐいたしました。ですから、表示が各県、各道の産地表示になっておりますので、取りあえずは各県の表示で、数か所検査して非常に高い数値が出てしまったので出荷制限をいたしました。しかし、解除は違った形でやりましようということ、今御質問の中にありましたけれども、三回、おおむね一週間ごとに検査をして、それで区域も、いつも例同じで恐縮でございすけれども、福島県が一番いい例です。で、浜通り、中通り、会津と三つに分かれていて、こういった明確な区分けがあるんだつたらそうしていきましようということ、そのようにしております。

それから、原乳については、最初、農家、個々の農家でやっていたわけですが、しかし、その集荷の実態を見ますと、一つのクラスター・ステーションのところに集まると、それでみんな一緒に納めておけるわけですから、クラスター・ステーションで調査するのが一番いいだろうということ、途中で変えまして、ですけど、解除のルールは、同じようにおおむね三回、一週間ごとにやり、複数地域で検査して、そして解除の場合にもっと細かい区域でやっていくと。

これはまだ明確に決めてありませんけれども、出荷制限も千葉についてはもうそれが実行に移されておりますけれども、千葉県全体でやるんじやなくて、分かる範囲がきちんと特定している場合、小さな区域で特定できる場合は、千葉県の旭市というような形でシュンギク等について出荷制限するというような形で徐々に改善してきております。

こういったことを余り予想していなかったものでして、ルールが完全に確立していませんので、現場に混乱が来さないように、要望があつて

合理的な理由があつたらその都度直してまいりたいと思つております。

○金子恵美君 今、副大臣がおっしゃったとおり、なぜ出荷制限をしていくかということですが、出荷制限されていけないものはもう完全に安全なんだということとをきちんとしていくためということなので、そういったところで検査体制を強化していくということによって安全性がしっかりと高められるということにもなっていくわけで、そしてまたその分、先ほども申し上げたように、全く自分たちが、農業をやっている地域とは別なところのサンプルによって自分たちのものも出荷制限というのはどうしても理解されない部分でして、そういったところからも改善はされていくし、そしてまた今後、今のようないいお考えの下、しっかりとした検査体制を整えていただきたいというふうに思つております。

また、今回の問題の中では水産物の汚染の問題というものがあつて、茨城県の漁業も震災によつて大きな被害を受けたわけですが、震災直後から漁業者は一日も早い復興のため出漁しようとしていました。そのやさきに、この福島第一原発から低濃度とはいえ放射能によつて汚染された水が突如海中に放出されてしまいました。大変多くの方々がこの件については、本当に一体なぜこのようなことが起こつたのだらうと怒りをあらわにしたわけでございます。結果としてはコウナゴから基準値以上の放射性物質が検出されるという、そういう大問題になってまいりました。

実は、いわき市沖で水揚げされたコウナゴも、昨日の段階で水揚げされたものですけれども、ここから基準値の二十五倍にも上る、そういうセシウムが検出されたということとございまして、これもまた大きく残念ながら広がっているのあれば、本当にそのもとでこの放射能汚染の阻止というのがどうにかできなかったのかという課題がまずあります。

また一方では、コウナゴの稚魚は海面上のごく浅いところを泳いでいる魚ですので、放射能の影

響を強く受けたというふうにも言われています。ですので、例えば基準値を超えていない安全である魚種もあるわけですが、でも、茨城県というだけで今は風評被害というのが起こつておりまして、大変それが深刻な状況になっているということ、鹿島灘漁業権共有組合連合会は、四月の二日に、鹿島灘の魚は安全ですという安全宣言も出されました。しかしながら、それでも漁業の復興への道筋は全く描くことができない、そういう状況にあるということです。

重ねて申し上げますが、その放射能汚染の阻止、そしてまた風評被害の撲滅のために国は迅速にしっかりとした取組をしなくてはいいかと思つております。お考えをお聞かせいただきたいと思つております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 放射性物質の放出の阻止ということ、一刻も早くこの原発事故を収束させると、こういうふうなことに尽きると思つております。それに対して政府が挙げて取り組んでいかなきゃならないことだと思つております。

また、風評被害につきましましては、関係県に対して多大な御迷惑をお掛けいたしましたので、大変申し訳ないという気持ちでございます。政府の一員としても、心からおわびを申し上げます。おとところでございます。

そういう中で、この問題が起きてから、農林水産省といたしましても、まず市場関係者あるいは小売関係者に対して、また消費者の方々に対しまして、とにかく科学的根拠に基づいて、客観的根拠に基づいて流通に乗せていただくべきだ、そして、消費者の方々にも冷静に御判断いただきたいということを日々発信してきたところでございます。

そういうふうな中で、いろいろと御理解をいただく大きな御支援もいただいております。こういうふうなこともお聞きいただいております。ございすけれども、これからモニタリングの強化というふうな、今委員からの御指摘のことも含めて、とにかく国民の皆様方には市場に届いてい

るものは安全なものでありますというふうなことを御理解をいただくと、農林水産省といたしましては、一丸となって取組をさせていただきます。農林水産省だけでなく、政府全体としてもこの問題には取り組んでいかなきゃならないということを確認もいたしております。でございます。

○金子恵美君 ありがとうございます。

それでは、多くの方々が受けている被害の補償の問題ですが、先ほどお述べいただいたとおり、ちよつと確認をさせていただきたいと思つております。風評被害も含めた今後の補償の在り方でございます。もちろん、風評被害はどこまで広がるのか、そしてどういふ部分まで補償の対象にしていくのかということがこれから明らかになっていくと思つております。お分りいただきたいのが、やはりまずは原発の問題でいえば、農業者の方々は、とにかく避難をしろと言われた、そして避難をした。もちろん、自分たちの本場に土地を手放したくないけれども、そこから離れたらばいけなかった。先ほど申し上げたように、家畜も餌を食わなければ死んでいく。そして、畑も手を付けなければ荒れていく。手を入れなければ荒れていく。そういう状況の中で、自分たちの生活、自分たちがとてつなく生きるすべをどうにか見付けたということ、これを考えながら避難をしている状況です。その中で、これからその補償の在り方も含めて、全くだんなんな情報が入つてこないというところ、その苦しみの中で何も情報がないという、そういう状況はまた二重の苦しみというものを起こしているというふうに思つております。ですので、私は、早急に支援の規模やあるいは補償の範囲というものを伝えていただきたいと思つております。鹿野大臣は、いろいろな会見等でも、風評被害も含めて補償を考へていきたいということもおっしゃつていただくと、そういうことも検討していくというところも述べていただいていると思つております。改めて、農家の支援に対して、この風評被害も含めた形での、どの部分までの補償の範囲をお

考えなのか、お伺いできればと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) この原発事故にかかわるところのいわゆる被害を受けておられる人たちに對しての補償というふうな問題は、できるだけ早く行っていくかなきゃならないのではないかと、これが基本的な考え方であります。そういう中で、御承知のとおり、この十一日に審査会も、損害賠償に関するところの審査会も設置されました。そこで、指針、どういうふうなものが対象になつていくのかというふうなことも含めて、指針がそこに盛り込まれていくわけであります。

そういう中で、政府の方におきましても経済被害対応本部というふうなものがこれまた設置されて、ある程度その中で政府としての考え方もありますので、私自身は、この経済被害対応本部におきまして、風評被害というふうなところがどういうものであるかというふうなことはこれから具体的な事例として一つ一つ取り上げられていくものと思ひますけれども、少なくとも今回のこの事故によつて相当な因果関係というふうな認められるものは補償されるべきであるというふうなことを主張してまいりたい。そして、同時に、審査会に對しましても働きかけをしてまいりたい。そして、できるだけ不安というふうなもの、不安感が増幅しているところの被害を受けている方々、少しでも安心感を持つてもらふことができるようにしていかなければならない、こういうふうな私どもは考え、そして行動しているところでございます。

○金子恵美君 ありがとうございます。

これから原賠法の中で、原子力損害賠償紛争審査会の中で検討が行われて、この補償についての方針が決められていくわけですが、そこに私は、農水省としてしっかりと実態、それを示していく、その材料というものを、検討材料というものを示していただきたいと思います。今おっしゃったような形で、相当な因果関係という部分ですね、その部分の定義というのは何な

のか、まだ明らかにされていないというふうには思ひます。ですので、そこも含めて、そして、本間にどういう状況が現地で起こっているかということをしつかりとこの審査会の中でお示しいただきたいと思ひます。

そしてまた、さらには、私はこの審査会の方針がスピーディーに出されることを心から願つておりますし、また、もしこれができないのであれば、やはり別な法律が必要なのかという話にもなつてきます。そろそろこれ以上待てないという人たちが被災地では多くいらっしゃると思います。そのこともどうか頭の中に入れておいていただきたいと思ひます。

これ以外に、実は、福島県では、風評被害とも言われておりますけれども、マスコミに取り上げられました加工用のトマトの契約見送り問題というものもありました。この内容につきましては、大手食品メーカーの二社が福島県内で契約栽培していた加工用トマトについてこの契約を見送るとJ A全農福島に伝えたということでした。

いろいろ聞きましたら、最終的に、いろんなことを理由として言ってきたんですけれども、その理由、全農に御説明、この二社がなさっている内容については、作付けの見送りがあつたので、それによつて作付けの時期を逸してしまつたために今年は契約をしないという御説明があつたというふうにも聞いています。

しかし、もう既にこのような内容の問題がマスコミに取り上げられた時点で、多くの消費者の皆様方は、もしかすると、じゃ、やっぱり福島のトマトは危険なんじゃないかというふうな印象を持ってしまうわけです。ですので、こういう件についても丁寧な扱いをしていただかないといふふうに思ひますし、是非農水省としてもそのような指導をしていただきたいと思います。

たくさん質問が残されたままでございますが、私がいただいた時間が終わつてしまいました。最後になりますが、どうか被災地の皆様方の思いを感じていただきまして、しっかりと

した取組をしていただきたくお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○熊谷大君 自由民主党の熊谷大でございます。

質問に先立ちまして、被災に遭われた皆様にお見舞いと、犠牲になられた方々に衷心より哀悼の意を表します。また、全国から支援をしていただいている皆様に敬意と感謝を述べさせていただきますと思ひます。本間にありがとうございます。被災地宮城県の出身の国会議員として、四月二日に鹿野農水大臣が被災地入りされたこと、本間に有り難く思ひます。本間にありがとうございます。ただ、その際、各種関係団体の皆様から、ヒアリングの時間が大体三分ずつくらいしかなかったという声が届いております。是非、大臣の座右の銘は慎始敬終ということなので、何度も被災地に足を運んでいただいております。ただ、第一番目の質問なんですが、大臣のこの津波、大震災に対する認識をお伺いしたいのですが、被災地に入られてどのように感じになったでしょうか。簡潔にお答えください。

○国務大臣(鹿野道彦君) 私は、率直に、石巻に参りまして、そしてまた名取地区にお伺いいたしましてこの目で確かめたときに、一言で申し上げますとこんな光景があるのかな、これが私の本当の印象でありました。そのくらい、テレビとかあるいは写真とかでも大変な被害だということに思つておりましたけれども、しかし現場に行つて改めて事態がいかに大きいものであるかといふようなことを感じ取らせていただいたと、これが率直なる気持ちでございます。

○熊谷大君 ありがとうございます。

私は、前回、内閣委員会でも官房副長官に御質問させていただいたんですけれども、私は是非我が国のトップの方からこの大災害は国難であるとか国家の一大事であるという言葉が聞かれないというのは非常に残念だということに思ひます。

すね。

というのは、私、よく紹介する話なんですけれども、今回、被災地を回つていて、最初、震災直後から回つていたんですけれども、その際ガソリンが手に入らなかったものですか、自転車ですつと回つていたんですね。その際、あるおばあちゃんに会つて、本間に大臣が言われたような光景について話をしていたんですね。そうしたら、おばあちゃん、これまでも空襲の後みたいだねと、仙台はさきの空襲の後みたいだねと言つたら、そのおばあちゃんは何と言つたかという、あんな何言つてゐるの、空襲よりもっとひどいよと言ふんですね。それぐらい、至る所、もう爆心地のような風景が広がつてゐる。それは本間に、この認識は大変に共有していただいているというふうな思つておりますが、是非そのような御理解をいただけたらなと、またそのような理解を前提にして質問をさせていただきたいというふうに思つております。

その認識に続きまして、農林水産省としてこの災害に對して、午前中も松浦委員や加治屋委員からあつたと思うんですけれども、この災害に對しての農水省としての又は大臣としての目標というものを聞きしたいなというふうに思つております。

未曾有の災害に遭つて、この災害に取り組むための目標は何にされているのかということをお聞かせください。

○国務大臣(鹿野道彦君) まず、目標というふうにおっしゃられましたけれども、一つは、やっぱり緊急にやらなきゃならないというふうなことはもう一刻も早く手だてをしていくということだと思ひます。それはすなわち、漁業、農業者の方々も、今委員からも申されたような大変な被害でございますので、いまだかつて遭遇したことのないようなそういう被害を受けているわけでありまして、しかしそういう中で、俺、もう一度海に出たいんだと、もう一度、俺、土の中で働きたいん

だと、こういうような思いを率直に語られる方がたくさんおられる。そういう人たちに對して、船を出して魚を捕れるようにする、そして一刻も早く農業にいそしんでもらえることができるようにする、そういうようなことの緊急対策をまずやる、これが第一次補正だと思っております。この第一次補正に今全力を尽くしておりますのでございませう。

次に、御承知のとおりに構想会議が設置されることになりました。そこで今日からいろいろと議論をされていくと思えますけれども、六月をめどにして大まかなプランができ上がると思っております。そういう中で、先ほども申し上げましたけれども、新しい一つの農業の在り方、漁業の在り方というふうなものが復興モデルとして後世にも評価されるような、そういう一つの東日本をつくっていくために、本当に食料を供給されてこれら水産国としての、また農業国としてのモデル的な地域にしていきたい、そういう復興復興にしていきたい、こんな思いをいたしているところでございます。

○熊谷大君 大変力強い答弁ありがとうございます。私、ちょっと安心いたしました。

というのは、ともすれば、被災者又は被災された第一次産業従事者を飛び越えて、何やら町づくりが優先したり、農村づくりを優先させたりと、ハード面にとにかく復興というと考えられがちなんですけれども、目標としては、是非被災された全ての第一次産業従事者の自尊心又は人間の尊厳の回復のためにやるんだという目標を取っていたらいい、そのために生活再建をまずしようと、その生活再建には生産条件として様々なものがあつたと、それをどんなに整えて又は元に戻してあげようというふうな心意気又は目標を持っていたらいいと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣 鹿野道彦君 今先生から御指摘いただいたところは本当に大事なところでございまして、総理大臣からもこの復興復興に向けて考え

が出されて、その一番目に被災に遭われた方々の考え方というものを尊重することだと、こういうふうに言われたわけでありませう。まさしくおっしゃられたことを肝に銘じてこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○熊谷大君 是非よろしく願ひします。

農業者又は漁業従事者、林家もそうですけれども、自然によって全てを奪われてしまいました。その自然災害によって全てを奪われたというこの状態を人間の手で取り戻していく、そして再建していく、それが大胆にできるのは政治の仕事だというふうに思っておりますので、是非よろしく願ひしたいと思ひます。

それでは、その理解の下に次の質問に移りたいというふうに思っております。

被災地の姿で、先ほど大臣もおっしゃっておつたように、特に印象に残るのは、又は顕著なのは、津波によって押し出された災害瓦れきが田畑を覆い尽くしている光景、情景だというふうに思っております。特に沿岸部では大変ひどい、もう途方に暮れるしかないような光景が広がっている状況でございます。

手順としては、農地を農地として回復させるには、まずこの災害瓦れきをどかさないとけないというふうに思っております。しかし、残念ながら遅々として、一か月も過ぎていくんですけれども、遅々としてその災害瓦れきの除去、撤去が進まない状況でございます。農業者は一日でも早くこの災害瓦れきの撤去を済ませて、塩水につかつた田畑を復活させたいというふうに希望を持っております。

しかし、この災害瓦れきの撤去ですけれども、環境省から、災害廃棄物処理事業の特例についてというところで、非常に大胆な国庫補助率のかさ上げが行われました。これは非常に大変評価できるん

れるというんですね。なぜかという、まだ国の方針が決まっていないうふうに言われるというんですね。

もう一か月も過ぎていくんです。一週間とか二週間とかにそういうふうな方針が決まっていないう言われるんだつたら分かるんですけども、一か月過ぎて方針が決まっていないうからちよつと待つてくれと。まだ車が自分の庭先に刺さつたままなんです。船が田んぼの上にあるんです。あぜ道がまだ全然回復してない。やつぱり船は海の上にあるべきであつて、車は道路の上にあるべき、家は宅地の上にあるべきだと思ふんです。その災害瓦れきの撤去が全く進んでいない、又は情報が全く周知されてない、この状況をどのようにお考えか、是非お聞かせください。

○大臣政務官(樋高剛君) 先生におかれましては、今回宮城県ということで大変御熱心にお取組をいただいております。心から敬意と感謝を申し上げます。次第であります。私自身、今環境省の災害廃棄物対策特別本部長として現地調査今までに六回行ってまいりまして、農地の状況も自分の目で直接見てきたところでございます。

今般の震災におきましては、地震に伴う津波によりまして、多くの瓦れき、倒壊家屋等が農地の中に流れ着いていると認識をしていくわけでありませうが、環境省におきましては、特に被害の大きかつた宮城、岩手、福島におきまして、それらの地域のまず実情を把握することが必要だろうと。もちろん、私自身も現地に行つて、ニーズあるいは現状、自分の目で見ればかりでなくてやつぱり現地の人のお話を伺つて自分の耳で確認すると、それをまた東京に持ち帰つてきてその現状解決をする、行つたり来たり状況であります。が、現地におきましては災害廃棄物処理対策協議会というのを設立をさせていただきました。

先生の御地元であります宮城県におきましては昨日開催をされたばかりでございまして、これは、参加メンバーは県、あるいは国の出先機関、そして被災を受けた市町村、あるいはこの瓦

れき撤去を行う関係団体様、特に民間の方々でありますけれども、これらが同じテーブルに乗つて、同じテーブルの上でその問題を様々なで持ち寄つて、とにかく速やかに解決をするためには、あるいは瓦れきを一刻も早く撤去をして地域の生活を取り戻すために、あるいは農業を回復させるためにどうしたらいいかということ、それぞれ地域の特性に応じて、あるいは地域の皆様方の知恵あるいは英知を地域においても結集をいただくと。同時に、国の出先機関のメンバーも入っているものですから、その場でスピーディーに答えを出させていただくということを行つてきたところでございますけれども、先生がおつしやいましたまず一点目の財政措置につきまして現地で周知徹底がなされていないということを受けて止めていただきました。再度周知徹底をさせていただきますと、このように思うわけでございます。

また、農地にあるものにつきましても、私自身も先生と同じ問題意識を持っております。特に、地域、ふるさとを耕して一生懸命農業に従事してこられた方々の気持ちを考えたときに、やはり一刻も早く農業に復帰をしていただくことが望ましいと、これはもう当然でございます。そのために様々な瓦れき撤去を今行っているわけでありませうが、何せ、どうしても危険を回避するために今避難所のやつぱりそばのところ、つまり居住地近傍からどうも行われているというのが、どうしても順番を付けざるを得ないというのが、これが実情でありまして、先生の御指摘は私自身しっかり受け止めていただきたいと思いますので、どうぞまた今後も随時お声をいただきますと、御高説賜つてまいりたいと思っております。

よろしく願ひします。

○熊谷大君 政務官、先日このやり取りをさせていただいたと記憶しておりますが、本当に詰まっているんですね、先が、もうダムのよう

に、ダムのように行政が阻んでいるという状況、これを何とか解決させるのは政治の力だと、それしかないというふうに思っておりますので、是非協力をしていただきたいというふうに思っております。

あるところ、あるコミュニティは、農村はコミュニティが強いものですから、相互扶助でやろうというふうになって瓦れきを実際に持っていたら、これは災害瓦れきのはずなのに産業廃棄物扱いされて、二十万、三十万円のお金を取られたというふうな話もあります。そういった、もう一文なしになった、自分たちの財産が流された、でも何とか頑張りたいんだという気持ちを止めては、また折ってはいけないと思うんですね。それが、災害瓦れきが心の壁になっているような、またはコミュニティの壁になるようなことでは決していけないと思うので、これは早急に是非対応していただきたいというふうに思っております。よろしく願います。

次の質問に移させていただきます。

次は、先ほど金子委員からもあったと思うんですが、先ほど一見津波が来ていないような田畑又は田園なんですけれども、それで本当に営農ができるかというふうにいえば、実は排水ポンプなどがかかるの打撃を受けております。先ほど副大臣からのお話でもあったというふうに思っておりますが、まだ数字の把握ができていないということも御答弁されておりました。

これで、水の循環、御存じのとおり、水田には非常に重要な要素でございます。この水田経営に非常に重要な圃場整備、いわゆる農地を回復させるために農地の整備又は圃場整備、そして水を確保していかなければならないというふうに思っております。なぜかという、二か月後には梅雨が来るんですよ。梅雨が来るんですけれども、最近の梅雨というのは大雨とかゲリラ豪雨とか、非常に水の行き場に困るような、やり場に困るような大量な水が襲って、又は襲来してきます。排水がで

きないと、又は水を吸収する土、田畑がないと、非常に洪水の被害、二次被害としての洪水の被害が確実に来ってしまうというふうに考えております。これらを応急措置も含めて早急に田園の整備に着手していかないと、次々に自然災害、二次、三次災害が到来するというふうに考えております。

土地も人間も疲れ切っているのが今被災地の状況でございますが、これを、圃場整備、一次補正に対してどれくらい、早急にやっつけていかなきゃいけないというふうに考えますが、どれくらいの額又はどれくらいの計画でやろうと考えておられるのか、計画の一端をお聞かせください。

○副大臣(篠原孝君) 田植の時期が近づいてきておりますので、復旧は急がなければならぬと思っております。

応急措置ということでございまして、我々は、普通の場合はきちんと査定をして事業を始めるわけですけれども、こういう場合は緊急事態でございましてので査定前着工というのを許しております。既にこういうこと東北地区では四十三か所、関東農政局管内では三百五十一か所、事前に査定前着工をいたしております。

熊谷委員御指摘のとおりでございまして、水田もいろんな機能、システムチックにできております。用水路がおかしくなっている、ため池が駄目になっている、農道が駄目になっている、様々でございます。そういった状況にありますので、地域の実情に応じましてきめ細やかに対応していかなければいけないんじゃないかと思っております。

第一次補正予算のことを今検討中でございますけれども、額はまだ確定しておりませんけれども、相当な数百億の単位でこの事業には着手しなければいけないんじゃないかと思っております。○熊谷大君 しつかりとそこら辺は計画性を持って早急にやっていたければならないというふうに思っております。

では、続いてなんですけれども、農業者はこの

震災に遭ってから収入がほとんどありませんし、収入のめども立っておりません。しかし、津波の被害に遭っていないまでも、地震と度重なるその後の余震の影響で、家屋は半壊していたものが例えば全壊してしまったり、農機具などをしまっていた倉庫も崩壊してしまったり、苗を飼育する温熱器や脱穀機とか乾燥機もこれ軒並み駄目になってしまった。一農家が行った設備投資だけでも相当な額が被害として挙げられてくるというふうに思っております。

それがほとんどやられてしまったわけでございまして、収入もなければ農機具もないと、精米するための機械も壊れてしまった。農地だけではない、彼らが失ってしまったもの、それは生産手段ほとんど壊滅的な状態になってしまったというのが現状だというふうに思っております。

それで、ここから課題というふうになってくると思いますが、平均年齢が六十歳を超える農業従事者に、果たしてこれからどのような解決策を提示していったらいいのかと。津波に押し寄せられて、田畑の塩を取るだけで三年から四年も掛かるといふふうに言われております。完全に元の姿に戻るのには十年以上掛かるというふうな目算もされております。

しかも、そのような農地を回復しなければいけない農地は、先ほどもありましたが、六県で約二万ヘクタールを超える規模であります。これは山手線の内回りの四倍なんです。十万吨の米が収穫できる面積です。宮城県の仙台市の東部だけで限っても一千八百ヘクタールもあるんですよ。これが東京ドーム約三百八十五個分の広さでございます。それが海岸線に沿って、もう行けども行けども風景が変わりなく広がっていくというような状況でございます。

この高齢化した農業者、後継者がいらっしやる場合でも、どのように生活保障をしていったらいいものなのか。被災された皆さんは、共通して働きたいという意欲はあるんですね。元氣も持っています。何か働ける場があれば、又は役に立てる

場があればと、意欲も出て生きがいを持ってやりたいというふうに思っている方も多くいらっしやいます。

この大規模な被害と損失をリカバリーさせるには、やはり農協、例えばですよ、農協が持ち株会社をつくって農地回復をさせるために被災した農業者の皆さんを雇い入れて、瓦れきの撤去から塩害を取り除く作業、防潮林を植え直したり、あぜ道を整備し直したり、排水機場をよみがえらせるといった、そうした作業を国が公的資金を投入しながら給料を出す形で国土を回復させて、被災者の心も農地も戻して回復させていくというシナリオしかないんじゃないかなというふうに思っております。そうしないと、生活困窮者がたくさん生まれてくるというふうに思っております。

そのような青写真なんかは政府は持っているのかという見解をお聞きしたいというふうに思っております。

○大臣政務官(田名部匡代君) まず先に、今先生の方から農協さんたちとの連携どうなんだというお話がありましたので、私の方からその点だけお答えをさせていただきますと思うんですが、お答えをさせていただきます。一つは、食料であるとか水、支援物資を無償で提供していただきました。さらには、燃料の提供もしていただきました。

そして、福島原発事故に伴う被災農業者の皆さんに関しては、まさに日々の生活にお困りであったところを、独自にながら融資という形を取っていただきまして、無利子での資金の提供、また肥料、飼料、そういったものを買う際のその支払期限の延長など、こういった取組をしていただいたところでございます。

今後も農林水産省といたしまして、JAグループの皆さんともしっかりと連携をしながら地域を支援していきたいと、そのように考えております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生からの御指摘

の、今後このような大災害を受けて、引き続き意欲を持って農業を頑張ろうという人たちに對して収入面でもどういう今後の取組をしていくのかと、こういうふうなことでございます。

これにつきましては、まずは第一段階はやはり復旧というふうな、緊急に災害復旧事業をやっていくというふうなことで、その中には今お話がございました瓦れきの除去とか、あるいはまた用排水路の土砂上げとか除塩とかいうふうな、塩を除くとかという今のお話がありましたけれども、そういう事業がどうしても取り組んでいかなきゃなりませんので、そういう被災農家の方々におきましても、このような措置を講じていく場合に作業員としてそこで働いていただくというふうなことがまず第一の段階ではないかなと思っております。

その次に、いよいよそういう瓦れきを取り除かれて用排水路もだんだんでき上がるというような状況になってきますと、当然今度は土づくりというふうなものもやっていかなきゃなりませんし、また、今度は大きい瓦れきでなしに、いわゆる簡易なというんでしょうか、そういうれきの除去というふうなものもやらなきゃなりませんし、あるいはまた水路、あぜ道というふうなものの補修というふうなものもやっていかなきゃならない。そういうふうな場合におきましては、経営再開の意欲のある人たちが地域単位で行う、農地の復旧作業を行うというふうなことが必要で、場合には交付金、支援金を交付するというような考え方でございまして、そういう交付金というものによって、復旧作業に従事した分量に応じて支給されていくということによって生活面の収入にもつながっていききたい。

そして、次はいよいよ一刻も早く農業に、作付けに取り組んでいただきたい。先生、今年と言われましても、もともと短い範囲内で農業者が実質的に作付けを行うことができるようにしたい、こういう思いで今おるところでございます。

○熊谷大君 是非、環境省の皆様も農水省と連携

してやっていただければというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) 環境省といたしまして、農水省さんと緊密な連携を取って、そして一刻も早く農地を取り返す、農業を取り返す、生活を取り返すということで頑張ってもらいたいと思っております。

○熊谷大君 是非よろしくお願いします。それでは、漁業の方へ質問を移りたいというふうに思います。

先日、松島の磯崎漁港に被害の状況を確認に行きました。そこは松島湾内東部に点在する七漁港のうちの中心漁港でございまして、カキ、ノリの養殖漁業の拠点港というふうになっております。特にカキは全国的にも有名な特産品でございます。漁港施設の老朽化とカキ処理施設の環境面に配慮するため、新たに人工島が、磯島というところで、建設が県のバックアップの下に造られておりました。ここでカキの処理施設があつたり、衛生的な施設として新鮮なカキが振る舞われたりしておつたんですけれども、その磯崎漁港は今回大分生き残つたんですね。

本当に生き残つたんですが、これは津波、松島というのは昔から歴史的に津波は余り来ない場所だということに、島が点在しているものですが、そこが緩衝材になつて津波はなかなか上がらないというふうになつていて、そこが違つて、津波の後、余震が非常に強くて大きくて、そして数が多いということなんですね。

私もちょっと驚いたんですけれども、その人工島の港のジョイント部分、結合部分なんかが一番最初のマグニチュード九の地震のときはこんなすき間だつたんです。それから度重なる余震でどんどんどんどんそれが幅が開いてきつたんです。本震のときは、その漁港を使つていらつしやる皆さんは、ああ、もううちは大丈夫だからちゃんと漁ができるというふうになつたらいいんですけれども、度重なる余震の影響がどんどん

どんどんボディーブローのように効いてきているのが今の状況なんですね。この余震でどんどんどんどん危険な状況になつていく、それなりの補給とか補強又は応急措置というのをしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

この磯崎漁港の種ガキの三分の一はおかげさまで生き残りました。これから何とかシーズンに間に合わせるためには早い港の応急処置、カキを作るにはクレーンなんかあつて、それを引き揚げる、カキを引き揚げるための設備なんかもあるんですけれども、それがどんどん余震で使えなくなつてきているということなので、しっかりとした応急措置をしていただきたいというのが一つ。

もう一点は、しかし、津波の被害は少ないといつても、約二百隻ぐらいたつた小型の漁船がやっぱりひどい影響を受けていて、中には沈没してしまつたものもある。その中で、沈没した小型船からどんどん燃油が出てくるんですね。やっぱりカキの養殖場のきれいな海水が必要なんですけれども、どんどん海が汚されて、また航路を確保しなければいけないんですけれども、漁船がやっぱり瓦れきで埋まっています。これも、いち早く瓦れきを除去して沈んだ沈没船を引き揚げてもらわないと、五月の種付け、仮殖には間に合わないとなつてしまふんじゃないかなというふうな危機感がございまして。

松島はカキと観光が非常に密接につながつた場所でございますので、いち早い応急処置なり復旧に對して予算措置又はダイレクトでそして迅速な措置を求めていきたいというふうに思っております。見解をお聞きしたいというふうに思っております。

○国務大臣(鹿野道彦君) カキの養殖の話が出されましたけれども、いわゆるこの災害というふうなもの、どうやって養殖業の復興に向けて取り組むかということにつきましては、今回の災害を激甚災害と指定をいたしまして、養殖施設なり、

あるいは災害復旧事業の対象としておるところでございますので、これをできるだけ早く取組をしていきたいと思っております。

なお、実は私も、場所は違ふんですけれども、石巻のときは、どうしても漁港の航路を確保しなきゃなりませんので、そのためにはこれも瓦れきを取り除かなきゃならない。もう一つ分かってましたことは、沿岸の漁業者の人たちが、見えないもの、すなわち、どれだけのいろんなものが沈んでいるかということが分からなかつたんですけれども、過般、篠原副大臣が石巻に行きましたときに、どうも網も出せないような状況だと。

だから、その沿岸漁業に支障ある瓦れきも一緒に取り除くというふうなことも、今日、環境政務官もおられますけれども、とにかく、災害対策本部が環境大臣でありますので、私からもこれ、第一次補正の一体的な取組にしてほしいというふうな要望もいたしまして、そういうふうな方向で今取り組んでいただけたらいいなと思っております。で、早く、見えないものであるだけに、航路を確保するなり、沿岸の漁業者の方々あるいは養殖業者の方々に、とにかく支障のないような形で瓦れきを撤去する、そういうふうな形。

それから、漁船において、相当もう漁船が、特に小さい漁船はほとんど壊滅的な状況にありますので、そういう漁船、船を出すことができるような一刻も早いその対策を講じていくべく、緊急な一つの対策に今申し上げたようなことも含めることができるように、今取組をさせていただいているところでございます。

○熊谷大君 是非よろしく申し上げます。生き残つたというところでは、塩蔵の魚市場もおかげさまで一部なんですけれども生き残りました。気仙沼又は石巻が壊滅的なダメージを受けている間、塩蔵の市場の一部が使えらるということ、恐らく気仙沼又は石巻の漁獲高が多かつたカツオの漁の、カツオは今度は塩蔵が一手に引き受けることになるというふうに思っております。しかし、残念ながら、先ほどの余震の話なんです

すけれども、やはり老朽化した市場なので、どんなにどんな、漏水があったり漏電があったり排水ポンプが使えなかったり、又は冷蔵庫又は製氷機が使えなかったりというところもございまして、是非そういった生き残っている市場又は漁港に応急措置又は補強ということをしっかりとやっていただければなというふうに思っております。

その塩竈市場で私が最もきつく言われたということは風評被害なんですね。せっかくこの市場で、生き残った市場があつて、魚も揚げる事ができる、しかし、幾ら揚げてもその風評被害によつて買手が付かなければ全く意味がないというふうなことをきつく言われてまいりました。

今回、大変残念だったんですけれども、先日、放射線を帯びた水の海洋投棄が行われました。新聞で読むと、独立行政法人水産総合研究センターの研究主幹は、岩手県沿岸では南に向かって流れる暖流があつて、放射性物質が福島第一原発よりも北に流れる可能性は低いというふうなことが出ていますけれども、でも、海を回遊する魚でございまして、これを海洋投棄したというこの事実でもって非常に風評被害が出てくるのではないかなというふうに思っております。

というのは、塩竈の人たちは最近、三陸塩竈ひがしものということで、メバチマグロをブランド化して近年売り出していた最中でございましたので、そうしたさな風評被害で売れなくなつてしまった又は買手が付なくなつてしまったという、本当に漁業者の皆様の生活というものは立ち行かなくなつてしまふというふうに思っております。

やっぱり私は、この原発問題でそうしたなぜ海洋投棄というものが行われてしまったのか、又は周辺各国にも説明がないままに行われてしまったのかということが非常に疑問でございまして。そういった経緯も含めて、その風評被害、先ほども金子委員からもあつたんですけれども、風評被害の認定の方法と、これから補償が非常に大きくなつ

てくるというふうに思うんですけれども、そういったことをどのように政府の方では考えているのかということをお聞かせください。

○副大臣(笹木竜三君) 風評被害、どういう判断をするかということをお答えしますが、原子力損害賠償法では、原子力事故との相当因果関係、相当な程度に因果関係があるものについては賠償する、そういうふうになっております。ですから、これは全ての損害についてですが、風評被害についても同じような判断でやっていくということです。この補償は一義的には東京電力が行うけれども、その責任を全うできるように政府も万全を期すということです。

文部科学省では、四月十一日に閣議決定を受けて原子力損害賠償紛争審査会を設置しました。あした金曜日、十五日の夕方ですが、一回目の紛争審査会を開催をします。ここで、どの範囲を損害賠償の範囲としていくかということで、その指針をできる限り早く、可能な限り早く出していく、そういう方針で今おります。

○大臣政務官(中山義浩君) ただいま熊谷委員のお話を伺つていまして、本当に事業者が大変な思いをしている。実は私の地元にも築地市場がございまして、同じように風評被害で外国へ輸出しているお魚が売れないと、こういうことで私どもに大挙してみんなが参りまして、低レベルとはいへ、なぜ海の中に放射線の入っている、そういう水を流したんだ。もう本当に怒りが極まっているといいますが、本当に私どもも残念な思いをいたしました。

これは恐らく、高レベルの放射線がある水をどこかへためておかなければならない、その場所をつくるために放水をしたというふうに私は伺っておりますが、もつと本当に、漁業者を始め周りの都道府県、それから本当に現場で今仕事をしている人たちが、今操業をしている漁業者、こういう方たちになぜしっかりと説明がなかったのか、これはしっかりと保安院にも問いただした次第でござい

ます。もう是非今後はこんなことのないように、何とんでもないのは風評被害でございまして、外国からは、日本の魚は危ない、築地ではそういうふうには言われたということ、絶対に我々は今後ともこういうことは起こしやしない、その教訓の下にしっかりとした原子力政策をやつていかなきゃいけないというふうに思っております。

○熊谷大臣 認定とその手続の方法もしっかりと答弁していただきたかつたんですけれども、ちよつと時間がないので。ただ、宮城県、例えばホヤの生産地なんですけれども、全国の八割の生産を占めています。その多くの割合が韓国へ輸出されております。今韓国は、御承知のとおり、雨が降つただけで小学校を休校させるというような事態でございまして。その韓国のような海外に向けて輸出という面では海産物も非常に大きなダメージを受けるのではないかなというふうに思っております。是非そうした風評被害に対する対策もしっかりとやっていただきたいというふうにお願いを申し上げます。私からの質問を終わります。

○野村哲郎君 自由民主党の野村哲郎でございます。

先ほど来、金子委員、そしてまた私も自民党の熊谷委員、それぞれ福島、宮城で実際、被災地からの委員のメンバーでございまして、大変切実な、そしてしかも臨場感あふれる質問であつたわけでありまして、しかし一方、農水省におかれても、鹿野大臣が二回も現地にお入りになった、あるいは田名部政務官も岩手そしてまた青森にお入りになったということも聞いておりまして、そういう意味では皆さん方に大変御苦労いただいているということとは私も本心に受け止めることができまして。また、先ほど、副大臣の方からは午前中、食料の確保という視点から毎日百五十万食をきつと農水省は確保しながら被災地に供給したというお話もお伺いしまして、皆さん方の大変な御努力、御尽力に心からのまずは敬意を表させ

ていただきたいと思います。

ところで、今回のこの災害の復興におきましては我が国の底力が試される、私はそういうふうには思います。もちろん、政治家や行政はもちろんでありますけれども、国民が一体的にこれは取り組んでいかなければならないことで、我々自らの立場でやるべきこと、あるいはまたできることをしっかりとやっていくことで必ず復興できるというふうに確信をいたしております。私も、与野党の立場を超えて、被災地の農林水産業の復興再生のために、そして生産者の皆様に明日への希望を持っていたきたいと思いでたいまから質問をさせていただきます。

大臣は、今朝の午前中の質疑の中でも、あるいはまた先ほどの私どもの同僚の中からも、大臣がこれからの復興に懸ける決意をお伺いをいたしました。中身的にはダブるのでありますが、私はもう少し、大臣がこれからの後世に、本当にすばらしい漁業あるいは農業をモデルとして後世の皆さんから評価されるような、そういうものをつくつていきたいんだ、そういうものを復興させていきたいんだということをお述べになりました。どうもまだイメージとして、イメージとしてどういったような復興をお考えになっているのか、もう少し具体的に教えていただければ分かりやすいんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今まで、この被災を受けた地域、特に水産業におきましては、言わば北海道から千葉までの地域においては、まさに日本の国の水産国として誇り得る水産物を提供してくださつたと、供給してくださつたと。いわゆる五割の産出額がその地域で供給していたのだということでありまして、我が国を代表する供給地でもあつたわけですが、一面、御承知のとおり、そういう中で現実を見ますと、復旧前におきましては、やはり漁業に取り組まれる方々も高齢化、そして漁船も非常に更新期を迎えるというような状況の中で古い漁船と、このよ

国だと言いがらも、だんだんだんだんその実情は、他の国々からまさしく追い付かれ追い越されるところのような状況にあったと。そういう中で、当然若い人たちがなかなか漁業に、じゃ、取り組むか、やってみるかというふうな気持ちで薄れてきつたつと。そういうような状況の中で今回の大災害と、こういうことであります。

そうしますと、少なくともこれから我が日本の国がどのような災害に遭ったとしても、この冠たる水産国であるというふうなことだけはこれから次の世代に引き継いでいかなきゃならない、そういうふうなことになるわけでありまして。そうしますと、当然若い人たちが、よし、漁業をやってみようというふうな魅力ある地域づくりをしていかなきゃならない。そういうことが一つだと思ふんです。そしてまた、新しい近代的なやつぱり漁船というふうなものも確保していかなきゃならない。

そうしますと、いろんな、そういう意味ではやり方があると思ふであります。そのやり方というのは、当然そういう中で、自分自身がもう一度船を持ってやっていきたいというふうな人もおられますし、また、協業化によってみんなと一緒にやっていこうというふうなこともあるかもしれません。そういう意味で、私どもはメニューを出していきたいと。漁業をやりたいという人たちにはメニューを出して、そしてその取組を漁業者の人に選択してもらおうと、こういうふうなことも考えておるところでございます。

また、農業におきましては、特に名取地区というのは、先ほど熊谷先生からも御質問ありましたけれども、宮城県を代表するところの穀倉地帯でもあったわけでありまして、イチゴなども作られておりました。そういう地域がまさしく全壊というふうな状況でありますけれども、しかし何とか瓦れきを撤去して、除塩をして、また新しい一つの農業地帯に持っていこうという意欲にも燃えておるわけでございますから、県当局なり市町村というふうなところの意向もござりますけれども、

も、私どもとしては、この際思い切って大区画化をしていきたい、生産性の向上を図る大区画化をしていきたい、こういうようなことも頭の中に描きながら、まさしく新しい人たちが、若い人たちが漁業なり農業に、よし、参入してみようかというふうな思っているだけのような、復興モデルと申し上げましたけれども、次の世代に対してを意識して、この復興復興と新しい農業、漁業なりというふうなものを考えていきたいと、こんなふうな考えておるところでございます。

○野村哲郎君 今の大臣のお話で、大変明るい将来が、未来が見えてくるのではないかなという程度までは分かるんですが、ただやつぱり、これから、今それこそ被災者の皆さん方、漁民の皆さん方、あるいは農家もそうでありますが、大変打ちひしがれている中で、具体的な絵が出てこない、今大臣がおっしゃったように若い人たちが魅力を感じる、あるいは新しい新規の参入の皆さん方もできるようなというお話であつたんですけれども、私は、それだけで今の被災者の皆さん方が奮い立つて、もう一回やろうか、あるいは新しい人たちが、我々も、じゃ、農業をやろう、漁業をやろうという気持ちになってくれるのか、ちよつとまだそこまでは私は受け止められないというふうに思ふんです。

これは、一つは激甚法の話が先ほどもありましたけれども、激甚法でやつぱりやれるスキームというのにも限度があるというふうに思います。これは私どもも今御提案をして、あるいはまた今後とも提案をしていきたいと思つて、今大臣がおっしゃったような新しい法律を作つて、今大臣がおっしゃったような漁業あるいは農業をやらんのだよというのをやはり示す必要があるんじゃないかと。それは法律の世界でありますから、その前にもう少し、例えば三百何か所の漁港がやられていて、これで、これを激甚法で遅々やつていたってなかなかこれは進まないというふうに思ふんです。魚ですから、魚の場合で特に申し上げますと、魚

は捕るためには船も要ります。船も二万隻から一万八千隻やられていてという話も聞いておりますし、あるいは、先ほどの話じゃありませんが、魚の市場も必要であります。そしてまた、加工施設も必要であります。全て失つておるわけです。ですから、まずはそういうものをパッケージできちつとやらなくと、激甚災害法でやるとなると、本当に私は、これは何年掛かってもこの復興というのにはできないというふうな思ふんです。

ですから、今申し上げました、全てのものをパッケージにして何かこう拠点づくりをしていかないと、我が国というよりも国の方向性、筋道が見えてこないのではないかと。そのためにはやはりマスタープランを作つてもらわなきゃいかぬ。マスタープランを作つて、そしてまずはここからやつていきますよ、そして後に残されたのはこういう形でというやり方をしたいと、全体的にやるような仕組みというのは、これは私は不可能だろうと、しかも時間が物すごく掛かるんだらうというふうな思ふんです。

ですから、そういうまずはマスタープランを是非作つて、そしてその中で拠点になるところをパッケージで作り直していく、再構築していく、そういうお考えがあるかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 非常に大事な御指摘をいただきました。

私どもとしては、まず緊急的に、漁業者の人たちが、船を出したいというふうな人たちが、出せるようにしたい。特に、そのためには、まず市場も、それから冷蔵庫も、それからそこに存在しておつた卸売業者の人たちも、全部もう、全てもうなくなつてしまつたような状況にあるわけでございますので、そこで緊急的には、まず港に船が入れるように航路を確保すると、そして荷揚げができるようにする。荷揚げされた場合に取引がされるようにもう緊急的な市場、そして冷蔵庫、こういうふうなものさえあれば何とか俺たちは魚捕り

できるんだと、こういうふうなお話もござりますので、このような緊急的な措置は第一次補正にというふうなことで盛り込みたいと思つております。そして、一刻も早く魚捕りに行きたいんだというふうな人たちが行けるような体制をつくること。

次が先生言われたところだと思ひます。すなわち、構想会議というふうなものが設置されました。そこで総理から、第一には地域住民の要望を尊重する、第二には全国民の英知を結集する、そして第三には未来を先取りする未来志向型で行くんだ、こういうような基本的な考え方が示されたわけでありまして、もちろんメンバーの方々が中心としてこれからの構想というふうなものも描かれると思ひますけれども、私どもは当然、自民党さんからも公明党さんからも他の政党からも、民主党だけでなしにいろんな要請、要望もいただいております。

そういう英知というものを結集するというようなことの中で、我々もそういう考え方をしっかりと受け止めていただいて、そして農林水産省としてどう一つ一つのこれからの復興モデルをつくっていくかというふうなことを、できるだけその構想の考え方が出される時期までに積極的に関与して、そしてこのいわゆるプランが、構想ができた段階で、法律を作らなきゃならないというふうな場合は法律、改正をしなきゃならない場合は改正というふうな形で、財政的な支援とリンクした形で私どもは取り組んでいきたい。そういう意味では、マスタープランを作ることについては非常に重要な課題であると思つております。

○野村哲郎君 先ほど来、復興構想会議の話も出ていますけれども、率直に言つて私ども余り期待していません。むしろ、実務の皆さん方が入っていない、役人の人たちも入っていない、学者だけがただ語りっぱなしになるような気がしてならないんです。ですから、そこにきちつと骨を入れ身を入れるためには、やつぱり農水省が表に出てこない私はこれは絵にかいたもち、絵空

ですから、そのことはこの構想会議に任せるんじゃないなくて、むしろ農水省がどんどん提案をしていく。これは、先ほどおっしゃいましたように、各党とも私どもは役所の方にも、あるいは政府の方にもこの我々の提言を出してありますので、是非ともそういったものを参考にしていただきながら、是非農水省でこれはやっぱり水産業と農林漁業は守るんだという思いで是非とも表に出していきたいというふうには是非これは大臣にお願いを申し上げます。

先般も、三県の漁連の会長さんがお見えになりました。そのときにお話を伺うと、やはり皆さん方は、おかに上がったかっぱはかっぱだからな、何にも手も足も出ないとおっしゃるんですよ。それは何かというふうにお聞きしますと、まず先ほど航路が確保できない、船が入れない、あるいは漁に行こうにも船がない、これでは私どもはやっぱりおかに上がったかっぱなんですよという非常に寂しいお話をお伺いをいたしました。

まずは港を、先ほど来陸の話は、瓦れきの話は出ました。海の中はなかなか目視できませんのでも、どの程度の瓦れきがあるのかというのでも分かりません。多分、想像するに、あれだけの大津波波です。ですから、当然船も引き込まれている、車もある、住宅もあるんだろうと。いろんなものが、陸と同じぐらいの瓦れきが私は港やあるいは漁港には全てもあるんだろうと思うんです。ただ、それが目視できないだけにどの程度かというのは分からないし、まずはその調査から始めていただかならないさやならぬと思うんですが、やはりこの瓦れきの撤去を早くしてもらわなきゃいけない。

速やかに着工できるようにしつつ、ただ、一方で、車に乗ったまま流された、本当に悲しいことでありますけれども、そういう被害があったことを踏まえ、丁寧な作業が必要になってくる場合もあるかと、そのように考えております。

○野村哲郎君　今、政務官の方から数字的なことも、六十三漁港を近々にやるんだというお話がありました。ただ、三百を超える漁港ですから、そうしますとまだ二割ぐらいだろう、着工していくのは二割ぐらいだなという今数字だったと思いますけれども、これは早くやってあげないと本当に先ほど来申し上げますように海に出られない。

速やかに着工できるようにしつつ、ただ、一方で、車に乗ったまま流された、本当に悲しいことでありますけれども、そういう被害があったことを踏まえ、丁寧な作業が必要になってくる場合もあるうかと、そのように考えております。

○野村哲郎君　今、政務官の方から数字的なことも、六十三漁港を近々にやるんだというお話がありました。ただ、三百を超える漁港ですから、そうしますとまだ二割ぐらいだろう、着工していくのは二割ぐらいだなという今数字だったと思いますが、これは早くやってあげないと本当に先ほど来申し上げますように海に出られない。それからもう一つ、皆さん方が非常に困っておられるというよりも、まだ方針が、国の方針が決まっていないのが一つあります。それは、この瓦れき撤去は誰がやるんだ、誰が財政負担をするんだと。

速やかに着工できるようにしつつ、ただ、一方で、車に乗ったまま流された、本当に悲しいことでありますけれども、そういう被害があったことを踏まえ、丁寧な作業が必要になってくる場合もあるかと、そのように考えております。

○野村哲郎君　今、政務官の方から数字的なことも、六十三漁港を近々にやるんだというお話がありました。ただ、三百を超える漁港ですから、そうしますとまだ二割ぐらいだろう、着工していくのは二割ぐらいだなという今数字だったと思えますけれども、これは早くやってあげないと本当に先ほど来申し上げますように海に出られない。

それからもう一つ、皆さん方が非常に困っておられるというよりも、まだ方針が、国の方針が決まっていなくて、一つあります。それは、この互れき撤去は誰がやるんだ、誰が財政負担をするんだと。

実は昨日の河北新報で、阿久津内閣府の政務官が、これは陸上と同じスキームでする方向で検討をしていると。ということは、市町村の負担はゼロなんだということを意味していると思うんです。が、そのことは農水省自体、同じ認識でいいんで

速やかに着工できるようにしつつ、ただ、一方で、車に乗ったまま流された、本当に悲しいことでありますけれども、そういう被害があったことを踏まえ、丁寧な作業が必要になってくる場合もあるうかと、そのように考えております。

○野村哲郎君　今、政務官の方から数字的なことと、六十三漁港を近々にやるんだというお話がありました。ただ、三百を超える漁港ですから、そうしますとまだ二割ぐらいだろう、着工していくのは二割ぐらいだなという今数字だったと思えますけれども、これは早くやってあげないと本当に先ほど来申し上げますように海に出られない。

それからもう一つ、皆さん方が非常に困っておられるというよりも、まだ方針が、国の方針が決まっていなくて、一つあります。それは、この互れき撤去は誰がやるんだ、誰が財政負担をするんだと。

実は昨日の河北新報で、阿久津内閣府の政務官が、これは陸上と同じスキームでする方向で検討をしていると。ということは、市町村の負担はゼロなんだということを意味していると思うんですが、そのことは農水省自体、同じ認識でいいんですか。

○大臣政務官(田名部匡代君)　これまでのこの互れきの撤去についての少し経緯を簡単にお話をさせていただきますと、災害廃棄物の処理に関する

速やかに着工できるようにしつつ、ただ、一方で、車に乗ったまま流された、本当に悲しいことでありますけれども、そういう被害があったことを踏まえ、丁寧な作業が必要になってくる場合もあるうかと、そのように考えております。

○野村哲郎君　今、政務官の方から数字的なことも、六十三漁港を近々にやるんだというお話がありました。ただ、三百を超える漁港ですから、そうしますとまだ二割ぐらいだろう、着工していくのは二割ぐらいだなという今数字だったと思えますけれども、これは早くやってあげないと本当に先ほど来申し上げますように海に出られない。それからもう一つ、皆さん方が非常に困っておられるというよりも、まだ方針が、国の方針が決まっていなくて、一つあります。それは、この互れき撤去は誰がやるんだ、誰が財政負担をするんだと。

実は昨日の河北新報で、阿久津内閣府の政務官が、これは陸上と同じスキームですという方向で検討をしていると。ということは、市町村の負担はゼロなんだということを意味していると思うんですが、そのことは農水省自体、同じ認識でいいんですか。

○大臣政務官(田名部匡代君)　これまでのこの互れきの撤去についての少し経緯を簡単にお話をさせていただきますと、災害廃棄物の処理に関する会議の中で、関係省庁で連携を取って互れきの田んぼなど含め、環境省の災害廃棄物処理事業により、農地なども含め、環境省の災害廃棄物処理事業により、漁港の復旧と一体的に互れきの処理を行うことも可能であるということになっております。

速やかに着工できるようにしつつ、ただ、一方で、車に乗ったまま流された、本当に悲しいことでありますけれども、そういう被害があったことを踏まえ、丁寧な作業が必要になってくる場合もあるうかと、そのように考えております。

○野村哲郎君　今、政務官の方から数字的なことも、六十三漁港を近々にやるんだというお話がありました。ただ、三百を超える漁港ですから、そうしますとまだ二割ぐらいだろう、着工していくのは二割ぐらいだなという今数字だったと思いますが、これは早くやってあげないと本当に先ほど来申し上げますように海に出られない。それからもう一つ、皆さん方が非常に困っておられるというよりも、まだ方針が、国の方針が決まっていないう一つあります。それは、この瓦れき撤去は誰がやるんだ、誰が財政負担をするんだと。

実は昨日の河北新報で、阿久津内閣府の政務官が、これは陸上と同じスキームとする方向で検討をしている。ということは、市町村の負担はゼロなんだということを意味していると思うんですが、そのことは農水省自体、同じ認識でいいんですか。

○大臣政務官(田名部匡代君)　これまでのこの瓦れきの撤去についての少し経緯を簡単にお話をさせていただきますと、災害廃棄物の処理に関する会議の中で、関係省庁で連携を取って瓦れきの田間滑な処理に当たっていくということが決まり、農地なども含め、環境省の災害廃棄物処理事業によることが基本であるということが決められました。一方、漁港関係等の災害復旧事業により、漁港の復旧と一体的に瓦れきの処理を行うことも可能であるということになっております。

漁港のこの瓦れきの撤去でありますけれど、先ほど申し上げましたように、災害復旧事業で行いまして、今回、激甚災害の適用によりましておおむね八割から九割程度国庫負担が適用される、さらに残りの地方負担分については、その大部分に、地方財政措置が講じられるところであります。

最後に一つ、先ほどの質問に関連して追加で答弁をさせていただきたいんですが、瓦れきの撤去と併せて海底の瓦れきについての調査も、ダイバーやソナー、音波での調査なども含めて今行っているところでありまして、それを付け加えていただきます。

きましたけど、やっぱり三県の自治体の皆さん方は、国が全部やるんだということを望んでおられるんです。だから私は、激甚災害法でのスキームじゃとてもじゃないけどこの災害は乗り切れないと思うんです。ですから、国が全部やりますと陸上と一緒にです、阿久津さんの方がずっと皆さん方より一歩も二歩も踏み込んだ答弁をされているんですよ。だから、これは陸上と同じスキームで、全てを国が負担しますよ、市町村の負担はありませんよということを言わないと、それでちゅうちょしているやはり首長さん方もおられるということだけは是非お分かりいただかないと、なかなか一斉に進んでいかないというふうに思います。

そこで、私も自民党として御提案申し上げておりますのが、全国の遊休船、あるいは係留されている船、全部これを漁連でも使つて調べていただいて、遊んでいる船が、中古船があつたら全部これを三陸に持つてくるぐらいの、そのぐらいののこことをやっていかなないと、新造船を造るといつたつて、新船を造るといつたつて時間が掛かります。金も掛かります。ですから、まずは私は、全国の港にそういう係留されている船を是非とも

が買ひ上げて、そして無償リリースするぐらいの思い切ったことをやっていたいかなければ、漁業者の皆さん方は本当に、漁に出られる、あるいは出られないんだという不安感があると思うんです。

そういう、私の今申し上げた、あるいは自民党が今提案しております中古船の確保についてどうお考えか、御答弁いただきたいと思っています。

○副大臣(篠原孝君) 野村委員の御提案でございますが、非常にごもつともな、いいアイデアではないかと思っております。

我々は、先ほど申し上げましたように、食料の確保等についてはいち早く手を打ったつもりでございますけれども、正直申し上げまして、漁船が壊滅的な打撃を受けているというのをテレビ等でよく見ておりました。早く手を打つべきだったと思いますけれども、提案を受けまして、四月五日に全漁連の方から各県漁連に対して遊休漁船が、中古漁船がどのくらいあるかという照会をいたしております。

これは、農業の場合と比べてはなんなんですが、除塩に三年ぐらいは掛かると、あるいははもつとかもしれないということを言われております。それに対して、大臣が力説されておられましたとおりでございます。海に魚がいるわけですから、漁船があつて、港があつて、製氷施設、冷凍施設があれば、それで活気が付くわけです、元氣が出るわけです。それでもって再生ののろしを上げることができるわけでございますから、この道筋はきちんと立てたらいんじゃないかと思っております。

その漁船の手当てでございますけれども、野村委員御指摘のとおり、新しい船造つていたんでは、造船所も近くにないわけでございますから、いつまで待つていても足らないということは明らかでございます。ですから、鹿児島県の漁船、余っている漁船、まあもつと近くの青森県の漁船の方が近くていいのかもしれない。こういったことで取りあえず手当てをして、一刻も早く漁業を再開していただきたいと思っております。

○野村哲郎君 今、副大臣から御答弁いただきましたように、私どもはもう既にそれぞれ出身県の漁連に話をして、あるいは全漁連ももうそのように動いております。まずはどの程度の船が要るのかという調査からでございますので、今その段階だと思ひます。私も地元鹿兒島の幾ら船が要るかということも漁連の方に調査をお願いをしておりますが、是非それをまず第一段階やる。

それから次が、今度は新船の建造でありますよね。私は非常に水産庁、いい事業をしてもらつていふと思ひます。もうかる漁業創設事業でございますけれども、これはなかなか厳しい要件が付されております。これを、まず一つは予算を本當に取つて下さい。取つて下さいというよりも一緒にやります。これはもう補正予算でこの事業を拡大する、予算を取つて。

そして、船をじゃんじゃん造つて、そして新船を増設していくことをやっていかないと、もう既に岩手県漁協は百何十隻一括注文をいたしましたとか、それぞれ船がないから、造船所も大変なんで、やられていふところもありますので。そうしますと、何かみんなの利いたところだけが早く船を造つてしまふということにもならないように、やはりここはそれぞれ岩手、宮城、福島あるわけですから、一県だけがよかつたという話では、これは漁業者の皆さん方に申し訳ない話でありますので、これはこの事業を使つて、この事業を使つて、もうかる漁業創設事業でどうしてもこれを、船を確保していただきたいんです。

もうサンマなんかは、百トン以上が百隻ぐらいあつたものが三十隻ぐらいに減つていふという話ですから、もう秋のサンマが本當に口に入るのかなという思ひがしてなりません。ですから、早くやつぱり食の安定供給のためにも国の方でどうしても、これは事業として今までもやってこられていふわけですから、これを拡大する。

そして、リリース期間も三年をもう少し延ばして、漁業者が本當にやれるというところまで、何

年かは分かりませんが、三年じゃ短過ぎると思ひますので、是非ともその辺の検討も一緒にして、予算とこの要件を緩和して、そして期間も長く、そういうことを是非とも、これは既存事業でありますので、これを充実、拡充をしていただきたいというふうに思ひます。

時間があるかもしれませんので最後になりますが、もう一つは、漁業者の皆さん方、特に今日は漁業に限つて私は質問いたしておりますが、農業も一緒にありますけれども、全てを失ひました。船も失ひ、家も失ひました。そして、この方々はやはり船を手に入れるために資金を借りられております。あるいは漁協あるいは信漁連、あるいは農協にしても、そういう船やあるいは土地を担保にしながら金を貸してゐるわけですが、今度また新しくやるとしたならば、農業機械も買わなきゃいけない、船もまた確保しなきゃならぬ。もうゼロからのスタートじゃなくてマイナスからのスタートになつちゃうんですね。ですから、この重荷をどうにかして国が、困難でありますので、是非ともこれを軽くする。もう率直に言ひますと、債務の免除をしてあげる、このことを是非国で考えていただかないと、二度と立ち上がれないというふうに思ひますよ。

ですから、新規参入者は、それは新しく金を借りるからまだいいんです。ただ、今までの漁業者なり農業者で今からもやろうという人たちが、重荷を背負いながら、また借金に借金を重ねていくような経営は私は成り立つていかないというふうに思ひますが、どうお考えですか。

○副大臣(篠原孝君) 債務の前にちよつとお答えさせていただきますと、野村委員の御指摘の中古漁船の支援策でございますが、これは是非考えてまいりたいと思ひます。

それから、二番目ですけれども、もうかる漁業の事業でございますけれども、これは既存の事業を充実させたらどうかということでございまして、しかし、委員御指摘のとおり、やつぱりちよつ

と違う災害ですので、もつと新たなスキームというの私は絶対必要なんじゃないかと思つております。初期投資、大変に掛かつてしまひますので、そういうことがなくて済むようにと。リリースの期間三年というのは仕組みがあるわけですが、こういったことをもつと拡充した仕組みを考えられないか、今検討中でございます。

それから、債務についてでございますけれども、元々借金をして大きな船を買つておられる方が多いということは何つております。ですから、震災前から持つております債務の返済がまず先だということ。ですから、漁業信用基金協会が金融機関に代位弁済するための経費を国が助成することをもつと決定しております、今検討中でございます。

それから、新たな漁船建造資金につきましては、無担保、無保証で融資を受けることができるよう特別の債務保証を行うことも検討しているところでございます。ゼロからのスタートじゃなくマイナスからのスタートということを考慮いたしまして、今までにないバックアップの政策を検討してまいりたいと思つております。

○野村哲郎君 今、副大臣の御答弁で、最後の部分であります。確かに今回の皆さん方提示されております補正予算の中身を見ていきますと、保証保険機関の代位弁済経費を助成するということが百四十億程度計上してあるようでありまして、これも、これは制度資金ですから、これは保証基金協会に保証を、債務保証をしてゐるわけでありまして、しかし皆さん、農家もそう、漁業者もそうなんです。いわゆる民間の金融機関から、それを担保にして、船や農地や宅地を担保にしていふゆるプロパー資金の借入れをされてゐる方も非常に多いんですよ。じゃ、この部分はどうするんですかと。

制度資金は、保証基金協会に皆さん方が代位弁済された分は国が真水を打つ、それはそれでいいです。けれども、まだ残つてゐるのはいわゆるプロパー資金の借入れの分ですよ。もうこの分の方

が私は大きいと思うんです。漁業の場合は制度資金を借りる率が高いのだから、農業者の場合には少なくとも制度資金を借りていないより、農協の、あるいはまた漁業者も信漁連の借入れの方が、プロパー資金の方が多いと思うんです。ですから、これをどうするかというのは非常に大きな問題ですから、もう時間がありませんが、国で買取ってください、債権を買取ってください。これは今まで事例がない話じゃありません。

是非ともこのことを、大臣も今日はおられますので、ゼロからのスタートじゃなくてマイナスからのスタートでは絶対に復興はできないと、これだけを是非とも大臣、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○委員長(主濱了君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、熊谷大君が委員を辞任され、その補欠として長谷川岳君が選任されました。

○委員長(主濱了君) 質疑を続けます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

東日本大震災も発生後一か月を過ぎたわけでありまして、被災されました皆様、改めまして御見舞いを申し上げます。お亡くなりになった方々に心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、被災地の支援を行っている方々、そしてまた復旧復興に向けて御尽力されておられる多くの皆様に心より敬意を表したいと思っております。

さて、それでは質問に入らせていただきます。

まず最初に、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農林水産物の出荷制限、そして摂取制限並びに農作物の作付け制限について、また出荷自粛や漁船の操業自粛等について質問をさせていただきます。

最初に、東京電力福島第一原子力発電所事故に

伴う農林水産物の出荷制限や摂取制限の状況及び出荷自粛や漁船の操業自粛の状況について農林水産省にお伺いするとともに、それらに対する万全な補償についての検討状況について、鹿野農林水産大臣並びに原子力発電所事故の損害賠償を所管する文部科学省にお伺いしたいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 現状でございますけれども、野菜につきましては、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、市町村に対しては、ホウレンソウなどの野菜につきまして出荷制限、指示されております。福島県に対しては、摂取制限も指示されております。それから、群馬県はかつてホウレンソウ、カキナについて出荷制限されておりましたが、四月八日に指示が解除されております。それから、原乳につきましては、現在、会津地域を除く福島県に出荷制限が指示されております。会津地域につきましては四月八日、それから茨城県につきましては四月十日、出荷制限の指示が解除されております。

それから、キノコでございますけれども、シイタケにつきましては、現在福島県の十六市町村について露地栽培の原木シイタケの出荷制限が指示されております。このうち一村については摂取制限も指示されているところでございます。

○国務大臣(鹿野道彦君) このようないわゆる原発事故によるところの損害につきましては、事故とのかかわり、相当な因果関係があると認められるものにつきましては、原子力の損害賠償法に基づきまして適切な賠償が行われるということでございますけれども、その中におきまして損害賠償紛争審査会というふうなものが設置されました。そこでいわゆる基本的な考え方、指針が策定されるわけでありますけれども、今日の状況というふうなものを鑑みて、出荷制限なりあるいは出荷自粛なり、あるいは風評被害も含めて大変な被害を受けておられる方々に對しまして、適切に速やかに補償が受けられるよう強く働きかけてまいりたいと思っております。

なお、政府におきまして、原子力発電事故に

よる経済被害対応本部というふうなものが設置されました。ここでこの補償等々の問題につきまして、取り組んでいくことでございますので、農業者、漁業者の被害を受けている方々の立場に立つて私も早急に被害対応がなされるように主張してまいりたいと思っております。

○政府参考人(田中敏君) 今回の原子力発電所の事故により生じる損害につきましては、今回の事故との相当因果関係が認められるものについては、ただいま大臣の方からも言及いただきましたけれども、原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして損害に對し適切な賠償が行われることになっております。先生御指摘の農林水産物の出荷制限等に對する損害につきましては、この考え方に照らして判断されるものと考えてございます。文部科学省におきましては、四月十一日付けで原子力損害賠償紛争審査会を設置してございまして、明日十五日には第一回を開催をする予定となっております。

今後、できる限り早急に原子力損害の範囲の判定等の指針を策定することとしてございまして、今回の事故における相当因果関係の考え方というのは、この指針に沿って判断されることになるというふうな考えているところでございます。

○渡辺孝男君 先ほどの答弁で出荷自粛と漁船の操業自粛の状況についてもお伺いをしていたんですが、これはどんな状況でありますでしょうか。

○副大臣(篠原孝君) まず、魚の方でございますけれども、コウナゴの摂取制限、出荷制限については取りざたされておりますけれども、今のところまだ決めてはおりません。間もなく原子力災害対策本部の方から発表される予定になっております。

それから、自粛についてでございますけれども、済みません、答弁を先ほどいたしましたんで、三月二十四日に栃木県が実施した検査によりまして、シュンギク二件で暫定規制値を超える結果が出てしまいました。で、二十一日後の二十五日、栃木県は県全域に對してシュンギクの出荷の自粛

を求め、現在継続中でございます。

ですけれども、これでは良くないということ、原子力対策本部からは栃木県に對しまして、放射性物質の影響の広がりをちゃんと把握するために検査をもつとするようにということを言っております。で、十三日に検査をいたしました。その検査結果は今日十四日の夕方に判明いたします。それを踏まえまして、暫定規制値を超えた地点はどれだけあるかと、どの地域かということ、出荷規制の要否を、こういったものを見まして、後に、後というのとは一日か二日掛かると思いますが、後、発表する予定でございます。

○渡辺孝男君 今、出荷制限とか摂取制限以外にも、出荷自粛をしている、あるいは漁船の操業の自粛をしているところがあるわけなんです。これは文部科学省にお伺いしますが、こういう出荷自粛や漁船の操業自粛等も、これ相当因果関係があるというふうには私には考えられますが、こういうものも賠償に当然がらなると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(田中敏君) 先生御指摘の点につきましては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、相当因果関係、平たく申し上げますと、因果関係が現実のものとしてどうとらえられるかどうかということに照らして判断をされるというふうな考えているところでございます。その考え方は原子力損害賠償紛争審査会においていろいろ議論をされるというふうな考えているところでございます。

○渡辺孝男君 今のお答えですと、まだそこは確定していないということなんですか。

○政府参考人(田中敏君) 基本的には、風評被害と言われるもの、あるいは今先生がおっしゃったようなものにつきましては、若干繰り返し返して恐縮でございますけれども、相当因果関係が認められるかどうかというふうなことで個別的には判断がされるということであらうというふうな考えているところでございます。

○渡辺孝男君 出荷自粛とか漁船の操業の自粛を

しているようなところは、やはり原子力発電所の事故に關係してやっているわけですから、ここは当然賠償してもらわなきゃいけないというのが、これは現場の声であるし、また私もそのように思いますので、そこはしっかり賠償していただきたい、そのように思います。強く主張をしておきたいと思っています。

次に、水田土壌の調査結果等を踏まえた稲の作付け制限の指示決定についてでありますけれども、まず、四月八日に原子力災害対策本部長名で稲の作付け制限に関する考え方が示されましたが、水田土壌の調査結果等を踏まえた稲の作付け制限の指示決定について、鹿野農林水産大臣に検討状況をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生申されたとおり、四月八日におきまして稲の作付けにつきまして考え方が出されたわけでございますけれども、福島県が十二日の日に、比較的濃度が高い、放射性物質の濃度が高い七市町村につきまして行った詳細な調査の結果を公表するとともに、今後関係市町村とよく相談して国と調整するという、こういう方針が明らかになりました。

そこで今、福島県と国、政府との間で調整をいたしております、県とも協議を進めているところでございます。県としての考え方というふうなものが出された段階におきまして、よく聞いた上でできるだけ早く決定をしていかなきゃならないと、こういうふうな思っておるところでございます。

○渡辺孝男君 作付け制限を課した場合の万全な補償を求める、これは当然、農業者からそういう補償を求める声は当然ながら上がるし、私もそのとおりだと思っております。その検討状況ですね、どのぐらいの賠償が受けられるのか。この点に關しまして文部科学省にお伺いをしたいんですが、その場合に、やはり今回、緊急避難の準備区域、これがもしかすると作付け制限から外れる、あるいは含まれることになると思うんですが、この準備区域についても作付け制限、私は作付け制

限の対象地域にしてみたいと思うんですが、作付け制限になった場合、あるいはその後で、今は少なくとも将来なる可能性もあるわけでありまして、こういう賠償というものはしっかりやってもらいたいと思うんですが。

まず、前半のところについては文部科学省、そして緊急時避難準備区域の作付け制限の考え方について、もし今の方向が決まっておれば農林水産大臣にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(田中敏君) 原子力損害賠償の考え方につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。事故との相当因果関係というところがどうであるのかということであろうと思います。

具体的には、原子力損害賠償法が適用された例というのは、ジェー・シー・オーの事故というのが一件ございます。一件だけではございませうけれども、そのときには営業損害というふうなものについても議論がなされておまして、その営業損害の中に、今おっしゃったような稲、農作物についての損害の状況というふうなことにしても十分な議論が行われているというふうに考えてございます。

賠償につきましては、政府全体として被害者の方々が適切な補償ということが受けられるように万全を文部科学省としても期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今、渡辺先生からの御指摘の件につきましては、原子力災害対策本部におきまして決定された稲の作付けに関する考え方におきましては、稲の作付け制限を行う場合は適切な補償が行われるよう万全を期することとするというところで発表があったわけでございます。そのようなことからいたしまして、補償対象となる損害の考え方というものは、これから審査会におきまして指針としてきちっと整理されていくものと考えております。

○渡辺孝男君 稲の作付けの制限指示の地域以外でも、作付け制限にならないければ、稲、田植したり、収穫に向けて努力をするわけでありますけれども、

でも、稲の収穫後に食品衛生上の暫定規制値を超えて出荷できなくなってしまう、そういう場合には当然ながら賠償の対象になると、そのように思っておりますが、その場合、最初から作付け制限がされておるところと、作付け制限が当初はされなくて、そして後で米を作ってしまったらやはり食品衛生上の暫定基準値になってしまったら出荷できないといった場合では、やはり賠償の額等が違ふと思うんですね。努力して作付けして、いろいろ肥料をやったり様々な労作をしてその後で駄目になったら、これは当然ながら賠償は多くなると、私は単純に一般的にはそう考えられると思うんですが、この辺の比較といいますか、最初から作付け制限が課されたところと、後になってやはり食品衛生上の米が売れなくなった、処分しななきゃならないといった場合の補償等、この辺についての考え方を農林水産大臣並びに文部科学省にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 補償というふうなものにつきましては、作付け、出荷等の制限で実際に生産農家に発生する損害が償われることが基本だと、こういうふうなことだと思っております。そういう意味で、作付けが制限された場合と作付けしたものの出荷が制限された場合、これでは補償されるべき水準は異なってくるものと、このように認識をしております。

いずれにしても、審査会におきまして、米についての制度や営業の実態を十分に説明をしてみたいと思っております。

○政府参考人(田中敏君) 具体的な考え方というのはこれから原子力損害賠償紛争審査会というところで議論をされていくところでございます。その中には、時間的要素をどうするか、あるいは場所的要素をどうするか、これはジェー・シー・オーのときの議論でございませうけれども、そういうことも含めて実際の損害ということをどう考えていくのかということも議論をされるというふうに考えてございます。このような指針がそれぞれの当事者間での具体的な和解、あるいは補

償の仕方ということに迅速に行われるというようなことを我々としても期待をしているというところでございます。

○渡辺孝男君 米以外の農畜産物、あるいは食用の特用林産物等でも出荷制限や摂取制限が課されることがあるわけで、実際課せられているわけでありませうけれども、その場合の適切な補償に關しての検討状況について、鹿野農林水産大臣並びに文部科学省にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生から御指摘の米以外の農産物につきまして、出荷制限やあるいは摂取制限を課された場合の補償はどうなのかというところでございませうけれども、こうした損害につきましては、米に限らず他の農林水産物におきましても、事故と相当なる因果関係が認められるものについては原子力損害賠償法に基づき賠償が行われるということになるものと思っております。適切な補償が行われるように、これからもできるだけの努力をしてみたいと思っております。

○政府参考人(田中敏君) 若干繰り返してございませうけれども、いかなる損害というふうなことが出ても、その損害と事故との相当因果関係ということに照らし合わせて適切な賠償が行われるというふうな考えているところでございます。

原子力損害賠償紛争審査会も明日が第一回目でございますから、いろいろなことを踏まえて議論を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺孝男君 これ、ちょっと質問通告してなかったんですが、一つ。

シイタケの出荷制限で出荷が停止になった十六市町村の中のいわき市では、何か福島県でのモニタリング検査では暫定規制値を下回っていたということがあるんですが、そのいわき市が出荷規制の中に入っているということなんですが、これは何かその理由というのはお分かりになるんだらば、本来、規制値以下だったんで、いわき市が含まれるというのが、その考え方とか、もしお分か

りであれば。済みません、ちよつとこれ質問通告
ができなかったものでしたけれども。

○委員長(主濱了君) 農林水産省、よろしいです
か。

○副大臣(篠原孝君) 後でいいですか、ちよつと
後にして……

○委員長(主濱了君) それでは、これは後で答弁
をさせます。

○渡辺孝男君 じゃ、これ質問通告してなかった
ので、後で教えていただければ幸いです。

それじゃ、次に、東日本大震災に伴い発生した
東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連して
の、食品に関する放射線量の検査等について質問
をさせていただきます。

まず、輸出品に対する諸外国の規制の状況につ
いて農水省にお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(吉田公一君) 諸外国におきまして
は、我が国の食品に対する輸入規制や検査を強化
する動きがございます。輸入規制の態様は様々で
ございますけれども、食品全体につきまして輸入
停止や証明書の要求を行っている国や、特定県の
特定産品についてのみ輸入禁止をしている国がご
ざいます。諸外国に対して、在外公館やWTOな
どの場等を通じて、過剰な規制とならないよう
働きかけを行っているところでございます。

国内の輸出産業者に対しては規制内容を周知す
る等の対応を行っておりまして、諸外国へ働きか
けを強め、国内の輸出関係業者に対し適切に情報
提供をしているところでございます。

○渡辺孝男君 外国からの、いろいろ安全証明と
いいますか、そういうものを求められている事実
もあるということでありませうけれども、内外の、
国産の農林水産物、加工食品の安全証明のために
放射線量の検査を実施しているという状況につ
いて把握されていればお伺いしたいというこ
と。そして、そういう、今までも原発事故あつた
わけでありませうけれども、これまでのときはどう
であつたのか、そしてまた、今回の事故では、そ
ういう検査を求め、実際行っている状況がどうな

のか、この点、両方について農水省にお伺いをし
たいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 安全証明のための放射線検
査についてでございますけれども、今、吉田政務
官が答えましたとおり、諸外国からはいろいろな
要請を受けております。国内の業者も、関心の高
い業者の皆さんはそういう要望が高まっていると
いうことは聞いております。

ですけれども、この検査証明というのは行政等
の公的機関による検査が私は一番大事なのではな
いかと思っております。それを中心に行つてい
ただくのが一番ではないかと思っております。で
すから、この安全確認につきましては厚生労働省
が中心でございます。食品衛生法上のルールに
従つてやっております。ですから、食品衛生法上
のルールに基づきまして、暫定規制値をまず決
定、公表いたしまして、今まで、関係県の協力を
受けまして農林水産物を調査いたしまして、四月
十三日現在で千四百四十四検体の検査を実施して
おります。

かつてどうだったかという御質問でございます
けれども、チェルノブイリ事故の際ですけれど
も、放射性物質に汚染された農産物が、ベクレル
値で同じようにやつたわけですが、販売され
てしまひました。こういったことで大問題にな
りましたので、この経験を踏まえまして、今はそ
ういうことのないように農業者、農業団体に対
して出荷停止、今現にやっておりますけれども、こ
れをきちんと指導しております。それから、市場
関係者、小売、食品メーカー、その皆さん方にも
販売停止、原材料ですね、これを使つてはいけな
いということで販売停止の指導をしております。

ですから、農林水産省と厚生労働省、関係各県
と連携を取りまして体内被曝が起きないようにし
ていかなければならないと考えております。

○渡辺孝男君 本来ならば、安全な条件で農産物
を生産し、販売していただくというのが基本中の
基本でありますけれども、万が一どうしてもそ
ういう検査をしなければならなくなったという場合

に、検査料とかあるいは検査証明書発行について
の費用等についてどのように公的支援をしていく
のかにつきまして農林水産省にお伺いをしたいと
思います。

○副大臣(篠原孝君) 検査は先ほどの質問につ
いてお答えしたとおりなんですが、各県に一台ずつ
機器があるわけでございます。しかしながら、今
まで使っていない機器もありますし、使い方が
ちよつと分かつている人がいないというようなこ
ともありますので、我々は全面協力しておりま
す。

まず、厚生労働省の検疫所、横浜と神戸にあり
ますが、ここはきちんとした検査機器持っており
ます。それから、両省の抱える独立行政法人、そ
れから公益法人、民間の検査機関もあります。農
林水産省は、都道府県から依頼があつた場合、直
ちにそれを受け入れまして、独立行政法人農業環
境研究所でございますけれども、これと二か所の
民間検査機関、ここに依頼しまして検査を実施し
ておりまして、この費用、費用は全て農林水産省
で負担しております。

○渡辺孝男君 本来必要のないそういう放射線量
の検査を避けるための風評被害対策、こういうも
のは本来必要ないんだということを、そういう
風評被害対策について農水省の取組をお伺いを
したいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 風評被害については、我々
が体内被曝防止とともに最初から一番心配したこ
とでございます。

ですから、まず、出荷停止をきちんとしましよ
うと。それには暫定基準値が絶対必要であるとい
うことで、基準値がなかったわけですが、暫定
でいいからということでもやらせていただきます
ました。

それから、証書をきちんとしなくちゃいけない
ということ、各県、県名で原産地が表示されて
おりますのでそれでいいだろうということでも出
まして、三月二十一日のことですけれども、その
日のうちに関係団体、市場関係者、小売関係者に

通達を出しまして、翌日には農林水産省においで
いただきましてこの趣旨を説明して、安全なも
の、基準値を超えたものは絶対出荷したりしない
ように、だからといって何々県のハウレンソウが
出荷停止になっているからほかのものも駄目だと
いうような行動は絶対に取らないように強く要請
いたしました。今回はそういったことで動いてき
ているのではないかと思います。

それから、消費者に対してでございますけれども、
も、鹿野農林水産大臣から出荷制限対象外の農産
物につきましてはふだんどおり買つて、ふだんど
おり食べてくださいというメッセージを発信いた
しました。

このように、風評被害を防ぐべくいろいろ努力
してきておるところでございます。

それから、今ほかの省庁にも御協力いただいた
りしておりますけれども、農林水産省の地下食堂
でも来週から福島県産の野菜を優先的に使うよう
にということで、そういったこともいたしまして
風評被害をなるべく少なくしていこうと思つてお
ります。

○渡辺孝男君 国産の農林水産物あるいは加工食
品の輸出に関して、今回の原発事故関連で風評被
害を受け損害を被つた場合の適切な補償につしま
して、例えば、貿易保険加入に対する助成とか、
貿易保険での補償を含めてどのような対応をして
いくのか、文部科学省及び経済産業省にお伺いを
したいと思ひます。

○政府参考人(田中敏君) 今回の原子力発電所事
故に関連する、まず風評被害につきましては、こ
れがないように、我々としても適切かつ迅速な情
報の提供が必要かなというふうに思つてございま
す。ただし、万一風評被害というふうなものが生
じた場合には、先ほど申し上げた、相当な因果関
係があるかどうかというふうなことを照らし合わ
せてみて、原子力損害賠償法の適用かどうかとい
うことにならうかというふうな考えてございま
す。

いずれにしても、これから迅速に検討をしてい

おります。手始めに、先ほど申し上げましたように農林水産省の売店それから食堂で、福島県産あるいはほかの県産もそうだけれども、どんどん使っていたくということをやつてまいりたいと思つております。

それから、経団連でも、会員企業に対しまして社員食堂や企業内産直市等で被災地の農林水産物の販売等を行うよう呼びかけてくれているそうでございます。電力企業の皆さん等はこれに特に熱心に取り組んでもらうべきではないかと私は思つております。

自肅ということで消費価格が下がつておると、毎日、我々対策本部の会合を大臣室で開いておるわけですが、市場の動きがどうだったか、小売店の動きがどうだったかという報告があるわけです。消費者は意外と早く戻つて、買つてくださつてゐるわけです。柴田委員と同じような方が多いんですが、駄目なのが、なんて言つちや悪いんですが、外食等が非常に控えめで、皆さん出ていかないということと売れないということ。これが非常に大問題になつてきているんじゃないかと思ひます。

ですから、食べて応援しようということを、特に国会議員の皆さんも率先して、余り度が過ぎるとちよつとお叱りを受けるかもしれませんけれども、そういうことのないようにやつていくべきではないかと考えております。

○柴田巧君 是非その取組、またこれからもしっかりやつていただきたいと思ひます。

済みません、ちよつと一、二、飛ばして、次の質問に移らせていただきたいと思ひますが、先ほども話が出ておりますように、今回のこういう原発事故があつて、海外での農産物の輸出規制が非常に強まっているところでありまして。今回の天災、地震と津波はもちろん天災ということになりますが、この原発の問題あるいはいろんなこの政府の情報発信等を含めて、人災の部分がかなりある、あるいは後手後手に回つてゐるところがやつぱりあると正直思ひます。それが風評被害を

拡大しているという面は否めないと思つてあります。このいろんな農産物含め日本産品の輸入規制が広がつてゐるということも、一つの背景にはそういうところがあると正直思ひます。

今度レベル七に上がつて、いよいよ、この農産物を輸出をしていくことに對してこれまで一生懸命頑張つてきたわけですが、二〇一七年までに一兆円目指しているんな取組をして、そこに一つの日本農業の活路を見出していききたいということでありましたが、残念ながらこういう事態になつて、長期戦を余儀なくされると思ひます。そういう意味では大変危機感を持つてこの問題に對処をしていかなきゃならぬと思つてわけですが、

そういう中で、先ほどもありましたように、この証明書を発行すれば輸入もオーケーだということも実際あるわけですね。もういろんな、厳密に言つと、三月十一日前のものであるという証明もあれば、三月十一日以降だと、その放射線の値がクリアしているという問題、あるいはそういった地域ではないところの産品だという証明等と、厳密に言つと三種類ぐらゐるのかもしれないが、とりわけその放射線の値が大丈夫だということとを發行する証明書、これがしかし残念ながらなかなか検査機器も少ないこともあつて滞つてゐるやに聞いたりもするわけでありまして、これをやつぱり円滑に迅速にその証明書の發行作業といふのはやれるようにまずはしていかなきゃいけないのではないかと思ひますが、今後の取組、まずお聞きをしたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 柴田委員、質問をされながら現状もお分かりいただいてゐるんじゃないかと思ひます。

放射能検査証明は出せるなら出したわけでございますけれども、各県に一台しかない。もう準備してこなかったわけでは、検査機器がないわけですから、現実問題として食品や水道水の検査あるいは土壌検査の方を優先いたしますので、今のところ輸出用に検査をする余裕がござ

いません。したがって、今どういう状況かということも輸出業者の皆さんに承知していただく、それから諸外国に對して余り過度な規制をしないようにということをお願いしていく以外にないんじゃないかと思ひます。

ただいまのところでございますけれども、例えばE Uが一番厳しい国の一つでございますけれども、福島県以下十二の都県に對しましては放射能検査証明を要求しております。しかし、それ以外の県は、その県、兵庫県なら兵庫県の産ですやということを証明すればいいわけです。それから、三月十一日より前のものならいいんですよという、これは何も放射能検査しなくて済むわけですから、そういうことがございますので、それほど輸出に對して支障は今のところ生じてないんじゃないかと思ひます。

準備でき次第ということでございますが、補正予算でも検査機器を大量に買えるように要求しております。ただあちこちほかの国からも注文が殺到しているようでございまして、この機械を作っている会社、そんなに多くございせんので、どんなに急いでも日本に届くのに三か月から四か月、届くそうでございます。三か月、四か月先にはそこそこ検査ができるような状況になつていてほしいと願つております。

○柴田巧君 三か月、四か月ということで、何かいい手だてがないのか、またよく検討していただいて、そういう發行作業が進んでいくことを願ひたいと思ひますが。

いづれにしても、今お話あつたように、相手国では非常に過度な行き過ぎた対応のところも出てゐるわけでありまして、そういうところにはしつかりこちらの主張も申し上げていかなきゃならぬと思ひますし、とにかく、そうでない、輸出されているものは安心、安全だということを、これはやつぱりもう、単に政府機関のみならず、あちらの民間、マスコミも含めて、海外です、ね、しつかり情報発信していくということが大事だと

思ひますが、先ほど申し上げましたように、これは非常に大きな危機感を持つてこの問題に農水省としても国としても對処しなきゃならぬと思ひますが、大臣の決意を、考えをお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 諸外国におきまして、我が国の食品に對する輸入規制というふうなもの、検査を強化する動きというのは先生御指摘のとおりであります。

そういう中で、輸出戦略というふうなものにおきましていろいろと考えていかなきゃならぬところがあるわけでございますけれども、今申されたとおり、過剰な規制にならないようにということでもろろのルートを通じて今働きかけをいたしているところでございます。総理大臣も、フランスのサルコジ大統領が来られたときに、冷静な御判断をしていただきたい、また中国の温家宝首相との電話会談におきまして、科学的根拠に基づいて冷静に御判断していただきたい、こういう働きかけもいたしているところでございます。我が農林水産省といたしまして、とにかく今いろんな意味で規制なり検査の強化をしようとして、また実際やつておる国々とも意見交換を直接する必要があるなというふうなことで、とにかく実態というふうなものを、確かな情報というものをきちつと諸外国にも受け止めていただく必要があると、このようなことから、私から指示をいたしまして、特にアジアの諸国を中心として赴いて、そしていろいろと意見の交換をしていくというふうなところにおいて、少しでもこの風評被害を諸外国からなくしていきたいなど、こんなところの施策を今やつてゐるところでございます。

今先生から危機感を持つてということでありまして、まさしく危機感を持つて、緊張感を持つて取り組んでいかなきゃならぬ重要な課題であると、こういう認識に立っているところでございます。

○柴田巧君 是非お願いをしたいと思ひます。

それでは、水産関係の話に移りたいと思いますが、先ほどからも船の話が出ました。魚は海にいらんだということで、漁師の皆さんは船さえ手に入れば何とか漁に出ていけるという思いが強いわけであります。

そういう中で、先ほど漁港の中の瓦れきの話、沈没した船の話もありましたが、津波で漂流している、漂っている船というのはまだかなり多いものと思います。幾らか戻ってきているものもあるわけですが、その、漁船の搜索、引航、曳航の状態はどうなのか、また今後の取組どうなのかということをお聞きをしたいのと、それから昨日もテレビですとNHKなどは特集しておりました

が、陸に上がってしまった船をどう戻すか、港に戻すか、運び出すかというのも大変大きな課題になっていて、中にはとにかく修理をすればすぐ使えるのが結構あるんですね、修繕すれば。先ほどのお話じゃありませんが、今から新しい船を造っても時間とお金が掛かる中で、そういう船が、修理、修繕すればまた使えるのが結構あるということから、とにかく海に今漂流しているのはこつちに戻す、あるいは陸に上がっているものを瓦れきを撤去しながら港に持つてくるという作業がこれから求められると思いますが、現状と併せてお聞きをしたいと思っています。

○政府参考人(鈴木久泰君) お尋ねの流出した漂流船の問題についてお答えをさせていただきます。今回の津波で大量の船舶が洋上に流出しておりますが、これにつきまして、私ども、まず人命救助が最優先でありますので、生存者の確認をいたしまして、その生存者がいない、無人だということが分かった船につきましては、使用可能性のあるものを中心に順次曳航を今やっておりますところでございます。本日正午までで全体で四十九隻、うち漁船は二十九隻曳航をしております、完了しております。

ただ、問題は、その所有者の方が被災をしております。なかなか所有者にお渡しができないというところでございまして、この四十九隻のうちお渡しできたのは二十隻、漁船は二十九隻のうち十三隻でございます。残りにつきましては、連絡が取れてもなかなか段取りができないとか、あるいはそもそも連絡も付かないというような状況にございます。

ただ、こういう事態は元々分かっておりますので、私どもは港湾局と調整をして、釜石とか石巻、小名浜といった大きな港に仮置場を用意してございまして、そこに取りあえず収容して、それで引渡しの際取りを付けていくということをやっております。

漁船につきましては、水産庁や全漁連とも御連絡をして、一緒になって早く引渡しができるように頑張つていきたいと思っておりますし、また、曳航もこれからまたしっかりとやっていきたいと思っております。

○副大臣(篠原孝君) 中古漁船の活用というのは野村委員から御指摘がありました。その前に屋根の上に乗つておられる近くの漁船というのがあつたわけでございます。それで、漁船はほとんど漁船保険に加入しております。陸上に打ち上げられた漁船は、船主の皆さんが海に戻して使いたいという場合は、保険金額を上限にして修繕費、救助費等が保険金で支払われることになっております。ただ、海まで相当離れていると、あるいはドックまで相当離れていて、引つ張つてくるととてもコストが掛かつて駄目じゃないかという心配があるわけでございます。元々大幅にその修繕費が掛かることが分かつてるものについてまでは面倒を見切れませんけれども、やや、保険金で賄えるはずだということをやつてみたところがちよつと上回つたというふうなことがあるのではないかと思います。そういう場合は、損害防止のため、あるいは軽減のための応急措置費用として、特別でございますが、保険金額を少々上回つても保険金額で支払えるように特別な措置を講じたいと思っております。身近な漁船、使えるものは使つて早く漁業を

再生する方が先だと思っておりますので、そういった措置を今検討中でございます。

○柴田巧君 時間がもうありませんので、最後の質問にしたいと思います。

今回、大震災で漁港、水産施設、大きな、漁村も含めて被害を受けました。総理もこの前、石巻かな、行かれて、重点的に整備を漁港についてはしていくというお話もありましたが、いずれにしても、先ほどのお話もありましたが、関係自治体あるいは大きな被災を受けた水産関係の皆さんの声も、要望もしっかりと受け止めながら復興に務めていくと。国の押し付けであつてはならないと思

いますし、これからの時代にも、夢のある漁業を目指すためにも、そういったことも頭の中に入れてながらこれから復興プランを具体的なものを策定していくかなきゃならぬと思いますが、どういうスケジュール感でやるか、また大臣の思いも含めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○委員長(主濱了君) 時間が来ておりますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(鹿野道彦君) 基本的には、とにかく災害に強い新しい水産業なり漁村づくりというふうなものを目指して、重ねて申し上げますけれども、次の時代の人たちにも評価されるような復興モデルとしての漁村、漁業の体制づくりに懸命に取り組んでいきたいと思っております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。震災から一か月過ぎようとしているわけですが、けれども、被災された皆さん、もう本当に懸命な復興への努力と、それから被災者救済のために本当に日夜分かたず頑張つておられることに對して敬意を申し上げたいと思ひます。

その上で申し上げますけれども、東京電力の放射能漏えい事故で、これ農業者、漁業者は多大な損害を受けているわけです。速やかにこれ補償するのは当然なんですけれども、ところが、福島原発事故に關して四月十一日に経団連の米倉会長の記者会見がありまして、ここであつたように言っている

わけですね。大規模な天災それから内乱等による事故の場合にはこれは国が補償するということになつていふんです。最大の、もうそれこそ東電、電力事業を完全に援助する、早く被災者に賠償金を払えというようにことを政府の高官が言つたというふうなことを伝えられておりますけれども、それは本来、政府がちゃんと、どういう支援策であるべきかということ、一次的には政府の責任なんですから、政府がやらなきゃいけないということ、東電の賠償責任を免責するような発言をされていふわけです。

これ、避難勧告を受けておられる被災者の皆さんにとつてもこの経団連の会長の発言というのはとても許せないものだと思ひます。もうこれですけれども、まずこの点について大臣の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) この度の福島原子力発電所の事故によつて生ずるところの損害につきましては、第一義的に東京電力の責任であると総理大臣も自らおっしゃつておられるわけでございますので、私も第一義的に東京電力の責任であると思ひます。こういう認識を持つておるところでございます。

○紙智子君 東京電力がこの賠償責任を負うということをもし否定した場合には、否定することになると、これは農産物や水産物の補償の枠組みそのものが崩れてしまうということでありまして、政府としてやっぱり東電の賠償責任という問題を改めて明確にすべきだと。今おっしゃいましたけれども、改めて、もう一言お願いします。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今申し上げましたとおり、このことの考え方は、まさしく第一義的には、この損害についての、第一義的に東京電力の責任で行うというふうなことであるものと思ひます。

○紙智子君 それで、福島原発の事故から一か月過ぎようとしているわけなんですけれども、それにもかかわらず、被害農家にとっては、これ一円の補償金もまだ支払われていないんですね。議論

はされているんですよ。必要だと議論はされているんだけど、まだ支払われていないと。それから、つなぎ資金についても被害農家に渡っていないんですね。

なぜこんなに遅れているのか、そしていつまでに手渡せることになるのか、これについて明らかにしていただきたいと思っています。

○副大臣(篠原孝君) 我々は出荷制限をするときに既に、十分な補償が得られること、これを条件に出荷制限に依拠していただくことを農業者の皆さんと約束しております。ですから、枝野官房長官の記者会見でも、同じように出荷制限をするんだけど補償は必ずやっていくということと話をさせていただいております。ただ、時期の問題でございます。前例は、ジェー・シー・オーの事故のときは三か月後に補償金が支払われております。我々はそれではもたないということと、特に、これはすぐお分かりいただけると思いますけれども、酪農家が一番大変でございまして、原乳は出荷できない、ですけれども餌をくれなければならぬと。餌代が掛かるということ、クーラー代等も掛かるということで、出費はかさんでいくのに収入はないということ、で、つなぎ融資ということを一生涯懸命考えて、これもちよっと手間取ってしまったわけですが、そこそこできました。あとは原子力損害賠償法でもってきちんと補償金が支払われること、これ以外ないと思っております。十一日に原子力損害賠償審査会がございまして、指針ができるはずでございます。

これは私自身の考え方というか表現でちよっとどぎつくなるかもしれませんが、避難をせざるを得なかった方は避難をしてほかのところに移っているわけですが、ですけれども、それは避難されている皆さんは手厚く住むところも提供されているわけですが、農家はそこまで行かないと。しかし、収入の道を閉ざされているわけですが、私は、半分避難を命じられたような感じになつているんじゃないかと思っています。

補償のことを我々が言いますと、いや、農家だ

けじゃないんだということがすぐ出てきます。農家、漁家だけじゃないんだということが出てきますけれども、避難された方々の次に直接的な被害を受けているのはやはり農家、漁家ではないかと思えます。ですから、審議が速やかに行われて、早く基本指針ができて、早く補償できるように農林水産省から関係省庁に強く働きかけてまいりたいと思っております。

○紙智子君 今、つなぎ資金の話も出されました。間に合わない中でまずそこを早く手当てをしようということ、つなぎ資金が当座の運転資金になるわけですが、この資金が急がれるんだけど、まだその申請書類も、だから農家の側から見ればどう申請していいのかわからないことも分らないという状況もあると。さらに、農協と、その農協を一つ、何というか母体にしていろいろやり取りしようとなっているんですけども、農協と疎遠な農業者もいるわけですね。みんながみんなそこにいるわけじゃないっていうか。ですから、そういう農業者は対象外になつてしまふということもあるわけです。丁寧でやつぱりスピード感のある対応が不可欠だと思ふんです。

それで、やつぱり改善すべき点は改善するということ、一刻も早くこの避難農家全てにつなぎ資金が渡るようにこれは格別の段取りというか努力を政府もすべきだと思ふんですけれども、これについていかがでしょうか。

○副大臣(篠原孝君) 紙委員の御指摘のとおりでございます。まして、ルートとしてはつなぎ融資が一つあります。ですけれども、補償金の場合も損害賠償請求をして、それに基づいて補償金が支払われるという形になっておりますので、個々の農家がやつては大変なんです、農業団体が中心になって取りまとめやるといふ形になっております。ですから、つなぎ融資も実はそのルートでもつても一括してやっていた方がいいんじゃないかと思ふんです。これについてはジェー・シー・オー、余り良くないあれかもしれませんが、茨城県はノウ

ハウを十数年前に持っているわけでございますので、こちらから話を聞いたりして、各県とも急いでやるようにということで、我々中継ぎをしているところでございます。一刻も早く補償金が支払われるように、つなぎ融資のお金が農家の手元に届く、懐に届くように全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○紙智子君 今お答えになつていらっしゃるんですけども、外れているところも含めてちゃんと乗せてやつてほしいということとをちよっと改めて申し上げておきたいと思ひます。

それから次は、新たな計画的避難区域の設定と係の被害補償の問題についてですが、計画的避難区域に設定された町村というのが福島県の葛尾村、それから浪江町、飯館村、川俣町それから南相馬市の一部ということですね。これらの地域は、約一か月掛けて別の場所に計画的に避難することになっているわけですね。要するに、その指定区域でいいますと、農業はできないことになるわけですね。そうすると、そこでの農業生産がどうなっていくのかということとちよっと改めてこの町の状況を見てみますと、葛尾村でいうと農家の数が二百八十六戸ということでありまして、ここが水田が百三十一ヘクタール、それから農家の約四割が肉用牛を飼養していると。肉用牛は五千七十頭いるんですね。

それから、浪江町は農家戸数が千五百九十五戸あって、水田が千二百四十ヘクタールで、肉用牛が千八百五十頭なんです。豚が一万三千二百頭、乳用牛が六百五十頭。飯館村でいいますと、農家戸数が千四十八戸で、水田が八百七ヘクタールで、肉用牛が三千二百六十頭、乳用牛が三百三十頭。野菜生産もトマト、ホウレンソウ、大根などもやっていると。川俣町では、農家戸数が千三百四十四戸、水田は四百二十八ヘクタール、肉用牛二百九十頭、豚一万四千六百頭、乳用牛七百頭。南相馬市は農家数が四千三百九十八戸あるんで

すね。水田五千二十ヘクタールで、乳用牛が千三十頭、肉用牛が三千六百九十頭、豚一万三百頭と。

だから、合わせますと、農家数でいうと八千六百四十八戸があつて、水田で七千六百二十六ヘクタール、肉用牛が一万四千六百六十頭、乳用牛が二千七百十頭、豚が三万八千八百頭と、トータルするといふわけです。

こういう農家に対する補償がどうなるのかというのがあります。それから、五万五千頭に及ぶ家畜の扱いをどうするのかということは極めて重大な問題だと思ふんですけれども、これについての農水省の見解をお話し願ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 計画的避難区域といふようなものが設定されたわけですが、今先生お話しのとおりに一か月後には避難してほしいと、こういうことでございまして、現実的には原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして適切な補償が行われることになるものと、このように考えておるところでございます。

また、家畜等々につきましては、十一日の日に枝野長官から計画的避難区域の設定が示されたわけでございますけれども、この区域におけるところの家畜の飼養管理あるいは移動等をどうするかというふうなことににつきましては、今、福島県と連携を取りながら早急に詰めておるところでございます。

○紙智子君 公共の牧場ですとかそれから空き牛舎なんかも探しているという話も聞いているんですけど、やつぱりめんどいというか示していただかないと非常に不安だと思ふんです。そこを是非やつてほしいと思ひます。

それとも一つ、農家の補償の問題で、二十キロ圏内の避難指示を受けているところ、これは早い段階で二十キロ圏内というのがあつたんですけど、この受けている農家の問題もそうなんですけれども、結局集団で移動しているところもあるんですけれども、もうそれぞれ散り散りばらばらにいうか、自分たちでいرونなつてをたどつて避

難している農家もあるわけです。そういう農家も掌握できていないところもあるわけです。そうですね。すると、補償をしなきゃいけないというんだけれども、実際によく分からなくて対象に外れてしまっているという状況もあると思うんです。

それから、家畜の扱いも、できるだけやつぱり家畜も一緒に移住できる方が望ましいというのか、受人先なんかもそういう意味では検討すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

これはちよつと、総務省にかかわる問題と農水省にかかわる問題、先の、最初のところと後ろは農水省なんですけど、それぞれでお答え願います。

○政府参考人(久元喜造君) 今御指摘いただきましたように、今回の災害ではたくさんの方々が市町村の外に避難しておられます。住所地がある市町村や県ではそういう避難者がどこにあられるのかという情報の把握が非常に重要になっております。

そこで、総務省といたしましては、四月十二日付けで全国の自治体に通知を発出いたしましたとして、以下のようなお願いをしております。

まず、避難者の方には避難先の市町村に必要な所在地などの情報を届けていただきたいということ、そして、全国の自治体を結ぶLGWANと呼ばれる専用の回線がありますけれども、これを使って避難先の県、更に避難元の県に情報を通知して集約をする。さらに、その情報を住所地のある市町村にこれを伝達をいたしまして、住所地のある市町村で全国に散らばっている住民の情報、所在地の情報をまとめると、こういうことをお願いをしております。このシステムが順調に稼働いたしますと、住所地のある市町村あるいはそれを包括する県からいろいろな情報連絡ができるようになる、こういうふうな考えているところでございます。

○副大臣(篠原孝君) 二十キロ圏内の避難区域の農家は当然、原子力損害賠償法に関する法律に基づきまして適切に補償されるべきだと考えており

ます。当然のことだと思えます。

今御指摘のとおり、遠方に避難されておられるわけですね。どこにおられるか分からないということでございますけれども、今総務省の方から答えがありましたようにLGWAN、それから全国避難者情報システムというのができ上がっているそうでございます。これを活用いたしまして、離れていてもどこにおられるかというのを把握いたしまして、農業者、漁業者、被害も適切かつ速やかに補償されるように全力を尽くしてまいります。

○紙智子君 いろんな減免制度とか、それから保険料の、何というんですか、先送りということとか、いろんな措置が受けられるのに知らないで、自己申請ということになると、知らないで、それも受けられないということになりかねないもので、そこは丁寧にやっていただきたいと思えます。

それから、漁業再建の問題ですけれども、特に三陸それから仙台の漁業再建が非常に重要な課題なわけなんです、これ大臣にお聞きしますけれども、農林水産省としての、どうやるかという道筋です、これについて明らかにしていただきたいと思えます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今回の地震、大地震によつて被害を受けた三陸地域というのは、日本の漁業にとつてもまさしく重要な地域であるわけでございます。その地域の漁業なり漁村の復興というふうなものにつきましましては、菅総理大臣からも、まず地域の住民の要望を尊重する、二つ目は全ての国民の人たちの英知を結集して復興に当たる、三番目として未来の夢を先取りする未来志向の復興を目指す、こういう基本的な考え方が示されたわけでございますけれども、私も農林水産省といたしましてはいよいよこの復興計画、復興構想というふうなものが、会議が動き出すという中におきまして、まさしく次の世代に評価される我が国の代表的な復興モデルになるように、これからの懸命に取り組んでいきたいと思つ

ております。

○紙智子君 最後の質問になりますけれども、これも大臣にお願いしたいんですが、TTPP問題についてです。

それで今、国を挙げて復興をやるということ、で懸命に努力をしているわけですが、復旧しても、例えば三陸のワカメのように、もしTTPPということになると、これ九九%がワカメが駄目になっちゃうということもあるわけですね。ところが、今日の日本農業新聞の報道記事の中にありましたけれども、TTPPの作業部会は、閣僚からの中止の指示がない限りは粛々と検討を進めるということ、再開しているんですね。これというのは、今復興に取り組んでいるという現地の思いからいっても、非常に逆行する話だということに思うわけです。

それで、やつぱりこの際、大臣として、先送りじゃなくて、はっきりこれは断念すべきであるというのを農水大臣として明確にするべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鹿野道彦君) これだけの巨大地震というものによつてまさしく被害を受けておる、これをどう復旧復興させていくかというのはまさしく政府の最大の責任であり、責務であるわけであります。すなわち、国を挙げて今この取り組みでおる復旧復興に全ての、あえて申し上げますならば、全てのエネルギーを費やしてもこの復旧復興に臨んでいくんだというこの気概がやはり今必要だと。

私は、そういう意味で、農林水産省といたしましては、とにかく今回の被災に遭われた方々の地域の復興復旧に懸命に取り組んでいくという、このことに一点集中と言つてもいい気持ちで、決意で取り組んでいきたいと思つております。

○紙智子君 表現としては、一点集中という話があったんですけども、それであれば是非中止ということも言つていただきたいということを最後に改めて強調しまして、質問を終わります。

○委員長(主濱了君) 本日の調査はこの程度にと

どめです。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十五分散会